

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 2 年第 2 回定例会

(令和 2 年 6 月 2 日～6 月 16 日)

阿 見 町 議 会

令和2年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	5 1
◎会期日程	5 2
◎第1号（6月2日）	5 5
○出席、欠席議員	5 5
○出席説明員及び会議書記	5 5
○議事日程第1号	5 7
○開 会	5 8
・会議録署名議員の指名	5 8
・会期の決定	5 8
・諸般の報告	5 9
・議案第47号（上程、説明、質疑、委員会付託）	6 0
・議案第48号から議案第53号（上程、説明、質疑、委員会付託）	6 1
・議案第54号（上程、説明、質疑、委員会付託）	6 5
・議案第55号（上程、説明、質疑、委員会付託）	7 0
・議案第56号（上程、説明、質疑、委員会付託）	7 1
・議案第57号（上程、説明、質疑、委員会付託）	7 2
・議案第58号（上程、説明、質疑、委員会付託）	7 4
・議案第59号（上程、説明、質疑、委員会付託）	7 5
・議案第60号（上程、説明、質疑、討論、採決）	7 6
・請願第1号（上程、委員会付託）	7 7
○散 会	7 7
◎第2号（6月3日）	7 9
○出席、欠席議員	7 9
○出席説明員及び会議書記	7 9
○議事日程第2号	8 1
○一般質問通告事項一覧	8 2
○開 議	8 3
・一般質問	8 3
永井 義一	8 3

高野 好央	9 7
海野 隆	1 0 1
川畑 秀慈	1 1 7
難波千香子	1 3 3
○散 会	1 5 5
◎第 3 号（6 月 4 日）	1 5 7
○出席，欠席議員	1 5 7
○出席説明員及び会議書記	1 5 7
○議事日程第 3 号	1 5 9
○一般質問通告事項一覧	1 6 0
○開 議	1 6 1
・一般質問	1 6 1
紙井 和美	1 6 1
飯野 良治	1 7 4
落合 剛	1 9 0
柴原 成一	1 9 8
・休会の件	2 0 5
○散 会	2 0 5
◎第 4 号（6 月 1 6 日）	2 0 7
○出席，欠席議員	2 0 7
○出席説明員及び会議書記	2 0 7
○議事日程第 4 号	2 0 9
○開 議	2 1 0
・議案第 4 7 号（委員長報告，討論，採決）	2 1 0
・議案第 4 8 号から議案第 5 3 号（委員長報告，討論，採決）	2 1 1
・議案第 5 4 号（委員長報告，討論，採決）	2 1 6
・議案第 5 5 号（委員長報告，討論，採決）	2 1 9
・議案第 5 6 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 2
・議案第 5 7 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 3
・議案第 5 8 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 4

・議案第59号（委員長報告，討論，採決）	225
・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	227
・意見書案第1号（上程，説明，質疑，討論，採決）	233
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	235
○閉 会	236

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第127号

令和2年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月20日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和2年6月2日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和 2 年第 2 回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第 1 日	6 月 2 日	(火)	午前10時	本会議	・ 開会 ・ 議案上程 ・ 提案理由の説明 ・ 質疑 ・ 委員会付託
第 2 日	6 月 3 日	(水)	午前10時	本会議	・ 一般質問（5 名）
第 3 日	6 月 4 日	(木)	午前10時	本会議	・ 一般質問（4 名）
第 4 日	6 月 5 日	(金)	午前10時	委員会	・ 総 務（議案審査）
			午後 2 時	委員会	・ 民生教育（議案審査）
第 5 日	6 月 6 日	(土)	休 会		・ 議案調査
第 6 日	6 月 7 日	(日)	休 会		・ 議案調査
第 7 日	6 月 8 日	(月)	午前10時	委員会	・ 産業建設（議案審査）
第 8 日	6 月 9 日	(火)	休 会		・ 議案調査
第 9 日	6 月10日	(水)	休 会		・ 議案調査
第10日	6 月11日	(木)	休 会		・ 議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第11日	6 月12日	(金)	休	会	・ 議案調査
第12日	6 月13日	(土)	休	会	・ 議案調査
第13日	6 月14日	(日)	休	会	・ 議案調査
第14日	6 月15日	(月)	休	会	・ 議案調査
第15日	6 月16日	(火)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[6 月 2 日]

令和2年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月2日（第1日）

○出席議員

1 番	久保谷	充	君
2 番	落 合	剛	君
3 番	栗 田	敏 昌	君
4 番	石 引	大 介	君
5 番	高 野	好 央	君
6 番	樋 口	達 哉	君
7 番	栗 原	宜 行	君
8 番	飯 野	良 治	君
9 番	野 口	雅 弘	君
10 番	永 井	義 一	君
11 番	海 野	隆	君
12 番	平 岡	博	君
13 番	川 畑	秀 慈	君
14 番	難 波	千香子	君
15 番	紙 井	和 美	君
16 番	柴 原	成 一	君
17 番	久保谷	実	君
18 番	吉 田	憲 市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉	繁	君
副 町	長	坪 田	匡 弘	君
教 育	長	湯 原	正 人	君
町 長 公 室	長	小 口	勝 美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
生活環境課長	小笠原浩二君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	野口重吉君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和2年6月2日 午前10時開会・開議

- | | | |
|-------|----------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 議案第47号 | 阿見町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第48号 | 令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号） |
| | 議案第49号 | 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第50号 | 令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第51号 | 令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第52号 | 令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| | 議案第53号 | 令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第6 | 議案第54号 | 霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約について |
| 日程第7 | 議案第55号 | 竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について |
| 日程第8 | 議案第56号 | 舟島小学校設備改修工事請負契約について |
| 日程第9 | 議案第57号 | 財産の取得について（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入） |
| 日程第10 | 議案第58号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第11 | 議案第59号 | あっせんの申立てについて |
| 日程第12 | 議案第60号 | 令和2年6月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 請願第1号 | 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願 |

午前１０時００分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和２年第２回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１８名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第１，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、

１２番 平 岡 博 君

１３番 川 畑 秀 慈 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る５月２６日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件についてを御報告申し上げます。

令和２年第２回定例会につきまして、去る５月２６日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は６名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から６月１６日までの１５日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

２日目、６月３日は午前１０時から本会議で一般質問、５名。

３日目、６月４日は午前１０時から本会議で一般質問、４名。

4日目、6月5日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは、休会で議案調査。

7日目、6月8日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは、休会で議案調査。

15日目、6月16日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月16日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月16日までの15日間と決定をいたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありますので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります、報告事項を申し上げます。

初めに、令和元年度繰越明許及び事故繰越について御報告いたします。

令和元年度の事業施行に当たり、諸般の事情及び避けがたい事故により年度内での事業完成が困難となったため、予算の定めるところにより令和2年度に繰り越した事業及び事故繰越した事業は、お手元に配付いたしました令和元年度繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書のとおりであります。

次に、令和元年度、水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたします。

令和元年度の水道事業執行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため、令和2年度に繰り越した事業は、お手元に配付しました令和元年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（久保谷充君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第47号から議案第60号のほか、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願、以上15件であります。

次に、監査委員から令和2年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告をいたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和2年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、6月1日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和元年度、阿見町土地開発公社決算書及び令和2年度阿見町土地開発公社事業計画の提出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第47号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第47号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第47号の阿見町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号に係る通知カードが廃止されることから、通知カード再交付手数料の徴収

規定を削除するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第48号	令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第49号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第50号	令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第51号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第52号	令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第53号	令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第48号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第49号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第50号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号、令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第48号から議案第53号までの補正予算について，提案理由を申し上げます。

議案第48号，一般会計補正予算は，既定の予算額に1億3,283万8,000円を追加し，歳入歳出それぞれ220億7,503万6,000円とするほか，地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表，歳入歳出補正予算の歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金では，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新規計上。

第20款繰入金では，財源調整のため，財政調整基金繰入金を減額。

第22款諸収入では，コミュニティ事業助成金を新規計上。

第23款町債では，前年度補助事業採択に伴い，舟島小学校の空調設備及び君原小学校の屋内運動場の改修に係る学校施設整備事業債を減額するものであります。

次に，3ページからの歳出について，主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで，人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正，報酬単価改定に伴う会計年度任用職員関係経費の補正があるほか，第2款総務費では，町民活動推進費で，助成事業採択に伴いコミュニティ事業補助金を新規計上。

第3款民生費では，老人福祉費で75歳以上の単身世帯に，児童福祉総務費で児童扶養手当受給世帯に，それぞれプレミアム付商品券を配付する経費を新規計上。

第6款商工費では，商工業振興費で，販売総額2億円，30%のプレミアム付商品券発行に係る経費を新規計上。

第7款土木費では，街路事業費で，補助事業の内示に伴い，寺子・飯倉線整備事業費を増額。

第9款教育費では，前年度補助事業採択に伴い，小学校費で舟島小学校の空調設備及び君原小学校の屋内運動場の改修工事に係る経費を皆減するものであります。

5ページの第2表，地方債補正については，橋梁修繕事業債を追加，社会資本整備総合交付金事業債ほか4件の起債限度額を変更するものであります。

次に，議案第49号から第51号までについては，それぞれの特別会計において，人事異動等に伴う職員給与関係経費，報酬単価改定に伴う会計年度任用職員関係経費を補正するもので，議案第49号，国民健康保険特別会計補正予算は，既定の予算額から977万7,000千円を減額，歳入歳出それぞれ48億9,722万3,000円とし，その財源調整のため，一般会計繰入金を減額するものであります。

次に，議案第50号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額から410万9,000円を減額，

歳入歳出それぞれ33億5,389万1,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第51号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に370万7,000円を追加、歳入歳出それぞれ9億9,970万7,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議案第52号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、629万4,000円を減額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費を減額するものであり、水道事業会計予算第6条に定めた職員給与費についても併せて減額するものであります。

次に、議案第53号の下水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について565万円を増額、第4条に定めた資本的収支について315万4,000円を減額するもので、その内容は、人事異動に伴う職員給与関係経費及び調整池の草刈り委託料を資本的支出から収益的支出へ組み替えるための変更であります。

また、下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費についても併せて増額をするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一議員。

○10番（永井義一君） おはようございます。

一般会計の部分なんですけども、8ページの歳入のところなんですけども、今回この補正の中で、2番の国庫支出金の中の総務管理補助金、その12番の社会保障・税番号制度システム整備補助金326万7,000円の分なんですけども、これに関しては支出のほうではどこに対応するのか、ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君） 財政課長黒岩孝君。

○財政課長（黒岩孝君） はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、補助金が改めてついたというような内容でございまして、当初予算上には、歳出のほうは載っていたんですが、ここでは載っておりませんで、その分を今回計上したと、そういうような内容になります。

○議長（久保谷充君） 永井議員。

○10番（永井義一君） 歳出のほうが載ってたって、今ちょっと聞こえたんですけども、ごめんなさいね、歳入のところでこの項目がありますよね。それに対しての歳出がどうなっているのかっていうの、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（久保谷充君） 黒岩課長。

○財政課長（黒岩孝君） はい、お答えいたします。

当初予算書をですね、もしお持ちでしたら、47ページを御覧いただきますと、そこにですね、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金というですね、金額618万9,000円。はい、すいません。47ページですね、618万9,000円ですね、という歳出が載ってるかと思うんですが、その分としてですね、改めて今度、補助金がついたということで、計上したというようなことでございます。ですから、今回の補正には載っていないというような内容でございます。

○議長（久保谷充君） 永井議員。

○10番（永井義一君） ということは、当初予算の段階では、まだ補助金はないでなく、ただ、支出としては、この中間サーバー・プラットフォームということで項目を上げたけれども、今回、6月補正の中で、改めて補助金がついたのでここに載せたということで。

じゃ、この歳入に関しては、今回の支出と別に、整合性って言い方おかしいですけども、その辺はなくても構わないわけですか。

○議長（久保谷充君） 黒岩課長。

○財政課長（黒岩孝君） はい、こういうことはですね、多々ありますので、そういう整理で行ってございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第53号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日、本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第54号 霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第54号、霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第54号の霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、霞クリーンセンターの屋上防水及び外壁の改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番飯野良治議員。

○8番（飯野良治君） 前回の全員協議会における説明で、応札が1者でも競争入札は成立するという説明がありました。競争原理が働かないのではないかという問いに、管財課の飯村課長のほうから、国のほうでも1者入札が行われていると答弁がありました。

そこでお聞きします。阿見町の入札に、国のやり方を手本にした根拠を教えてくださいと思います。

○議長（久保谷充君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

私どもで何を手本にしますかといいますと、入札とかいろいろ事項がありますと、それによる事例集というのがあります。それはある行政に関係ある出版社が出しているものなんですが、そういったものを、事例集を基にして判断をするというようなことをしてございます。

その中にですね、一般競争入札に関しましては、その入札に意欲のある者が参加するというようなことの回答がございます。で、入札のある、意欲のある者が、参加機会はそれで確保されているというような問答集の答えがございますので、そのような解釈をしてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 非常にまずいんじゃないですか。国の、例えば、事例基本を手本にしたとなれば、今まで国が、喫緊、資料の改ざんや廃棄、官僚の答弁、アベノマスク、それから黒川検事長のこと、どれを取ってみてもですね、手本となるようなことが、まず見当たらないということですね。森友学園の入札を見ても分かりますように、国のやっていることが正しいという概念は、まずないと思います。そうではないですか。

それではお聞きします。茨城県の入札は、1者応札の場合はどうなってますか。

○議長（久保谷充君） 飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） 申し訳ございません。ちょっと今、その資料がございませんので、ちょっとそれについてはお答えできません。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私はね、県の土木部監理課、建設部、野上さんにお聞きしました。県の場合は、1者応札の場合は入札が中止であります。そして、設計を見直し、そして、再入札を行うということです。この理由は、発注者の考え方だが、競争原理が働かないと考えられるということが県の基本だそうです。

そこでお聞きします。阿見町の、阿見町で、こういった工事の入札に応札の資格のある業者は、何者ありますか。

○議長（久保谷充君） 飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） 現時点では1者でございます。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 1者と言われましたね。1者しかないんです。

普通はですね、市町村となると、上部団体ではないけども、地方自治体の上で、県の指導を仰ぐと。何かちょっとね、分からないというか、判断が迷ったときには、議会事務局もそうだし、県のほうに問合せをして、行政運営をお聞きすると。そういうことが通例になっているの

ではないですか。

なぜ、県の事例を手本にしなかったんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

県をお手本にする、お手本をしないという問題ではないと思っております。阿見町の考え方でありますので、何かを根拠として阿見町が判断するという考え方で入札を行っております。

私ども、議員おっしゃるとおり、迷ったときには県に指導を仰ぐというようなことはしております。そういった中でも、最近におきましては、最終的には市町村さんの考えですよっていうふうなことをよく言われております。ですので、阿見町としては、判断の基準としましては、1者でも入札が成立するという考えのもとで、ずっと入札を実施しております。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 全く答弁になってないと思うんですね。1者しか、阿見町には応札の資格がないわけですよ。そこで競争入札をしようというのは、範囲が竜ヶ崎土木の管内まで広げてね、やっても、町外の業者は、業者間の暗黙の了解で、ほかの市町村に行って入札に参加するというのは、お互いの、そこは申合せではないけども、通例になっているというふうに聞いてます。私のいとも、つくばで建設業やってます。聞いてます。

そういう中で、この入札は、全く、1者ありきの入札と言われても仕方がないんじゃないでしょうか。

これ以上の質問は、後で委員会のほうで質問をしていただいて、これで終わりますけれども、まさに、もう一度見直してほしいということを強く求めておきます。

○議長（久保谷充君） 飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） 補足の説明させていただきます。

1者と申ししたのは、町内の業者ということで、1者というお話をさせていただきましたが、町外を含めると10者ございますので、その辺につきましては御了解いただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 町外の業者が10者あっても、それはなぜ応札しないんですか。だから、それは、さっき言ったような原則が、原則というか、お互いの申合せがあって、地元の業者しか手を挙げなかったっていうことは事実としてあるわけだから、それをもう分かってるわけですよ、発注するほうは。ってことは、1者ありきだと言われても仕方がないんじゃないですかということです。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありませんか。

永井義一君。

○10番（永井義一君） 私はですね、ちょっとこの前、全協のときにちょっと気がつかなかったんで再度質問するんですけども、まず、今回のですね、予算額としては3億9,396万5,000円。で、今、請負額として2億9,700万。これ、予定価格って町が決める価格があるわけですけども、これが2億7,490万、税込みで3億1,499万という額になるかと思うんですけども、今回のですね、この予定価格ってのは、これは町で決めてやっていらっしゃると思うんですけども、これとですね、予算額の乖離がかなり激しい。1億弱あるわけですね。

ですから、それ、この予算額と、この乖離がこんなに激しいのは、何か理由があるのか、ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君） 飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

予算額を計上するのは、当然11月頃というようなことになると思います。それに先立ちまして3か年実施計画というのが、7月、8月頃に積算して出すようになっております。おおよそ7月、8月頃の金額が、おおよそ予算になるというような現状でございます。

で、その段階で設計はどうなっているのかっていいますと、まだ実施設計を進めている段階というような状況の中で、概算で設計額を積算いたします。ですので、実際にその積算額が固まってきて予定価格となるのは、おおよそ2月頃ということになりますので、今回の場合は、予算を積み上げ過ぎたという現状だと思います。ただ、概算の中で、そのような数字が積み上がってきたというようなことでございます。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 時間差があるんでね、そのものが、金額がずれてきたっていうのは分かる部分があるかと思うんですけども、今回、出ているほかの議案書で、舟島小と竹来中のやつがありますけども、これに関してはほとんど差がない。どっちだったかな、竹来中のほうだったかな、ぴったしの金額で予算額をつけてるんですよ。

ですから、少しのずれだったらある程度は分かりますけれども、約1億弱、予算額とずれているっていうのは、これはちょっと大きいんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、ちょっとこの、私、議案書ずっと見てて、この竹来中と舟島小のところと比較して、こっちがかなり多いなと思うんで、その辺はどうなんですか。

○議長（久保谷充君） 飯村課長。

○管財課長（飯村弘一君） ここで、こうですというような、ちょっと御回答ができるかどうかは疑問ですけども、今回の霞クリーンセンターにおきましては、60メートル弱の煙突がございまして、で、阿見町においては、の公共建築物においては、多分一番高い建物、30メートル

弱の建物ということになると思います。で、足場代がどれぐらいになるかというのが、多分、大きな積算の違いになってくるのかなという感じがちょっとしますんで、今までの工事を基に、おおよその積算額で概算を出すというようなやり方をしております。その根拠としては、だんだん積み上がるものが多ければ多いほど精度上がってくるというような状況だと思います。

そのような中で、学校につきましては、トイレと空調の設備というのは大分実績があると思います。ただ、今回のような高い建物を設計する上での実績がなくて、その辺の積算の違いになったのかなというふうなことはございますが、特徴としては、そういうことだと思っておりますが、ただ、それが実際にどれくらいで1億ずれたのか、その根拠になっているかというような根拠ではございませんが、多分そういったことは考えられます。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） ということは、高い建物で、足場とかそういうのがって、今、お話ありましたけども、この今回の予算を組む段階では、昨年から予算組んでいるかと思うんですけども……。大丈夫かな。いいかな。いいですか。いや何か。ちょっと一旦座ってるね。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、全協のときにお配りした資料の中で、予算額が3億9,300万と、で、請負額が2億9,700万ということで、その差が1億円ぐらいあると。で、この差について何なのかという御質問での、管財課長からもですね、状況を説明してもらいましたけど、今、担当課長のほうに確認しましたら、こちらのほうの掲載している予算額が、この工事だけではなくて、ほかの工事も含めて予算額をここに計上してしまったっていうことで、ちょっと内訳は、ちょっと今、分からないんですけども、もう1件、クリーンセンターのほうで工事を発注する予定がございます。その額も含めた額が、こちらにあったということで、ちょっとそれが、この金額の乖離の主な理由になっているということです。

で、そのものについては、後でちょっと御説明させていただきます。今、調べますので、すいません。はい、ほかの工事があったということで予算額が1億円違ってしまったということでございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を……。

朝日良一町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回の外壁防水改修工事、このクリーンセンターの、こちらの純粋な予算額は3億1,700万です。それ以外のものについては、いろいろ灰コンベアの更新工事、プラントろ過更新工事と、もろもろのほかの工事が入ってまして、その分でしたが、違っていると。純然たる、この外壁防

水改修工事の予算額としましては、３億1,700万でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 単純に全協で配ったときに、間違えた金額を出してしまったということで、で、また後日、じゃあ、この差額の分に、工事に関しては、また後日出るということでもいいわけですね。はい。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日、本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第55号 竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議案第55号、竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第55号の竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、竹来中学校の外壁及び屋上防水改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） 私は民教なので、質問というよりは、民教で内容のね、あれはするんですけども、この資料のですね、入札書取書というやつが、全協の説明のときに出てなかったんですね。これは指摘したら、今日のね、本会議に出すということで、あのときは話されましたけど、町民活動課のほう、生活部のほうはね、ちゃんとクリーンセンターのやつは出してるんです、教育委員会のほうでは出してないと。これね、なぜか、理由は後でお聞きしますが、これ統一していただきたいということを。やっぱり資料の提出はね、できる限り、全協のときに、詳しく皆さんが分かるように、資料の提出をさせていただきたいということをお願いしていきます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第56号 舟島小学校設備改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第8、議案第56号、舟島小学校設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第56号の舟島小学校設備改修工事請負契約について，提案理由を申し上げます。

本案は，舟島小学校の空調設備等の改修工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和3年3月31日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る6月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第57号 財産の取得について（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（久保谷充君） 次に，日程第9，議案第57号，財産の取得について（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第57号の財産の取得（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入）について，提案理由を申し上げます。

本案は，消防団第4分団の消防ポンプ自動車が20年経過しており，老朽化に伴い更新するものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

納入期間は，契約締結日の翌日から令和3年3月31日までであります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野隆君。

○11番（海野隆君） これは自動車を購入する，消防自動車ですけれども，購入するという事で，入札が行われておりますが，ここに最低制限価格をつけたという理由を教えてください。

○議長（久保谷充君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

私どもの，今，規定ではですね，最低制限価格を設けるのは工事ということに限定してございますので，こちらのほうについては最低制限価格の設定がございません。物品役務ということですので，それで最低制限価格が設けてないということです。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） いや，失礼しました。勘違いしました。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第58号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第10、議案第58号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第58号の損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月20日午前8時頃に発生した強風により、一区地内の防犯灯用鋼管ポールが倒壊し、民家の外壁を損傷させる損害を与えたもので、国家賠償法の規定により町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第1項の規定により、

お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日、本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第59号 あっせんの申立てについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第11、議案第59号、あっせんの申立てについてを議題いたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第59号のあっせんの申立てについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して、本町が実施した放射線対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が応じていない損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第60号 令和2年6月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第12、議案第60号、令和2年6月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第60号の令和2年6月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた町民の生活や町内の経済状況を踏まえ、令和2年6月の期末手当の額を、町長においては100分の20に相当する額、副町長及び教育長においては100分の10に相当する額をそれぞれ減ずることとする特例条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。すいません。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号については、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（久保谷充君） 次に、日程第13、請願第1号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することにいたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時59分散会

第 2 号

[6 月 3 日]

令和2年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月3日（第2日）

○出席議員

1 番	久保谷	充	君
2 番	落 合	剛	君
3 番	栗 田 敏	昌	君
4 番	石 引 大	介	君
5 番	高 野 好	央	君
6 番	樋 口 達	哉	君
7 番	栗 原 宜	行	君
8 番	飯 野 良	治	君
9 番	野 口 雅	弘	君
10 番	永 井 義	一	君
11 番	海 野	隆	君
12 番	平 岡	博	君
13 番	川 畑 秀	慈	君
14 番	難 波 千	香子	君
15 番	紙 井 和	美	君
16 番	柴 原 成	一	君
17 番	久保谷	実	君
18 番	吉 田 憲	市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉	繁	君
副 町	長	坪 田 匡	弘	君
教 育	長	湯 原 正	人	君
町 長 公 室 長		小 口 勝	美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
税務課長	齋藤明君
防災危機管理課長	白石幸也君
危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）	永作弘和君
生活環境課長	小笠原浩二君
廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長	野口重吉君
社会福祉課長	遠藤朋子君
高齢福祉課長兼福祉センター所長	戸井厚君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	佐川廣子君
都市計画課長	林田克己君
商工観光課長兼消費生活センター所長	竹之内英一君
学校教育課長	小林俊英君
学校給食センター所長	木村勝君
図書館長	遠藤康裕君
指導室長兼教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和2年6月3日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和２年第２回定例会

一般質問１日目（令和２年６月３日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
１．永井 義一	１．新型コロナウイルスによる町の財政と町民への支援について	町長・教育長
２．高野 好央	１．今こそオンライン授業を始めるべきではないか	教 育 長
３．海野 隆	１．大形地区で発生した残土崩壊，流出事案について ２．空き家対策の取り組みの現状と課題，今後の具体的スケジュールについて	町 長 町 長
４．川畑 秀慈	１．地域防災計画について ２．今年度の小中学校の授業計画について	町 長 教 育 長
５．難波千香子	１．新型コロナウイルス感染症対策と新たな生活環境に対応するための支援策について	町長・教育長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を30分と致しますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、議会基本条例第５条第１項第３号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、10番永井義一君の一般質問を行います。

10番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔１０番永井義一君登壇〕

○１０番（永井義一君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の永井義一です。

ちょっとこういうシールドが今日つきましたので、ちょっとマスクを外して質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず冒頭に、今回の新型コロナウイルスで感染された方に対してお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方に対してお悔やみを申し上げます。また、医療現場で懸命に治療に当たっている医師、看護師の皆様に対して厚く御礼を申し上げるとともに、激励、感謝申し上げたいと思います。

さて、今回のこの新型コロナウイルスですが、世界的に猛威を振るい、茨城県では５月19日現在168名の感染者が確認されています。阿見町でも３名が感染しました。しかし、それ以降は感染者が出ず、昨日の段階で、28日間連続で感染者がゼロが続いています。

国は、第１次補正予算として25兆6,000億円、第２次補正予算では31兆9,000億円を決定し、支援策を続けています。新型コロナウイルスの関係で、阿見町では３月から学校が臨時休校となり、企業なども営業活動が自粛され、特に商店などの小売業は大きな打撃を受けています。

これに対し、阿見町では、第1次臨時議会で118万、第2次臨時議会で1,975万円の補正予算を組み、自主財源で感染予防対策を行っています。

しかし、これではまだまだ足りません。4月21日に新型コロナウイルス感染症に関する要望書を議会から提出しましたが、実施されたものや未実施のものもたくさんあります。今この時期は、スピード感を持って対策を実施することが求められています。

財源の問題ですが、令和元年度の財政調整基金が約21億3,700万円あります。令和2年度の予算や臨時議会での補正で約9億5,500万円が繰り入れされましたが、6月の補正で3,310万9,000円繰戻しとなっています。この財政調整基金と、国から入る地方創生臨時交付金としての1億1,440万円で、この財源をコロナ対策に活用することが必要ではないでしょうか。

また、この自粛騒ぎの中で、町の予算にはあったが使われなかったものや、収入面で入るはずのものが入らなかったというものもあると思います。町の一般財源や財政調整基金なども使って、町民の命と健康・生活を守ることが、今やるべき仕事ではないでしょうか。町の状況を知るためにも、今回のコロナ騒ぎの中での町の収入や支出がどう変化したのか、お答えください。

また、子供たちの学習面や教育面が心配です。学校の再開に向けて、分散登校を実施している市町村もあります。阿見町では25日より実施されていますが、子供の教育を受ける権利に対して、また遅れを取り戻すためにどのような方策を考えているのか、お伺いいたします。

健康面では、長い間の自粛生活で、子供たちは確実に運動不足になっています。それを取り戻すことも必要ですが、長い間給食がストップしたことも心配です。伸び盛りの子供たちの栄養面、これをこれから心配しなければなりません。県内では、太子町と城里町が給食の完全無償化を行っています。阿見町では、第3子以降の無償化が行われていますが、今回のコロナの影響で、県内8つの市町が何らかの形で無償化、減免を行っております。新聞の報道によりますと、土浦市では保護者の負担軽減策として、給食費の6月から7月を無料にすることが決まりました。コロナの影響で給食費が支払えない家庭や、子供の健康面で健康被害が出てくる可能性もあります。阿見町としては、今年度までの給食費の無償化を求めます。お答えください。

次に、経済対策ですが、国・県の制度として、持続化給付金制度や雇用調整助成金制度などもあります。しかし、それらに該当しない事業者や農業者などもあります。国の第2次補正予算で、雇用調整助成金が8,330円から1万5,000円に引上げも行われますが、それ以外でも家賃への支援や医療費体制の強化が必要です。

阿見町では、プレミアム付商品券が今年度の予算で可決しています。今回のこの制度は、30%のプレミアム率での販売となります。この実施を前倒しして、地元企業や商店への振興とともに、ひとり親世帯や子育て世帯、高齢者世帯などに対して、商品券の優先購入ではなく券

の無料配布などができないか、検討をお願いします。

突然降って湧いたこの災害に対し、町民がこれからも安心して、この阿見町に長く住み続けるため、また長くなりわいを続けられるために、町の施策を求めます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

永井議員の、新型コロナウイルスによる町の財政と町民への支援についての質問にお答えいたします。

先日の全員協議会において、地方創生臨時交付金を活用した25の事業計画を御説明させていただきました。感染拡大の防止と、地域経済や住民生活を支援するため、当町の実情に合わせた、町民の皆様に寄り添った施策を積極的に実施してまいります。

1点目の、町の収入や支出の変化についてであります。

町の収入の柱である町税収入については、現時点では特に影響は出ておりません。今後、今年度以降の法人町民税及び来年度以降の個人町民税について影響が出てくることが想定されます。

現在、影響が出ているものとしては、収入では、給食費収入、予科練平和記念館入館料、公民館や体育施設の使用料等が減少しております。支出では、給食食材の購入費、学校のプール関係経費、消防団の操法大会関係経費、まい・あみ・まつりへの補助金等が減少しております。このように収入・支出とも減少しており、町の財政全体で見ると、現時点では大きな影響はありません。

2点目及び3点目につきましては、教育長から答弁いたします。

4点目の、経済対策についてであります。

まず、プレミアム付商品券について、今年度当初予算では、販売総額1億円のプレミアム率を10%で予定しておりましたが、地方創生臨時交付金を活用して、販売総額を2億円に増額し、さらにはプレミアム率を30%の事業規模に拡大する補正予算を本議会に提案しております。また、プレミアム付商品券の早期発行について、阿見町商工会との協議が整い、8月1日から販売する予定です。

次に商品券の無料配布については、地方創生臨時交付金を活用して、児童扶養手当受給世帯約480世帯及び、75歳以上の単身高齢者約1,800人を対象として、1万3,000円分のプレミアム付商品券を無料配布いたします。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） おはようございます。

2点目の、子供の教育を受ける権利に対して、また遅れを取り戻すための方策についてであります。

臨時休業期間中も学校から家庭への連絡のほか、課題の配付や回収を行いました。また、オンライン授業を受けられるよう文部科学省や県教育委員会などのサイトの利用促進を行うとともに、希望する家庭には、5月25日より学校所有のタブレットに県教育委員会の動画データを保存して貸与しています。

学習の遅れについては、今後1日7時間の短縮授業の実施、夏休み中の登校日の設定等により、今回の臨時休業中に実施予定だった授業時間数は補完できる見込みであります。

3点目の、今年度末までの給食費の無償化についてであります。

令和2年度の給食費につきましては、臨時休校にしましたので、4月・5月については頂いておりません。6月からの状況は不確定なところもございますが、仮に給食の提供がないことが続く場合には、もちろん給食費は頂きません。

議員が要望されている新型コロナウイルスの影響に伴う今年度末までの給食費の無償化につきましては、概算で1か月当たり約1,589万円の歳入に影響いたしますので、年度末までの無償化はできないものと考えております。

給食費の無償化については、平成26年10月から第3子以降の無償化を実施しており、令和元年度は小中学生140名、約570万円の給食費が無償化されております。令和2年度は、現在申請を取りまとめ中ではありますが、兄弟の年齢を3歳引き上げて、18歳以下とすることにより、令和元年度の2倍以上の対象者の拡大になっております。

また、長い間給食がストップしていたことによる、健康面での心配もございますので、適切な栄養摂取ができる、安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） それでは、再質問させていただきます。

今の回答の中でですね、税収面で特に影響ないということを書かれておりましたので、少し安心しました。その中でちょっとお伺いしたいんですけども、今回のこの回答の中で、収入・支出の部分の減少とありますけども、これ金額はどのぐらいになるのかちょっとお願いします。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

本年度のですね、補正予算分を除きますと、令和元年度それから令和2年度の5月までの影響額でございますが、歳入のほうで約5,500万円の減。それから歳出のほうで、こちら6,000万円の減ということになってございます。差引きを致しますと、500万円程度の財政負担が減少したというようなことでございます。

またですね、今回大きな補正を組ませていただいておりますが、4月分の臨時議会、それから専決によります補正予算、それから本会議に上程しております補正予算を計上しておりますけれども、新型コロナウイルス関連予算の財政負担につきましては、こちらは3,700万円ほどの増額ということになっております。

それからですね、補正予算……。ですから合計で約3,200万の財政負担が増加したというようなことでございます。さらにですね、先日のですね、条例改正によりまして、特別職の期末手当それから議会費の旅費の削減214万円ほどございますので、そちらを加味しますと2,950万円程度の財政負担の増というようなことでございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） いろいろね、歳入歳出で増減があるかと思うんですけども。この前の、今回、先ほども言いましたけども、国からの臨時交付金、それが入ったってことで25項目のことが計画されておると思うんですけども、国のほうでは第2次の補正が閣議決定されたということで、テレビなんかに出ているかと思うんですけども。

そういった中で地方の自治体向けの地方創生臨時交付金、これが今、今回、前回は1兆から2兆円増額するというようなね、国の方針が出されたんですけども、まだもちろんね、県からどのぐらいのね、金額の下りてくるかっていうのはわかんないかと思うんですけども。町としてはこの交付金、必ず下りてくるような形になるかと思うんですけども、具体的にちょっとどのような形でこの交付金を使うかって、もし考えておられればお願いします。

○議長（久保谷充君） 公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

5月の27日に閣議決定されました国の第2次補正予算については、政府与党からは6月の8日に国会に提出し、その週のうちに成立を目指す方針が示されてるところでございます。で、その2次補正予算の中に、この地方創生臨時交付金の2兆円の追加分が盛り込まれてるということですが、現時点では2次分の詳細がまだ示されておられません。

交付額、それから具体的にどのような事業に充てられるのかといったことについては、今後国から示されてくるということになるかと思えます。したがって現時点で、具体的な事業に、どのような事業に財源として充当できるかはちょっとお答えはできません。

ただ、先ほど議員もございましたが1次分の実施計画では、各課から提案のあった30以上の

事業から、交付限度額である1億1,400万を基準に25事業に絞り込んだ経緯もありますので、1次分で採択できなかった事業を含めまして、阿見町の実情に照らして必要な施策を全庁的に検討していきたいというふうに考えております。

2次分の事業の詳細につきましては、1次分と同様にですね、今後、全員協議会のお借りしまして説明のほうもさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今ね、公室長のほうから答弁がありましたけども、国の令和2年度の補正予算第2号に関して、一応概要という形では国のほうとしてはね、出ているわけなんですけども。その中で各市町村でどのぐらいの金額が入ってどうこうするかっていうのは、それぞれ市町村で調整してくださいって話になると思いますので、それはぜひともですね、今回のこの25項目から外れたものって言い方はおかしいですけども、ぜひともですね、いろんな各課から出されたものを、ぜひとも実現していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとですね、この回答の中でですね、具体的に出てくるのはまい・あみ・まつりへの補助ですとか、給食費の購入、学校のプール経費、消防団の操法大会の経費等々出てきて、まい・あみはかなり大きいんじゃないかと思うんですけども。ちょっとお伺いしたいんですけども、年初予算の中で、商工観光費の中でプレミアム付商品券1,000万円が今度の6月補正で減額されていますよね。具体的に、その原資になるのは国から入る1兆4,000億円の部分が、それに当てはまるかと思うんですけども。

今回この中で、1,000万円の減になった交付金ですか、プレミアムの。あれに関しては、交付だったかな、補助だったかな。補助か、たしか。1,000万円の補助だったと思うんですけども、それに対して6月議会で減額になっているわけですから、それも繰入れっていう形で考えてよろしいんですかね。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 差引きということで、おっしゃってらっしゃるんでしょうか。

減額と増額ということでございますので、それぞれ歳入歳出差引きの、先ほど申し上げた額に含まれているということでございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） プレミアム商品券のことがちょっと回答になかったもので、ちょっと確認のために今聞いてみましたので、分かりました。

じゃあ次にですね、子供たちの教育の部分でちょっとお伺いしたいんですけども。今回の2

次補正の中で、国としては教員で3,100人の加配ですと。あと学習指導員として6万1,200人の増員、スクールサポートスタッフとして2万600人配置ということを国が言ってるわけですが、この数字で考えますと、教員に関して考えますと、全国的にいうと10校に1人ぐらいの配置にしかないかと思うんですよ。

日本共産党のほうですね、昨日、学校再開の緊急提言というのをを出しまして、今日のちょっと、私が取っている新聞赤旗に出ているわけなんですけども。その中でちょっと書いてあるんですけども、子供たちは、かつてない不安とストレスをため込んで通学、これから再開されるってことが書いてあります。その中で、先ほど約3,100人の教員の加配ということで、阿見町としては、まだもちろん決まってないかと思うんですけども、現状として全国で3,100人というレベルになると、はっきり言って阿見町で来るのかどうなのかっていうのがちょっと分からないんですけども、その辺、レベル的にはどういうふうな形になっているか、もし分かればお願いします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

国のほうから人員の配置ということでお話は伺っておりますけども、現時点で町内での人的配置という考えはありません。それでなくても先生方ちょっと足りないっていうか、不足しているところもありますので、今いる教職員及び支援員のほうで対応したいと考えております。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） なかなか3,100人の加配といってもね、じゃあ阿見町に来るのかっていうとなかなか難しい部分があるかと思うんですけども。今回、一応予定では、来週から通常どおりの学校が始まると。7時間授業ということは聞いてはいるんですけども。そういった中で、今の子供たちの、この距離ですか。3密、特に言われている一人ひとりの距離が、結局今は分散登校ですから、ある程度席を遠くにして配置できると思うんですけども、通常の場合には、かなり子供たちが密集するって、そういった危険性っていうんですかね、そういうのがあるかと思うんですけども。

共産党のほうと致しましてもね、実際この3,100人じゃ足りないということで、やっぱり10万人規模の増員ということをね、求めてまして、退官された先生方ですとか、そういった方々に再度ね、教鞭を執っていただきたいってことが書かれているんですけども。阿見町の状況として、来週から通常の登校になった段階で、この子供たちの配置ですとか、あと先生方もかなり大変になってくるかと思うんですけども、具体的にどのような形で、授業再開に進めていこうと考えているか、ちょっとお願いします。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今議員から御質問あった件ですけども、本日ですね、学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症への対応ということで、本日付で、各学校の児童生徒を通して保護者に配布予定であります。その中に、つきましては文部科学省及び茨城県からのガイドラインを基に、阿見町としての感染症への対応についてまとめたガイドラインでありますので、各学校でもいろいろ工夫されておまして、3密のこと、換気、手洗い、検温等もありますけども、ソーシャルディスタンスと致しまして、トイレのところに線を貼ったり、給食のところにも線を貼ったりということで間隔を広げる。また、教室に関しましては、学校規模によって、それから教室内のクラスの児童生徒の人数によって教室の間隔が違いますので、極力換気ということと、隣り合わせにしないというような机の工夫をして、学習活動を再開したいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今あれ、東先生のおっしゃったやつっていうのは、もう議員のほうにメールでは……、まだ来てないですか。よく議会事務局からメールで各いろんな委員会で、こういうのが決まりましたってメールで来るんですけど、まだ来てないですか。

分かりました。いや、ちょっと見てみたいと思ったんですけど。分かりました。

それで、今の話の中で、今度学校が始まる中で、子供一人ひとり検温をするかと思うんですよ。それで今回の25項目のね、中で、そういったのが、予算上あるかと思うんですけども、具体的にそれもう購入っていうのは。前ちょっとほかのところで聞いたときに、かなり在庫が少なくなっていて、この検温するやつですね。購入がなかなかできないって話もちょうと聞いたんですけども、阿見町としてはその辺の購入とか、そういった準備、これは大丈夫なんですかね。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

6月8日の再開に向けまして、非接触型放射体温計っていいですか、その準備は進めてございます。ただ議員御指摘のとおりですね、各メーカーさんのほうにお問合せをしても、なかなかその入手が困難な状況でございます。ネット上で幾つか購入したものが、町としてプールがございますので、数は十分ではないんですけども、それをまず先行して大規模校に準備をして、検温の補完をしたいというふうに考えてございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 分かりました。やっぱり在庫がかなり少ないというのはね、そういった話を私もちょうと聞いたもんで、阿見町はどうなのかなと思ったんですけども。取りあえず再開に向けては、その辺の対応はできるっていうふうに思っているわけですね。はい、分か

りました。

あとですね、学校のことにに関してなんですけども。私もスポーツ少年団やってる関係で、いろいろな形で保護者のほうから意見とか、話が来るんですけども、やっぱりどうしても学校から保護者に一斉メールなのかな、そういった形になると、どうしても何か一方通行になってしまいがちで、なかなか親のほうから学校のほうに言ってくるっていうのは、やっぱりなかなかその親御さんの性格もあるでしょうし、なかなかないとかって、結構この間、いろんな形で心配してたんですよ。

で、各学校からになると思うんですけども、親のほうに一斉メールで通知して、その件に関して、逆にフィードバックだとか、そういったことっていうのは多々あることなんですかね。ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現在各学校の保護者宛てにメール送信をしておりますけども、ほぼ100%の登録をしていたいております。若干名御登録されてない保護者もいらっしゃるんですが。フィードバックというものに関してはメールでのフィードバックはありませんので、電話等での連絡を使っているところでありまして、休業期間中に関しまして、担任のほうから児童生徒及び保護者宛てに、まめに連絡をしておりますので、その中で幾つか問合せ等もありましたけども。心のケア等に関しまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して対応しているところであります。

○議長（久保谷充君） 先ほどの答弁で訂正がありますので。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 申し訳ございません。先ほどのプレミアム付商品券の部分でございます。当初予算で1,000万円計上しておりますで、今回6月補正で1,000万円の減ということになっております。影響額としましては、私先ほど申し上げた最終的な数字で2,950万円程度の財政負担の増ということで申し上げましたが、こちらの1,000万の減につきましては含まれておりませんでしたので、そちらをさらに含めるということになりますと、1,950万円の財政負担の増というような形になります。申し訳ございません。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） やっぱり含まれるわけですよね。はい、分かりました。はい、すいません。

で、学校のほうなんですけども。今ね、そういった、なかなか親からのフィードバックっていうのはね、電話ぐらいなんですけども。やはり保育園もそうなんですけども、もう小学校なんかでもやっぱり親が心配して、再開になっても学校にちょっと心配だから行かせないわよな

んていう親も、もしかしたらいるかもしれません。

そういったときの学校の対応というのは、欠席扱いだとか、何ていうんですかね、何かありましたよね、ちょっと言葉忘れましたが。臨時に出席停止っていうのかな。具体的にどういう形になるのかなと。親のやっぱり心配で、ちょっと子供を行かせないっていうような場合の対応っていうのはどうなりますか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほど御説明させていただきました、保護者宛ての感染症への対応についての文書にも明記してあるんですけども、まず風邪の症状ですね、がある場合には自宅で休養ということになりまして、欠席扱いにはなりませんということで出席停止扱いになります。それから、今も分散登校を実施しておりますけども、各学校本当に数名なんですけど、ちょっと不安があるということで、登校できてない児童生徒もいるのも現状であります。

ただ、もう授業は再開しておりますし、学校の中でも感染症対策に関しては万全を期しておりますので、そういう面を含めて保護者及び児童生徒に丁寧に御説明をさせていただいているところでありますので、どうしても不安だっている場合には、そういう児童生徒に関しても、欠席にはならず出席停止扱いということで今後も対応してまいります。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） はい、分かりました。ちょっとね、今の東先生の持っているのが、なかなかこっちにないもんでね、いろいろ聞かさせてもらいました。欠席扱いにはしないということですね。はい、分かりました。

それとですね、次にちょっと給食費ほうなんですけども、それでお伺いしたいんですけども。今年度からね、第3子以降の無料化ということで第1子が18歳までにね、年齢が引き上げられたということで、これ自体は非常に良いことだと思うんですけども。今回コロナの影響で、この保護者への負担軽減策というのがね、言われています。

先ほど冒頭にも述べました土浦なんかでもそうなんですけども。ちょっと私のほうでですね、茨城新聞ですとこの間、地域ごとに何々市が給食費が何か月無料になってるとか、いろんな記事が出てます。ちょっといろいろ見てたんですけども、8つの市町で3か月とか4か月の給食費の無料化、今日の新聞でも行方市と五霞町ですか、出てました。

そういったところで、いろいろな形でやられているんですけども。土浦市で一番最初にね、そういった話があったということで、木村センター長にもね、ちょっとお話させていただいたかと思うんですけども。ちょっと土浦市の状況をちょっと調べておいていただきたいということだったんですけども、土浦市のほうではこういった形で無料化のことになったのか、ちょっ

とお願いします。手前か、ごめんなさいね。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

土浦市の状況でございますが、6月、7月の2か月を無償というふうにしているようでございます。金額でいきますと約8,820万ほどの無償化が決定しているということでございます。土浦市の場合は、規模が阿見町とはちょっと異なりますので、小学校で6,600名ほど、それから中学校で3,400名ほどの児童生徒に対しての無償化。ただ交付金……、今回公室長のほうからいろいろの町の交付対策もお話をさせていただいておりますけれども、どの自治体もですね、コロナ対策の考え方の1つに給食費の無償化の一部の財源として、そういうふうに充当するという考えを持っている自治体も多いようでございます。

土浦市の状況は、以上でございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） はい、分かりました。

あと、先ほど私、今日の新聞も含めて8つの市町がそういった形で動いてるっていう話をしたんですけども、町のほうで、それ以外に状況をどっか把握しているところがあれば教えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

議員御指摘の8つの状況は私どもも把握しております。それ以外のところは、県下の中では状況は把握してございません。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 先ほど、土浦市の話ですと、8,820万円ぐらいの費用になるということでお話ありましたけども、ここのところで記事として書いてあって、金額として入ってるのがそんなに多くなかったんですけども。

古河市なんかではね、6月から9月まで4か月間で約1億8,000万というのがあります。あと境町で6月から9月まで4か月、潮来で6月から8月まで3か月、鹿嶋で6月から8月まで3か月、これは金額が書いてあって4,660万。ですから、この辺がちょうど阿見町と金額的には似てるのかなと。3か月で4,660万ですからね。それぐらいの規模かなと思うんですよ。

あと大洗町は学校再開後から8月まで無料。で、今日出た五霞町では6月から8月までの2か月間、同じく今日新聞に出ていた行方なんですけども、これは6月から3月まで月額の25%減免というような、いろんな考え方がね、あります。もちろん全額無償というのもありますし、今みたいに25%を減免するだとか、いろんな形であると思います。

で、阿見町のね、先ほどの規模からいえば1,589万ですか、こういう話があるわけなんですけども。この金額もちょっと以前にね、木村センター長のほうから聞いてはいたんですけども。ちょっとこの1,589万でお伺いしたいんですけども、今回、今年度からですね、第3子の中で年齢が18歳まで引き上げられました。その中で、今、現在申請を取りまとめ中ではありますがと書いてあるんで、まだ数がはっきりしてないかなとは思うんですけども、対象者が拡大になってるわけですね。

ですから、そうなるとこの1,589万よりももっと金額が少なくなるんじゃないかと思うんですけども。その辺は、まだ正確な人数が分かんないんで何とも言えないかもしれませんが、その辺の今の動きの中で、金額的にはどうなりますかね。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今の現行制度でですね、おおむね140名ほど第3子以降が対象となるということで570万円ほど。で、これをさらに18歳までを延長しますと、おおむね、答弁の中で2倍ほどということで、概算で試算をしますと、1,300万ほどの費用を無償化のほうに対応ができるというふうなところで想定はしてございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今その1,300万ぐらいは、ある程度織り込み済みの中で予算を計上、計上つつうんですかね、予算組みをしてるかと思うんですよ。ですから、そうなりますと、ある程度コロナ対策の中でやる場合には、もうちょっとハードルが低くなったのかなと思うわけなんですけども。

私のほうのね、一般質問の中では、今年度いっぱいということで記載させていただきましたけども、先ほど言ったようにいろんな形で給食費の減免やられている。やはりこの、今、かなりコロナの影響で生活が苦しくなってるっていうのは、なかなか私どもみたいな議員とか公務員とか、あるいは何て言うんですかね、売上げでどうのこうの収入が前後するっていう立場じゃない者は、なかなか分かりづらいかと思うんですけども、やはりお店やってる人だとか、いろんな形で売上げががたんとか下がったという人が多いわけなんです。

特に給食費の問題ですと、子供は給食が一番の栄養源だっていう家庭も結構あるかと思うんですよ。そういった中でね、今さっき言ったようにある程度このハードルが下がってる中で、いろんな形で給食費の無償化の形ができるかと思うんですけども。これをですね、できれば第2次の臨時地方創生交付金の中で組み入れていただきたいと思うんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

給食費の無償化は町長の公約でもありますので、無償化の1本と、それと議員御指摘の今年度だけは特別に対策として何とかというお話だと思うんですけども。教育委員会としまして2次の補正分の内容がどのような形で出てくるかというのは、まだ分からない状況にあります。町全体の中で、当然のごとく調整をして決定していくことになると思いますが、そういった中でちょっと議論をさせていただいて、対象になるべきものかどうかということも含めまして、判断していきたいというふうに思います。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ぜひともその辺のね、検討をよろしく願いいたしたいと思います。

あとですね、プレミアム付商品券のことなんですけども、今回私の質問の中で、前倒ししてできないかということで、この一般質問を出したね、ときにはそういった形で考えていたわけなんですけども。この前の25項目の中でも、8月1日で前倒しができるよって話がありましたし、また高齢者に対してね、1万円分のプレミアム券の配布っていうのもありました。

児童手当のところでの商品券1人当たり1万円のプレミアム商品券の配布ということもありまして、この辺に関してはですね、一般質問で出した部分が、質問をする前に回答が頂いちゃったという関係になっちゃってるんですけども。このプレミアム商品券に関しましてもですね、いろいろ私も調べた中で、一番高いところで、今日たまたま出ていた五霞町のところで、額面1万円のやつを5,000円でっていう50%のプレミアム率が。結構ね、40%とか。でも阿見町でも30%とかかなり多いほうなんですよね。ですから、ぜひともそれをね、しっかりお願いしたいんですけども。

ちょっとそこでお伺いしたいんですけども、この児童扶養手当支給世帯へのプレミアム商品券の事業とあるんですけども、これ、こういうものに関しては所得制限というのはついているんですかね、ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

一応児童扶養手当の支給につきましては、所得制限というのはもちろん設けられておりますので、一定以上の所得がある方に関しては、たとえひとり親世帯であったとしても、児童扶養手当のほうは支給をされません。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） それは今、仮に児童扶養手当を受けている子供が100いるとして、何%ぐらいが所得制限に引っかかるぐらいの人数になりますか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） ちょっと申し訳ございません。ただいまその資料がございませんので、後で調べさせていただきます。はい。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） はい、分かりました。ちょっと私も今急にね、たまたま前回全協で頂いた資料の中でね、ちょっとそういった疑問点があったのを、ちょっと今メモ書きで見つけたもんでちょっと聞いてるんで、すいませんね。分かりました。それは、また後で分かったら教えてください。はい。

今回このプレミアム付商品券ということでやられるわけなんですけども、これに関しては、以前も優先販売ってのがありましたよね。今回、私の質問の中では高齢者とか子育て世帯とかひとり親とかいうところで、これは無料配布ってことなんですけども。優先販売のような形式ってのは、今までどおりの形を考えているわけでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

こちらの販売方法につきましては、町の商工会の阿見町プレミアム商品券発行委員会のほうで決定していきますので、今回2億、30%と、かなり人気もあるかなと思いますんで、この辺についても、限度額の問題とか、そういったことも含めて、優先順位とかっていうことも、こちらのほうから要望としては上げたいと思うんですけども、最終決定はそちらの委員会で一応決めていくことになります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） じゃあ、その辺の決定っていうのはこれからということで考えていいわけですね。分かりました。はい。

今回ね、こういうコロナ騒ぎということで、全世界的にまだまだ続いて、東京もね、今日、何か再度またね、出たということで、秋に向けていろいろ大変になるかと思いますけども。ぜひともね、国のね、2次補正の中で、町民に対してこう、やはりなかなかふだん光の当たらないようなところにしっかり光を当てていくっていうようなね、感覚で、ぜひとも考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたしまして、これで私の質問を終わります。

○議長（久保谷充君） これで、10番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩と致します。会議の再開は午前11時と致します。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番高野好央君の一般質問を行います。

5番高野好央君の一般質問を許します。登壇願います。

〔5番高野好央君登壇〕

○5番（高野好央君） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

政府の緊急事態宣言、外出自粛要請などにより、阿見町内の各小中学校も3月から休校となりました。現在は、5月25日より分散登校、6月8日からは通常登校となる予定です。3月からの長期休校の中、他都道府県において既にタブレット端末などのICT機器が充実している学校、茨城県でも私立の学校などは早々にオンライン授業を開始しています。先行き不透明な状況においても、子供たちの学力を維持し教育を止めないことが教育機関の社会的責任だと思います。

そこで、今こそオンライン授業を始めるべきではないかとして、以下の3点についてお伺いいたします。

1つ、休校中の各学校での保護者、子供たちへの対応（課題について）をどのように指示していたのか。

2つ、保護者へのインターネット接続端末、利用環境等を調査したことはあるか。

3つ、教育委員会内でオンライン授業について検討したことはあるか。

以上、答弁のほうよろしくお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 今こそオンライン授業を始めるべきではないか、の質問にお答えいたします。

1点目の、休校中の各学校での保護者、子供達への対応（課題について）どのように指示していたのかについてであります。

各学校とも、始業式、入学式に新しい教科書を全児童生徒に配付しました。既習内容の復習プリント、ワークブックを家庭訪問やポスティング、あるいは保護者受取り等で配付し、eラーニング（家庭学習支援システム）、文部科学省の学習支援サイト、いばらきオンラインスタディの積極的な利用について指示しました。5月からは、学年ごとに町統一の学習予定表、学習計画表を作成し、教科書と併用できるようにしました。各担任が電話連絡を通して、学習状

況の確認や、児童生徒の様子確認を行いました。

2点目の、保護者へのインターネット接続端末、利用環境等を調査についてであります。

5月中旬に小中学校で行われた課題の配付・回収期間に、いばらきオンラインスタディ（茨城県教育委員会作成の授業解説動画）を見られない家庭向けに、学校所有のタブレットの貸出しについて希望調査を行いました。

3点目の、オンライン授業の検討についてであります。

オンライン授業とは、学校と家庭をビデオ会議システム等で結んで双方向にやり取りできる形態のほかに、インターネットで授業解説動画等を見る形態も含んだものであります。

今年度の臨時休業期間が始まってから、オンライン授業を含め、多角的に学習支援について検討を重ねましたが、双方向型のオンライン授業は実施しないことに致しました。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。

1点目の答弁にあります様々な課題、阿見町内共通のものと各学校のものと、結構なボリューム、休校中、課題のほう出していただいてですね、私も一保護者として本当助かりました。そこで見えてきたこともあります。やはり今回のような、休校が長期化すると、ペーパーによる課題配付では限界があるかと思いますが、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

どのような方法においても、限界や制約はあると考えております。臨時休校が長期化する中で、誰もが取り組むことができる課題について教育委員会内だけでなく、校長会、教頭会、教務主任会等でも検討した結果、今回は紙媒体による課題配付と致しました。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 文科省、県教委などの学習支援サイト、それからオンラインスタディ等をですね、実際に家でやってみた感想としては、教科書に沿ったもので非常に良かったと思います。しかし映像配信なので、どうしても一方的なものになってしまいます。学習としては、やはりテレビ会議システムやネットアプリなどを使った対話のできる双方向型のほうが良いと思います。

3点目の答弁にあります、オンライン授業を含め多角的に学習支援について検討を重ねてきましたとありますが、具体的にどのような検討をされたのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

双方向型の学習支援も有効な方法の1つであると考えます。現在の町役場、及び町立小中学校の通信環境や電話回線の本数、各家庭の接続環境、教職員への研修や実施に向けた準備等、多方面から検討した結果、導入を見送りました。

町役場及び町立小中学校の通信環境につきましては、現在抜本的な見直し、町への地方財政措置等を活用し、関係部署への働きかけや調整を行いながら、改修に向けて準備をしているところであります。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 6月8日には小中学校とも通常登校になる予定です。そこで心配されるのが、第2波によりまた長期休校になることです。そのときの想定はしているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

茨城県の方針や要請を基に、今後対応していきたいと考えております。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 2点目の、タブレット端末の貸出し希望調査というのは現時点で何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

5月25日の貸出し開始時点で、小学校では93件、中学校では27件ありました。その後、数件程度の追加申請がありまして、小学校で追加3件、中学校で追加2件という結果であります。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） こちらタブレットのほう、貸出しの期限は何日間になるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

タブレットの貸出し期限につきましては、分散登校期間の2週間として、今週末までと考えております。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） インターネットの接続状況、利用環境についてはですね、保護者のほうの利用環境については、調査のほうはしなかったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今回は、迅速に県の教育委員会作成の動画視聴ができるようにするために、タブレット借用の希望調査のみを行いました。

○議長（久保谷充君） 5 番高野好央君。

○5 番（高野好央君） インターネットを活用していく上で非常に重要だと思いますので、今後ぜひ、なるべく早い段階で、インターネットの接続環境の調査をしていただければと思います。全ての家庭でWi-Fiなどのネット環境がそろっているわけではないので、オンライン授業を始めることが容易でないのは理解しています。

通常に学校が始まれば、先生との対話もあり、先生も子供たちの顔を見て健康状態、悩んでいるかななどの状況判断ができるので、必ずしも双方向型のオンライン授業でなくともいいと思います。しかし、長期休校により授業時間が相当足りない中、足りない授業時間を補完するためにもですね、ネットアプリ、ツールを使った課題の提供などを考えていただけないでしょうか。これは学校教室になじみにくい、学習が遅れがちな児童生徒への支援にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今月中にですね、今後の臨時休校を想定いたしまして、家庭でのインターネット環境について調査する予定であります。また、双方向型のオンライン授業につきましても、実施の可能性について、ハード面それからソフト面とも検討していきたいと考えております。

○議長（久保谷充君） 5 番高野好央君。

○5 番（高野好央君） ぜひとも、スピーディーで前向きな検討をお願いしたいと思います。この危機的状況が、逆に学校を変えるチャンスだと私は思います。コロナ対策により、保護者の皆さん、意識も大分変わりました。前に比べれば映像配信による課題提供っていうのもですね、すごく前進したと思います。

しかし、ここはもう一步進んでいただいてですね、いろいろなツールがあります。グーグルクラスルーム、グーグルミートなど、教育委員会のほうで一括でアカウントを取得していただければですね、あまり予算とか設備投資などをせずにですね、始められるものもたくさんありますので、こちらを上手に使えば、教職員の負担軽減、働き方改革にもつながっていきますので、オンライン授業の実現はまだ先にしても、映像配信などインターネットを使った課題提供のほうはですね、今後通常登校が始まっても、ぜひ、ぜひ続けていただければと思います。

以上、私の一般質問のほう終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、5 番高野好央君の質問を終わります。

次に、11番海野隆君の質問を行います。

11番海野隆君の一般質問を許します。登壇願います。

〔11 番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） どうも、皆さんこんにちは。海野隆でございます。

昨日ですか、おとといだったかな、昨日かな、県北地区に大雨警報、洪水警報が出たということで、県南のほうはそうでもなかったんですけども、いよいよ梅雨の時期に入って、去年のことをいろいろと思い出しました。あと最近地震がね、全国で多発していて、県内でも、阿見も含めてですけども、地震が多発しているなという感じがしております。

今日はですね、何の日かっていうとですね、1991年に九州雲仙普賢岳が爆発してですね、その火砕流によってですね、死者40名——警察官・消防団員・報道関係者、行方不明3人という大きな犠牲を出したという日だそうです。

現在ね、先ほどのやり取りでもありましたけれども、新型コロナウイルスということで、地球規模でいろんな大きな影響を出ているということで、今年もですね、新型コロナウイルスも自然災害なのかどうかってのは議論はあるけれども、自然災害が多発するんじゃないかという予兆がいたします。

それでは一般質問に入ります。

今回はですね、2点ほど。1点は大形地区で発生した残土崩落・流出事案について、2点目は空き家対策の取組の現状と課題、の2項目について執行部の見解を伺い、私から提言を致します。

ちょっと資料配ってもらっていいですか。

○議長（久保谷充君） はい。

〔資料配付〕

○11番（海野隆君） 今ですね、写真、資料を執行部と議員の皆さんにお送りします。

これを見ていただくとですね、今回の私の質問がどういう質問かっていうのは一目瞭然です。本当はですね、あのモニターにですね、その写真が映るようになれば、町民の皆さんもね、それを共有することができるということで、よりね、質問の意図が分かると思います。

先日、大形地区の残土集積場からですね、大量の残土が崩落して、隣接地及び町道に流出する事案がありました。この流出した残土は町道をですね、数百メートルにわたって覆ってしまい、そのため通行止めとなってしまいました。現在も通行止めの状態が続いております。この残土集積場はですね、2011年に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反、無許可埋立てで、茨城県が牛久警察署に告発し、代表者が逮捕された経過があります。

その後、茨城県と阿見町で連携してですね、残土の撤去を目指し、指導を続けてまいりました。阿見町では、茨城県警察OBを環境保全監視員として採用し、残土の撤去と残土の再搬入を防止するため、監視と指導を続けてきました。もちろん環境保全監視員はそれだけをやっているわけではございませんけれども。今回、残土がですね、大量に流出し、町道まで通行止めに

なるような事態になりましたが、かねてより地元住民から残土の崩落と流出を心配する意見がありました。

今回幸いですね、崩落流出当時、町道には通行人がいなかったということで、けが人等はありませんでしたけれども、タイミングによってはですね、そこで、写真を見てもらおうと分かると思いますが、軽自動車あたりだったら完全に埋まってしまうと。こういう事態になったと思います。これ10秒の間にね、こういう状況になったと言われております。こうした事態を招いたのは、茨城県及び阿見町の断固とした指導が不足していたのではないかと指摘する関係者もおります。

これから、先ほども雨の話題に入りましたけども、雨期に入ることを考えると、再度残土が崩落、流出するおそれがあると地元住民は心配しております。

そこでこの件に関し、以下の質問をします。

- 1、今回の崩落及び流出で生じた近隣への影響について。
- 2番、残土崩落の原因及び流出量について。
- 3番、再崩落及び流出防止、壁を含む流出防止対策について。
- 4番、県条例違反事案の経緯と現在の状況について。
- 5番、残土搬出及び撤去見込みについて。
- 6番、これまでの監視及び指導について。
- 7番、茨城県による行政代執行について。
- 8番、最後ですけれども、雨期を目前としたこの時期の緊急対策について。

以上、伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、大形地区で発生した残土崩落・流出事案についての質問にお答えいたします。

1点目の、近隣への影響についてであります。

今回の残土の崩落については、無許可での残土搬入事案として茨城県と当町で継続指導している大形地内の残土集積場において、4月23日に発生したものです。この崩落により、近隣の民地約14筆が土砂に埋まるとともに、土砂により町管理のカーブミラー及びガードレールが破損し、町道約90メートルが通行できなくなりました。

2点目の、原因及び流出量についてであります。

今回発生した残土崩落の直接の原因は、事業者に聞き取りをしたところ、斜面の下側に崩落

防止のため段を造る作業を行っていたときに斜面が崩落してしまったことが原因と報告を受けております。

また、本質的な原因としては、茨城県及び当町の度重なる指導に従わず、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に定める基準に沿って土砂の高さを低くせず、のり面を整備しなかったことが原因と考えております。

流出量について、町道部分については約1,080立方メートルと見込んでおりますが、民地部分については算出できないため数量は分かりません。

3点目の、再崩落及び流出防止壁を含む流出防止対策についてであります。

流出防止対策については、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に定める基準に沿って土砂の高さを低くし、のり面の勾配を緩やかにするなど、流出防止対策を実施するよう指導してまいります。

4点目の、県条例違反事案の経緯と現在の状況、及び5点目の残土搬出及び撤去見込みにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

経緯は、平成18年に阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の許可を得ずに土砂を堆積したことから、平成22年から茨城県及び当町が堆積土砂の撤去について繰り返し指導していましたが、指導に従わないため、平成24年に告発し、同年茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反により逮捕されました。しかし、継続して作業を行っているため茨城県及び当町で土砂の撤去をするよう指導しているところであります。

残土搬出及び撤去見込みについては、今後も継続して残土搬出及び撤去を実施するよう茨城県及び当町で指導してまいります。

6点目の、これまでの監視及び指導についてであります。

当町では、平成25年度より茨城県警察OBを環境保全監視員として2名雇用し、定期的なパトロールと合わせて、事業者には撤去指導を行うとともに、監視カメラを設置し、土砂の搬入状況を監視しております。併せて、茨城県と合同で立入検査を実施しております。

7点目の、茨城県による行政代執行についてであります。

茨城県に確認したところ、残土の撤去を茨城県として行政代執行することは考えていないとのことでした。

8点目の、雨期を目前とした時期の緊急対策についてであります。

大雨による再度の崩落が危惧されるため、事業者にはガードレールの復旧や町道の原状回復、再度町道に土砂が流出しないような対策を行うよう要請するとともに、道路通行者の安全に配慮し、7月末日まで町道を通行止めとしております。その後も状況を見ながら、通行止めの継続については検討してまいります。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 御答弁ありがとうございます。

写真をね、皆さんに見てもらっているの、何度も申し上げますけれども、相当の事案だったというふうに私は考えております。

それで今回ね、今御答弁ではね、流出量については、町道に流出した部分については1,000幾らだったっけ。1,000立米か、1,080立米だよ、立米だというふうなことなんですけれども、先ほども何度も申し上げますけれども、雨期に入っていくと。そうすると、今回は直接ね、雨で流出したということではなくて、原因はね。とは違うと言っているんだけど、まだまだ大量の残土が上に残っている状態になります。

そうすると、大体どのぐらいの流出量があったのかということは、やっぱり把握しておかなければならないのではないかなと思います。何でそれを言ってるかっていうと、隣接、これ実際にこの業者がですね、借り上げている土地かどうか私は分かりません。町道に隣接しているこの民地ね。分からないけれども、ここに相当の土砂がありますので、今まではね、ここに少しダムのように入ったのではないかなと思うんですね、今回。

しかし次、これがそのままだとすると、ここにはたまる場所がないので、また一気に流れてくると。こういう状態が想定されるんですけども、これどのぐらい、全体としてどのぐらいだったということは分かりますか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

町としましても、この事案は大変大きな事案だと、まず認識しております。その中で、数量を把握することは大事なことで思っております。ですが、現場のほうの測量がちょっとできないものですから、正確な数量はちょっと把握できてないという状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） はい。そういうことなんですけども、私も県のほうにも行って話してきたんですけど、この写真は、1番目の写真はね、これ県のほうから提供してもらったんですけどね。町も持ってますけど、当然ね。それでドローンでこれ撮ったらしいですよ、ドローンで。ドローンの専門家いますけどね、ここにね。いますけど、ドローン非常に精巧になってて、それで大体体積もね、測れるんだというようなことを言って、県ではちょっと、まだすぐやるつもりはなさそうなんですけども、町のほうからですね、そういう事情があるので、全体の量をね、やっぱり把握するってのは非常に大事だと思います。これ県のほうにもちょっと協議してもらっていいですか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回の事案を受けまして、町のほうも一応県のほうにすぐさま協議させていただきました。で、県のほうの協議で確認したところですね、茨城県のほうでは、今、海野議員がおっしゃられたとおりですね、3次元的に計測できるドローン、そういうもののシステムをですね、今年度中に導入して、計測、測量したいということの回答を頂いております。併せて、阿見町のほうとしましても、同じようなドローンを用いた3次元的に計測する業務をですね、委託する方向で今調査をしておるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野議員。

○11番（海野隆君） はい、ありがとうございます。

それで再発防止。今回ね、これ私も環境ISOのね、いつも言ってますけども、その主任審査員として業者のところに行ってますね、やると、これは重大なる不適合なんですよ。これ直ちに原因と再発防止策を取らなければいけない。そうしなければ、もうISOの認証取消し、中止と、こういう形になるんですが、ISOを取ってるとは思いませんけどね、この業者が。

しかし、再発防止策非常に大事で、さっき答弁にね、条例に基づいてね、その高さ勾配の話が出ていました。ぜひね、高さ勾配について敷地外に流出しないような手だてを講じる必要があると思いますが、まず流出前については、その高さ勾配というものはどの程度だったのか把握してますか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回の事案を受けてですね、その流出前に高さ勾配がどの程度だったっていうことについては、申し訳ありませんが把握しておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） これはね、県の条例違反なんですけど、無許可でね。これ5,000平米以上超えちゃったんで県なんです。それ以前はずっと町、これ答弁にも書いてありますよね。町でも再三再四指導したんだけど指導が守られないで、ついに5,000平米超えたんで県の条例違反にもなったと。それでね、当然町も、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例、これあるわけですよ。これでもって、この根拠条例でね、ずっと指導してきたのではないかと思います。

これね、条例が制定されたのは平成17年ですから、多分その辺りからずっと入っちゃってん

じゃないかなと思いますが、急に増えたっていう話もありますけどね。そこにね、条例施行規則、もう読んでると思いますけども、そこにね、書いてあるんですよ、この体積。床面積は一山につき300平方メートル以内とする。高さは2.5メートル以内とする、一山につきその周囲2.0メートルを空き地として安全帯を設ける。のり面、事業ののり面は垂直1メートルに対して水平距離が1.8、つまり1対1.8ね、これがのり面ですよ。

これ県もね、同じようなこと。それから、もちろんこれは県、町じゃなくて、土木工学というのかな、それで決められているもののようですけども。のり面は石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって、風化その他の侵食に対して保護する処置が講じられていることと。こういうですね、条例、施行規則があるんですよ。

ただ、これはね、あくまでも最初やっていいですかって許可を求めて、それで町がね、許可をするという形。県もそうですね。じゃあ、これに応じてやってくださいという形で。順調にいった場合かな。しかしこうやってね、条例違反でどんどんやっちゃった場合は、これ適用されないのかと。どうですか、適用されますか、これ。この条例とか、条例の施行規則っていうのは。ごめんなさいね、パタパタとたたいてちゃって。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回ですね、県と共に町のほうでも指導してるんですけども、その指導内容は、やはり県の基準に基づいた対応をするようにって指導をさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。県では、おおむね高さ10メートル、斜度30度ぐらいにちょっと指導しようかなと、そうすれば少し安全かなというような話はしておりましたけれども。しかしこれはね、条例の施行規則に書いてある、本当はこのとおりにやらなければいけないと思います。たとえ無許可で造ったとしても、もう現状動いてるとしたらそれやらないといけないと私は思いますけれども。

それで、先ほども質問でお話しましたが、残土が崩落した場合ね、残土が敷地外に流出しないような手だてをやったりやる必要があると、私は思います。私はここで、もしやるとすればね、H型鋼をどんと打ち込んで、そこに鋼板でね、壁をつくるような、これね、一番安全な方法だと思います。ただ、どこにそれをやるかっていうのは話は別。こういう要求というのかな、町としてやんなさいっていうことは、私はね、言えると思うんですよ。

なぜ言えるかっていうと、今回、これ町民の命に関わるね、事態が起きたということですよ。緊急的な問題ですよ。しかも、雨期が来る。そうすると、当面防止策を取る。それから、も

う少ししっかりとした防止策も取る，こういうことを指導すべきだと思いますが，どうですか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい，お答えいたします。

今回の当該場所はですね，この業者がですね，地元の地主さんから借地している土地であります。そこは無許可でやってたということですが，構造物，そういった半永久的な構造物をですね，設置することの指導をするのはですね，やっぱりその地主さんの同意も必要であるので，なかなか難しいのかと思います。町としましては，やはり，そうではなくて今のものを撤去，搬出するような指導をこれからも継続していきたいと思っております。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私もね，地権者というのかな，非常に複雑な経過をたどって，今の業者がですね，あそこで業を行ってるのかな。残土を積み立ててるっていう，この業に至るまでは2社ぐらい間に入って，それで土地の契約についてもね，今の業者が契約しているのではなくて，その前の業者が契約していると。こういうふう聞いておりますし，非常に複雑な関係があるので，大変だなというような感じがします。

我々もしかし，あの辺の近隣を通ると，いつもこうやって見上げてるわけですね。こんなんで大丈夫かなと。大丈夫かなあって思ってたら，こういう事案が起きたと。私は非常にだから，もうちょっと強力に，先ほども述べましたけども，強力な指導が必要だったのではないかなと思います。

それで，ちょっと古い話になりますが，当時2011年ですね，6月に，その業者から，今の業者ですよ，今の業者から町長及び県南県民センター，県のね，宛てに，土砂等の撤去計画書というのがね，提出されています。この撤去計画書，もちろん分かってると思いますが，それに基づいて，町はどういう指導を行われましたか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい，お答えいたします。

そういうことで，町のほうとしましてもですね，町の条例に違反したという事実がございますので，平成22年からですね，茨城県と阿見町で連携して指導しているという状況でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 非常に，答弁しづらいのは分かりますが。しかし業者が自らね，撤去計画書を提出して，3段階に分かれて撤去するということを言ってるようですけども。そのね，計画書をお互いに，業者は自分たちでやりますと。町，県はそれを受け取って，その後ね，やっぱり，これははっきり言うとね，ほとんどこの撤去計画書は計画どおりにいかなかったという

ふうには私は思います。ずっと放置しちゃったわけですよ。もう10年もね。これ非常に問題だと思います。

それは置いといて。それでね、次2枚目を皆さんね、2枚目の写真、2枚目の写真。この写真ですけども、これグーグルでね、撮りました。グーグルの写真は直近の写真ではありませんので、これちょっといつなのかは分からないんですよ、書いてないので。ただね、これ見ると小崩落があって……。小崩落、これ大崩落じゃないかなと思うけども。この崩落の事実があったんですよ。これについては、町は把握してましたか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい。町としましてもですね、この同じ集積所内で崩落の事実があったことは把握しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） これは今の答弁だっていうとね、これは敷地内なのかどうか私は分からないけども、町道には至りませんでしたけどね。しかしね、これを見るとですよ、本当に町道近くにまで迫ってきてますよ。これは撤去されないままだったと思うんですよ。この土砂そのものについてはね。こっちの上のほうはちょっとやったかもしれないけど、ここにまたなったという形になって。本当はね、この時期に強力にやっぱりね、やっておく必要があったのではないかなあと。思わずね、グーグルを開けてみたら、こういう事実があったので申し上げます。

次の質問ですけども、町道。7月末ぐらい、7月末頃だっけ。7月末頃までと考えておりますと言ってますけども、これ、しかしね、新たなね、流出防止策を取られないままに、この町道をね、開通させていいものかどうか。これ今確かに、これ全部、これは途中ですから、きれいに撤去してね、両脇に鉄柵っていうかね、鉄のバリケードを造って入れないようにしてます。幸いね、これは迂回路があるのでね、ここをどうしてもってというのは町道隣接の畑ぐらいだと思いますが。緊急的に、緊急的に防止対策っていうものを立てる必要もあるんじゃないかと思うんですけど、これは業者と話し合ってるんですか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

答弁のほうでもお答えしましたが、こういう時期でもありますし、まず道路のほうの通行をできるように、安全対策を十分取るようにと。あと、再度その敷地内から流出しないことをするようにという対応を、業者のほうに既に指示をしております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 最後の質問ですけれども、最後の質問というか。なかなかね、指導をしても、そのとおりにならないと。もともとね、これ無許可の埋立業者なので、なかなか大変なんですけれども。2つか、相当期間の通行止めを行っている。それから、ポールだっけ、ガードレールとか、そういうものが破損したということなんですけれども、これについて例えば町道を専有するとか、それからガードレール破損したということに対して、業者に対して請求は行ってるんですか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

ガードレールとか、あとカーブミラーとか、あと、そういった道路に附属するものについては全て業者のほうで修繕するということで報告受けております。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） これね、やっぱり近隣の住民は心配してます、心配してると思います。心配してるという声も聞きます。私も見ててね、異様な光景ですよ。田園地帯にね、ああいーう残土がうずたかく積み上げられて何度も流出事故を起こすと。これについてね、地元住民がそれを望むかどうかは別としてですよ、ただね、何か物言えば唇寒しみたいなところもあるんだと。だから行政がしっかり入ってですね、行政の説明ではなくて業者が住民に対して説明の場を設けて、流出防止策とか、そういうことについてですね、説明する機会を設けるべきだと思いますけれども、これについてはいかがですか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まずですね、事業者のほうにはですね、地元の区長さんのほうに、謝罪とか、今後の対応について説明するよにということを強く求めています。区長のほうにちょっと確認したところ、今現在まだ事業者からはそういう説明を頂いてないという返事がありました。そのため、町としましては、今回の通行止めについても、地元へ回覧文書を配布させてもらってますし、あと地元にはですね、町として早急に説明会を開いて、そこにですね、事業者、あと県の方にも来ていただいて、地元の方に説明していくという場を設けたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） いずれにしてもね、この雨期が予想される中で、もしもタイミングが悪くて開通させたとして、通行人、散歩する人、車、それが同じような、こういう状況になったときに、これは完璧に町のね、責任は問われます。町の責任だからどうのこうのって話じゃ

ないけれども。やっぱり、そういうのは町民の命を守るためにもね、しっかり今後ともですね、粘り強く、強力にね、指導監視を続けていただきたいと思います。

以上で、この問題については質問を終わりにしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 大変大きな問題だというふうに私も思っています。

4月の23日にですね、夜に電話がかかってきまして、大形でかなりの産廃のところが崩落したというようなことで、その日は夜でありましたので、次の日の朝に現地を確認しました。そんな中で、もう大変大きな崩落でありまして、最初私は道路が埋まってるのが分からなかったんですけれども、本当に道路があったのかっていうぐらい埋まっていました。

今、運営している会社ですね、社長さんにもお会いしました。社長さんいわく、自分の事務所の前が、本来であればもっと重なってたのを、どんどんどんどん少なくしてきたんだよというようなことで、中もひな壇みたいな形になっておりました。

私一番問題だと思ってるのは、歴史があって一番最初はどうなんだったんだということが分からないっていう現状があります。その中で、もうすぐに担当課に話したのは、高さが分かるような感じの何かないかというようなことでした。

私がちょうど帰る時、擦れ違いで県の職員が来まして、今からドローンを飛ばすというようなことで、これが出てきたんではないかと思えますけれども。この辺のところも、うちのほうでドローンを買って定期的に調査をしなくちゃいけないんじゃないかというような、干渉をしなくちゃいけないんじゃないかというようなことで、その話もさせてもらいましたけれども。今部長から答弁あったように、委託したほうがより簡単で、それから職員がやるより、先ほど言われた体積の量まで分かるというようなことなので、来年度できるだけ早くですね、その委託料という、これは調査検討しなくちゃいけないというふうに思っています。

またちょっと周りの方々にもお話を聞いて、私もゴールデンウィークちょっと心配だったんですから毎日のように行きました。5月の最初の日、2日の日ですかね、あそこもう開通してました。道路ができて、崩落したところの堆積物を自分の事務所の前へダンプで移動してましたので、そういったところでそこが閉鎖してたところが開いてたわけですね。そんなところもあって、完全に通れないようにするだとかしないといけないと。ゴールデンウィークを終わった後にですね、単なる業者さんが、はい再開できますよって言うわけにいけないので、道路課のほうで、専門家が見てもらって、本当に大丈夫かどうか、のり面が大丈夫かどうか確認してもらいました。これでは通すのはまずいということで、完全なる通行止めにさせていただきました。

また、少しずつですけどね、どんどんどんどん上へ積み上げをしていくんですよ。ですか

ら、どんどんどんどん上から下に落ちていくというような状況で、反対側の南側の畑を作ってる方々も、とても危なくて造ってられないというような話もされていました。また、そういう調子ですからどんどん谷津田のほうまで侵入してきて、侵入してくれば、どんどんその面積が広がってしまうというような状況があります。先ほど言ったH鋼入れて出てこないような形にするのもいいんですけども、そうすると、どこまでが今の所有地か何だかの面積も今、分からない状況になってます。

ですから、今は県とのいろんな調整をしながらですね、面積の部分について、どこまで借りてるかっていうことも確認をしつつ、町道に流出しないような体制をつくっていかなくちゃいけないというふうに思ってます。また担当課にですね、地域の要望、もうあのままでしょうがないよっていう諦めの感じだったもんですから、やっぱりこういう事案があったもので、やはり心配してる地域の方々もたくさんいらっしゃると思いますから、しっかりした説明会をしてほしいということと、その中で皆さんから、地域の人たちから寄せられた要望をですね、まとめて、県の担当課に町として要望書を出すしかないんじゃないかというような話もしています。

ですから、少しずつですね、一生懸命やりますっていう業者さん言ってましたので、見守りつつですね、町のほうも体制を強化していきたいというふうに思ってます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 町長のね、決意をお伺いして、ぜひね、やっていただきたいと思います。

2番目に入っているんですか。大丈夫ですか。

○議長（久保谷充君） はい、大丈夫。

○11番（海野隆君） ちょっとすいませんけど、また資料を用意しましたので、資料を配ってください。

2番目のですね、空き家対策の取り組みの現状について、お伺いいたします。

選挙があると町内をあちこち歩くもんですから、町内歩くとね、依然として空き家となっていてと思われる家屋が目立ちます。空き家、あちこちね、住宅団地であれ、市街化調整区域の農村地帯であれ、地域を問わずにね、存在をしております。

2013年3月に阿見町は、阿見町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、それに基づいて2015年に空き家調査を行いました。さらに2015年のですね、これは国ですけれども、空き家対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことを受けて、町は2017年5月に阿見町空き家等対策計画を策定をしました。しかし、残念ながらですね、今日に至るまで具体的な対策をですね、実施するに至っておりません。

先ほども述べましたが、国土交通省ではですね、2017年11月、全国の自治体が運営する空き家バンクの情報を一元化し、検索できる専用サイトを開設いたしました。既に近隣自治体が、本格的に運用を開始しているのと比較して阿見町の立ち遅れが目立ちます。

そこで、阿見町における空き家対策の取り組みの現状と課題、今後の具体的スケジュールについて、以下伺います。

1、空き家対策に取り組む意義と、空き家の現状について。

2、所有者の意向と、空き家対策の課題について。

3番、現在のように、特定空家対策と空き家の利活用を異なる課が担当するのではなく、同一課が統一して担当すべきではないのか。

4番、国土交通省の専用サイト、これ民間ですけれども、2社あるんですけども、登録についての課題は何か。

5番、今後の具体的なスケジュールについて、伺いたいと思います。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 空き家対策の取組の現状と課題、今後の具体的スケジュールについての質問にお答えいたします。

1点目の、空き家対策に取り組む意義と空き家の現状についてであります。

平成29年第4回定例会で答弁したとおり、町では、管理不全な空き家が増加することで、安全性の低下、公衆衛生の悪化など町民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、取り組むべき重要な対策であると考えております。

町内における空き家として把握している件数が、令和2年3月末現在で492件であります。空き家に関する建物の破損などの情報提供は、平成30年度が90件、令和元年度が104件となっております。

2点目の、所有者の意向等、空き家対策の課題についてであります。

空き家対策の課題としましては、第1に空き家の所有者等の75%以上が60歳以上であり、町外または県外に住んでいる方もいることから空き家が増加するものと考えておりますので、所有者等自らの管理が円滑に行われるような技術支援や環境整備を行う必要があります。

第2に、約60%の所有者等が売却または賃貸の意志ありと回答があるものの、現状としては売却や賃貸ができておりませんので、所有者等と仲介業者をはじめとする各種民間事業者との橋渡しになるような仕組みを町が提供する必要があります。

最後に、法に定める特定空家等に該当するか否かは、現在の状態及び将来の蓋然性を考慮した上で町が判断する事項となりますので、町として特定空家等に対する代執行をどのように考えるのかを整理した上で慎重な手続を行う必要があります。

3点目の、現在のように特定空家対策と空き家利活用を異なる課が担当するのではなく、同一課が統一して担当すべきではないのかについてであります。

空き家対策の実施体制につきましては、特定空家対策は、空き家への不審者の出入りや樹木や雑草が繁茂等による犯罪の増加が懸念されることから、防犯対策の一環として生活環境課が担当し、空き家の利活用に向けた対策は、住宅施策の一環として都市計画課が担当しているところです。空き家対策につきましては、目的に応じて対策を進めることが効率的と考えることから、今後も横断的に取り組んでまいります。

4点目の、国土交通省の専用サイト（民間）登録についての課題であります。

当町において、空き家バンクを創設し運用を開始した際には、議員御指摘の、いわゆる全国版空き家・空き地バンクへ速やかに登録を行い、情報発信等を行っていく考えであります。

5点目の、今後の具体的なスケジュールについてであります。

まず、特定空家等の判断や措置、対処につきましては、茨城大学や茨城県弁護士会、茨城県建築士会等から推薦された有識者10名で組織する阿見町空家等対策協議会を設置し、今年1月24日には1回目の会議を開催しました。内容は、特定空家等の判定基準や現地調査表、対応フローについて検討を行いました。また、3月9日には2回目の会議を開催し、特定空家等の判定基準の再検討や、特定空家候補物件のうち3か所の現地視察を行っており、実施に向けて準備を進めております。

今後は、特定空家見込み物件の抽出及び調査表による調査を実施し、特定空家候補物件の所有者等への助言指導を行いながら阿見町空家等対策協議会の御意見を伺った上で、今年度中には特定空家等の認定を行っていく予定です。

次に、空き家バンクの創設につきましては、令和元年第3回定例会において、特定空家等の認定作業が終了後、空き家バンクを創設し運用してまいりますと答弁いたしましたが、今年度内に空き家バンク制度実施要綱の策定、空き家バンク媒介に関する協定を茨城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会茨城県本部と締結するとともに、町のホームページや広報紙等で情報を発信して、速やかな運用に努めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） まずね、今お配りした表ですけども、一応執行部のほうにね、修正をお願いをして、私が作成を致しました。国の動き、国の動きは1つしかないんですけどね。それから阿見町の動き、それから隣接である牛久市の動き、そしてその議会、阿見町議会の動き、それを横ににらみながらですね、ずっと追っていきますと、よくその流れが分かっているのではないかなというふうに思います。

それでまずね、本来のところじゃないって言ったら失礼なんですけども、ふるさと納税でね、シルバー人材センターが見守りをするというメニューがあって、このメニューの利活用というのはどうなってるか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

議員御質問の空き家見守りサービスですね、ふるさと納税のメニューの中にあるものですが、これにつきましては、町内の空き家の状況がどうなってるかを所有者に代わり、事業者であるシルバー人材センターが、家屋の状態、敷地の状態、そのほか附属建物、門、塀の状況を写真つきの報告書を作成して報告するサービスということで、2万円の御寄附を頂いて実施するものでございます。

これまでの実績ですが、これについてはございません。ゼロでございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 残念ながらね、その見守りサービスについては実績がないということですけども、多分今後ね、実績が出来てくるんじゃないかなと思います。これちょっと長くなるのでね、つまりね、3点目、その阿見町のね、取り組みが遅れた原因というものについてね、やっぱりお伺いしておかなければならないなというふうに思います。

その表を見ていただくと分かると思うんですけど、議会としてはね、多分その前からも、予算要望書ということで提出していたのではないかなと思いますけれども、2010年の11月に2011年度の予算要望書として、空き家対策について要望してます。それから一般質問では、難波千香子議員が2011年9月、それから、引退されましたけども佐藤幸明議員が2012年の6月、それから、今議長の久保谷充議員が2015年6月、私は2017年12月議会で一般質問をしました。また昨年の9月にはね、紙井議員が質問をされています。議会としては、相当程度、町の空き家対策についてですね、意見を申し上げてきたということが言えると思います。

今度は牛久市の比較で見るとね、条例制定牛久市は2012年の3月、で阿見町は2013年3月ですから1年早かったんですね。しかしね、空き家の調査とか対策協議会設置及び協議では、阿見町が先行して取り組んでおりました。空き家対策計画、これ一番大事なものですけども、この策定でもですね、阿見町は2017年5月。で、条例制定は1年早かった牛久では、2017年8月と。こういう状況で、その後ね、牛久市は代執行を2件までね、やっているということをする、阿見町一体どういうふうになっちゃったんだと。こういうふうにならね、率直に思うんですよ。

このね、原因を明確にやっぱりしてね、それでもって人が足りないのか、何が足りないのか、執行部もね、しっかりその原因を追求して、取り組むに当たってどうしたら取り組めるのかということですね、教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

海野議員が作成していただいたこの経緯のとおりで、私としましても、牛久市の状況と阿見町の状況を比較して、その違いについて十分認識しております。

ちょっと、阿見町のこれまでの取り組みとして、またこの経緯をなぞるような形になってしまっていますが、改めて確認のために説明させていただきます。

町としましては、平成29年5月にですね、阿見町空家等対策計画策定しまして、その翌年の7月、平成30年の7月にですね、生活環境課に空き家対策を本格的に進めるという意味で、空き家対策係を設置、新設させていただきました。その後、阿見町空家等対策計画で示されております特定空家に対する対応に向けまして、翌年の平成31年3月に、阿見町空家等対策の推進に関する条例及び施行規則の改正を行うとともに、阿見町空家等対策協議会が、特定空家等の認定等について、これまではその認定はできなかったんですけれども、その認定を行えるような、所掌事務の改正をそのときに行ったものです。

それを受けまして、その後、町としましては、特定空家の認定に向けて、特定空家等の判定基準の素案の作成を行ってきました。この中では、先進地、牛久も含めて先進地の事例をですね、判断基準の内容とか、その事務作業の内容、そういったものについての調査を行ってきたことが、阿見町としまして時間がかかってしまった原因かと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 昼休み入れないんですね。それじゃあですね、次ね、その事情は分かりました。しかしね、いよいよ、これね、今後の具体的なスケジュール、今年度にどこまでいくのかっていうことを明確にすべきだと思いますが、それはどうですか。

○議長（久保谷充君） 朝日良一町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

特定空家の認定につきましては、先ほども答弁でお答えしましたけれども、今年度中にですね、認定を行えるように、今スケジュールを予定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 直近のね、3か年実施計画での予算づけでは、何かずっと同じぐらいの金額しか載ってないんですけど、特に特定空家の認定に関して予算づけは必要ないんですか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えします。

3か年実施計画につきましてもですね、その作業内容を見ながらですね、さらに修正、変更等はあるものと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。特定空き家はね、牛久でね、代執行2件やっていますので、近隣の経験から学んでやっていけばですね、十分できるんじゃないかと思います。

ちょっと税金のことについてお伺いしたいんですけども、その税制が改正になってね、つまりその、固定資産税もらうとそこにいろいろ説明が書いてありますね。その説明の中にある特定空き家に関わる税制上の変動っていうかな、どうなるかっていうことを教えてください。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

町の税務当局のほうに確認したんですけども、例えばですね、市街化区域で200平米以下の小規模住宅用地の場合ですと、現在、固定資産税が6分の1、都市計画税が3分の1の特例となっております。こういった特例がですね、特定空き家の判定を受け勧告を実施した場合には、その特例措置がなくなるということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） なかなかね、特定空き家に指定するのは大変だとは言いつつもですよ、こうやって国としてもね、制度面からね、この空き家対策をやっているということを肝に銘じてですね、進めていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、利活用の点なんですけども、この利活用の点についてはね、今年度中どういう具体的にスケジュールになりますか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

答弁でも述べましたとおり、今年度中に空き家バンク制度の実施要綱の策定、空き家バンク媒介に関する協定を、茨城県土地建物取引業協会及び全日本不動産協会茨城本部と締結し、運用を開始したいと思っております。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 利活用については、ウィンウィンの関係ってわけじゃないけれども、町としてもね、空き家がですね、利活用される、空き家だったところに人が住む。そうすると、当然その人たちが消費をする、そうすると町として活性化する。こういう関係になるので、もうちょっと空き家の改修であるとか、あるいはごみを片づけるとか……、誰かに貸す場合です

ね、そういうことについてね、助成制度があればいいんじゃないかなと思いますけども、県内では、つくば市や稲敷市、利根町などで制度化されていますが、阿見町でも制度化する考えはありますか。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、つくば市、稲敷市、利根町などで助成制度を創設しております。以前、住宅リフォームの助成制度の創設について一般質問でもありましたが、個人資産に対する公費の助成は慎重に進めるべきだと考えております。つきまして助成制度を運用している自治体の状況や、空き家バンク制度において支援していただく専門家の意見を参考にしながら検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） ここにですね、公益社団法人茨城県住宅建物取引業協会土浦・つくば支部のね、議案書があるんですけど、この16ページに、現在社会問題化してる空き家問題等の取組が協会の事業としてはさらに重要。協会としては、空き家バンク制度の導入について働きかけを行い、既存住宅等の流通促進を図り、空き地・空き家の解消に努めてまいりますと。

業界もね、待ってるような状況ですので、ぜひね、強力に今年度中にしっかりと協定を結んで、前に進むようにお願いをして、私の質問を終わりにしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（久保谷充君） これで、11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩と致します。会議の再開は1時10分と致します。

午後 0時09分休憩

午後 1時10分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の一般質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。それでは午後トップバッターとして一般質問を行わせていただきます。

今現在、新型コロナ感染の被害により世界中が大きな影響を受けています。いつ感染第2波が来るか予断を許さない状況です。町においても感染された方が出ており、社会生活を送る上

でも不安を感じている人が多くおられます。そこで、町の防災計画の進捗状況を伺っていきます。

今回初めに、平成10年10月に感染症予防法、これは略ですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が制定されました。今、様々な法律が制定されていますが、全てこれが大本になって、今対策が立てられております。それでは、まず前文——まえぶみを紹介いたしまして、質問に入らせていただきます。

「人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫りやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在していたという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することが求められている。ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。」

このように書かれています。

そこで、まだまだ感染の収束の見通しが立たない中、阿見町として、今後の防災計画をどのように進めていくのか、お尋ねをしたいと思います。

1点目、今回の新型コロナ等の感染に対する防疫計画の策定はどうなっていますか。いつまでに誰が策定をしていくのですか。

2点目、自然災害と今回のウイルス感染等が同時に発生したときに対する複合災害の防災計画策定の必要はあると考えていますか。あるとすれば、いつまでに誰が策定するのですか。

③、防災協定の進捗状況と今後の計画はどうなっていますか。

4点目、今年度の防災訓練は行うのですか。行うとすれば、どのようなことを重点的に行うのですか。

以上4点についてお尋ねを致します。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、地域防災計画についての質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナ等の感染に対する防疫計画の策定についてであります。

防疫計画というものには2種類が考えられます。1つは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第10条に基づく予防計画であり、これは都道府県が国の基本指針に即して計画を策定するものです。

もう1つが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくもので、町が同法第8条第1項に基づき策定した、阿見町新型インフルエンザ等対策行動計画です。

今回の新型コロナウイルス感染症の対策は、この行動計画に沿って進めておりますので、改めて町としての防疫計画を策定することはありません。ただし、現在の行動計画については、内容を検証し、必要なところは改訂を行っていく予定です。

2点目の、複合災害時の防災計画策定の必要性についてであります。

現在、防災危機管理課が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの作成を進めており、その他、地域防災計画や各種災害対応マニュアル等につきましては、今後も関係各課と調整を行いながら複合災害を想定した見直しを早急に進め、あらゆる有事に対処してまいります。

3点目の、防災協定の進捗状況と今後の計画についてであります。

令和元年度末までに、他の自治体を含む14の公的機関と、また40の民間企業・団体との間に防災協定を締結し、昨年度においては、町内スーパーマーケットや、同じく町内工業団地に立地する企業との間に、災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定を締結しております。

今後の計画としては、今までの協定に含まれていない支援や物資を精査し、不足している分野や、町内・地元企業との協定締結を積極的に進めてまいります。

4点目の、今年度の防災訓練についてであります。

住民参加体験型の訓練として11月に実施をする予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、現時点で実施の有無については確定しておりません。いずれにしましても、今年度予定していた防災訓練を次年度に先送りをした場合、先に述べた新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づいた訓練を行う必要があると考えております。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは再質問に移らさせていただきます。

現在の行動計画、1点目の再質問なんですけども、今具体的に改訂していかなくてはならないと考えられていることはどういうことでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

今回新型コロナウイルス感染症の対策を実施するに当たり、行動計画に基づいて実施してまいりました。まず、運営体制が課題かと思われませんが、保健師など専門職で構成される健康づくり課が担う役割が過剰となっております。改めて全庁的に取り組めるよう、役割分担について再検討が必要と考えております。

また、追加する必要がある事項としては、町内施設で感染者が発生した場合の対応や予防、蔓延防止のための情報提供の内容に関して、今回新しく国から提示された情報、例えば3密を避ける、在宅勤務の推進等について、新たに盛り込む必要があると考えております。

また、相談窓口については、当初は健康面だけの相談を想定しておりましたが、今回経済支援に関する相談窓口も改めて必要となったため、今後は、総合的な相談窓口の設定についても検討する必要があるかと思っております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 分かりました。最後に要望等はまとめて言いたいと思いますので。

2点目再質問で、公衆衛生と感染症の関係をどのように認識をしていますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

公衆衛生とは、地域社会の人々の健康の保持増進を図り、疾病を予防するため、公私の保健機関や諸組織によって行われる衛生活動のことを指し、母子保健、学校保健、老人保健、環境衛生、生活習慣病対策、感染症予防など多岐にわたります。中でも感染症予防は、公衆衛生の中でも古くから重要な位置を占め、人々の健康、命を守る上で欠かせない項目となります。

町はこの中で、予防接種をはじめとした感染症予防のための正しい知識の普及、周知に努めるなどの対策を行います。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、感染症の収束の見通しの立たない中、住民の健康増進をどのように推進していきますか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

今回の感染症により、子供の健診については、4月から6月分を延期としました。7月から法定健診である1歳6か月児健診と3歳6か月児健診を再開できるよう準備を進めているところです。その他、相談事業についても感染予防対策を講じながら再開していく予定です。家庭

訪問等直接的な支援を行う支援は必要最小限とし、電話での支援も併せて行ってまいります。

大人の健診については、乳がん・子宮がん検診等の集団検診を6月から7月に実施予定でしたが、感染の収束が見込めなかったため、やむなく中止と致しました。今後8月からの総合健診については、過密を避けるため受診人数を制限するなど、感染対策を講じながら実施する予定です。

なお感染を心配するあまり、検診や受診を控えてしまう方がいると思われるため、心配な症状のある方や、検診で異常値が発見された方については、早期に適切な治療を受けられるよう勧奨を行います。

また、3密を避けながら行える運動や体力づくりの紹介を行うなど、町民の皆様が免疫力を上げて感染に対する抵抗力を高める対策を講じることができるよう、情報提供を行ってまいります。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ありがとうございます。なかなか健康づくり課がやることがいっぱいとなった感じなんです。

そうしますと、健康づくり課として現時点で優先的に行うことは何であり、また何が課題でしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

感染第2波に備え、町民、町職員に対して、感染予防対策についての正しい情報の普及啓発を行い、各個人が感染予防対策を確実に行うよう呼びかけ、備えを強化できるよう支援していくことや、町公共施設における感染対策徹底の呼びかけを継続して行うことが最優先事項と考えております。また、町施設に感染者が発生した場合の施設の消毒作業について、専門業者との協定を締結する予定でございます。

課題は、感染第2波の対応について、例えば、在宅療養者が発症した場合の支援方法や、災害時の際、避難所における感染症対策を住民の方、お一人お一人に知っていただき、自ら行動が取れるための普及啓発方法の検討など、具体的な対応方法の検討が必要と考えております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今の1点に関して、これ具体的な方法をやらなきゃいけないことがあるんですが、それに関してのタイムスケジュール等はあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい。現在具体的なタイムスケジュールは、まだ第1波が収束している状況ではありませんので、今後第1波がある程度収束した状況の中において、その時点で、ある程度、今までの反省点を振り返りながらやっていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 新型コロナウイルスの感染症に対応した避難所運営マニュアルの作成、あらゆる有事に対処、これについて具体的に何がどこまで進んでいるのか、そしてまた課題は何があるのか、お願いいたします。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルについてですけれども、現在国や県の通知及び専門機関が作成した資料を基にですね、避難所開設事前準備と災害時の対応を重点事項としてマニュアルに記載し、早急に整備する予定になっております。

課題としましては、これまでの避難所運営のほかには未知のウイルス感染予防と感染発生時の対応となるため、例えば感染者や濃厚接触者となる方が避難してきた場合や、避難所内で感染が発生したと疑われる場合など、保健所や医療機関との連携といった医療体制の構築が挙げられると思います。そういったことから、健康づくり課と協議の上、実効性のある方法を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次にですね、防災協定の件なんですけど、現時点での防災協定の内容を具体的にどのように周知をされているか、その点をお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

防災協定の周知の方法ですけれども、現在、広報あみと町ホームページを活用して、その都度町民の皆様に周知を行っております。特に町のホームページでは、過去に締結した公共機関や民間企業との締結概要を確認することができるようになっております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次にですね、今後の防災協定の具体的な計画はありますか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

現在ですね、町内吉原地域に開業予定のコンテナハウス事業者との間で、災害時に避難施設として活用できるコンテナ型ホテルの防災協定について、協議を進めているところです。このコンテナ型ホテルといいますのは、ふだんはホテルとして営業しているコンテナ型の客室ですが、災害時にはですね、トレーラーで運搬することで、移動式の避難所や仮設住宅として利用がすることができます。そういったことから、こういったものが避難所の環境の向上ができると思っております。

町として、これから運用方法を検討した上で、協定締結に向けた話し合いを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 様々な町内の事業者、また近隣の自治体等も含めて、お互いに助け合えるところを助け合いをしながら、ぜひ充実をした災害協定を構築していただきたいと思えます。

それで次にですね、防災計画及び防災訓練に公衆衛生の考えを取り入れる必要があると考えますが、この点に関してはどのように考えておられるか、お願いします。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

公衆衛生の考え方ですが、大規模な災害が発生しますと、ライフラインなどの機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上必ずしも良好な環境とは言えなくなります。そういったことから、感染症や食中毒、その他健康障害が発生することが考えられます。

このような危機発生時におきまして、医療、公衆衛生に関する専門的な知見を持つ、阿見町でいうと竜ヶ崎保健所との連携を取りながら、それぞれの役割分担を整えて健康危機の特性を踏まえた体制を構築していく必要があると捉えております。

あと防災訓練につきましても、答弁で述べたとおり新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づいた訓練を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 防災計画に関しまして、多分この秋……、昨年も台風があつて大きな被害を受けました。そういう中で、かなりこれは急いでタイムスケジュールを作って走らないと、そういう危機が現実になり得る。そういうことが、もうあと何か月も先ではないということもあるんで、その点ぜひ、町長はじめ職員の皆さんで協力して進めていただきたい

ていうことが1つ。

で、再質問の初めにちょっと質問した答弁の中で、健康づくり課が担う役割が過剰となって全庁的に取り組んでいかないと、これはもう追いつかないということは、今回のこの問題で様々な対応をしていかなきゃいけない、こういうことが健康づくり課のほうへ、まず1つは業務量が増えた形で切迫してる状況だと思います。

先ほど読みました感染症予防法の第3条、これは国及び地方公共団体の責務っていうのが出てます。国及び地方公共団体は教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進。こういうのがずっと出ておまして、感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施設との有機的な連携に配慮しつつ、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように、必要な措置を講ずるように努めなければならない。で、この場合において国及び地方公共団体は感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。これが、第3条の第1項ですね。

で、第2項では、国及び地方公共団体は地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。今、様々な課題、再質問の御答弁いただきましたが、やはりこれは全庁的にやっていかなきゃいけないっていうこと、1つはタスクチームを組んで問題に対応するっていうこともこれは大事になってくるかと思っています。

これは1つの提案なんですけど、例えば週に1回健康づくり課の責任者の下に、中心に各課から週に1回、例えば1時間でも結構なんで、1つの課題を持ってみんな来ていただいて、そこで、問題……。計画がある中で各課は何ができるか。また、こういうことが必要だって言ったところ、双方向できっちり問題を浮き彫りにして、で、1週間かけて、また、その問題解決に向けて、その対応対策の結果を報告し合って、また前に進むというのも1つのやり方だと思います。

これは町長はじめ、執行部の皆さんで検討していただく内容なんですけど、ぜひタスクチームをつくる。またその緊急対応のときの柔軟な対応、レジリエンスとよく言いますが、そういうことを含めて進めていっていただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

今の川畑議員の提案、非常にありがたいと思います。町としてもいろいろ新たにどういうふうに体制を洗い出していくか、意見を参考にしながら町としても取り組んでまいりたいと思っています。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

何が問題なのか分かれば解決策は見つかるんですが、その問題が分からないと事が起きてからのことになりますんで、ぜひ早急に、いろんなちょっと知恵を出しながら進めていただきたいと思います。

次にですね、先ほど再質問の3番目で町民の皆さんが免疫力を上げて、感染に対する抵抗力を高める対策を講じることができるよう情報提供を行ってまいりますとありました。これ、具体的にどういうことを考えていらっしゃいますか。

○議長（久保谷充君） 健康づくり課長佐川廣子君。

○健康づくり課長（佐川廣子君） お答えいたします。

例えばですね、食事の問題ですとか、食事でこういったものをお買物の際に気をつけて買っていたきたいですとか、その材料を使ってどういうふうに調理したら食べやすいですよとか、栄養素を取り入れやすいですよ、などという情報や、それからお家でもできる……。ジムとか、今回休業要請の対象に入ってしまったってお休みになってしまったりして、なかなか家でしか体力づくりができないよっていう状態が続いたかと思いますが、お家の中でできる軽い運動の紹介など、そういう情報をなるべくこちらから発信をさせていただいて、体力づくりや健康づくりを進めていただけるよう、そしてそれが免疫力に通じるような情報を差し上げていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

様々な知恵を出して、また工夫をしながら進めていっていただきたいと思います。

1つは2015年ですかね、ノーベル生理学・医学賞を受賞した大隅良典さんっていう方いらっしゃいますね。で、研究の内容はオートファジーっていう、要するに人間の細胞っていうのは植物から毎日取るのは3分の1、で3分の2は体内にある壊れた古くなった、それを全部リサイクルして新しく生まれ変わらせてたんぱく質の細胞をつくってくってという仕組みになっているんですね。ですから、1つは断食が体にいいとか、食べ過ぎないで食事を抑えたほうが健康的にいいとかっていうのは、いろいろと東洋医学の中で言われてきたりしてましたが、それがノーベル賞という形で理論的に証明されて、それでノーベル賞を取られた。

ぜひ、そういう新しい情報も踏まえた上で、ある意味では町独自でも、また県や周りの医療機関もありますので、そういうところも含めてこの免疫力を高める、その生活、食事も含めて

どうするか。多分、この新型コロナの問題はこれから先ずっとこれが収まって、また次の感染症ってこともあり得るでしょうし、成人病の問題もあります。この感染症がなくなったとしても、やはりぜひ、これを機会に、そういうことも含めて町民の皆さんが、健康で、本当に一生を元気いっぱい生きていかれるような、そんな情報提供をお願いしたいと思います。

次にですね、4点目の再質問で行いました町民、町職員に関して感染症予防対策についての正しい情報の普及啓発。で、各個人が感染症予防対策を確実に行うように呼びかけ、備えを強化できるよう支援していく。

これで私思うんですけども、60代後半以上の方はなかなかネット回線でいろんなパソコンを使ったり、インターネット、またメール、その他そういう媒体を使って情報を自分から取りに行くってことがなかなかしにくい。そうすると、どうしても受け身になる。そういうことを考えますと、これは1つの提案なんですけど、やはりこの第2波に向かって、この情報もきちんと提供していかなくちゃいけないことを考えますと、防災無線っていうのも1つの大きな、町においては武器になるかと思います。

これに関しては、ある一定毎日例えば同じ時間体に健康づくり課、また防災危機管理課がきちんと情報を提供する。毎日やることによって、意思徹底はされるかと思います。1つは町民の皆さんの中で、防災無線でやられると近くで鳴るんでうるさいからやめてくれって苦情は、こういうこともあるのではないかなと思うんですね。そういうクレームに関しては、この感染症予防法の第4条国民の義務っていうのがあるんですよ。どういう内容かって言いますと、国民は感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

これは地域住民、また国民——主権者の、これは義務であります。ですから、やはりそういうことをもとに、多少は御迷惑になるかもしれませんが、そういうことをやっぱりお互い共有して納得していただいて、これから次の第2波に向けて、流すのであれば毎日同じ時間に何らかのアナウンスを流していくっていうのも1つのやり方かとは思いますが。そうしますと、この時間になると情報が流れている、家の中にいると聞こえない、窓を開ければ聞こえるのであれば、窓を開けて聞いてもらおうとか、何かいろいろ現場でも工夫されるんじゃないかと思えますので、メール配信、ネットの情報等含めて、こういうことをちょっと検討していただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

防災無線につきましては、今回のコロナ感染症につきましても、町長メッセージとかいろいろその都度そのタイミングで防災無線を使って、町からの情報発信をしております。これから

もですね、関係課といろいろ調整しながらそこは検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ検討していただき、活用できるものは大いに今の整備されてるものを使っていたきたいと思います。

最後に、防災訓練に関して。今年は状況が状況で、今のところはやらないという答弁いただきました。それはそれでいいかと思うんですけども。この防災訓練を実施するときに、1つこれは提案として、ちょっと検討していただきたいんですが、様々な町内の協定を結んでる業者の方もいます。また、以前の自然災害のときと今回また感染症の問題が出てきたときとでは、例えば各個人で備蓄をする備蓄品が、若干これは変わってきてるかと思います。

そういうものも含めて、防災訓練のときには、やはり具体的にこういうものが備蓄品として必要だ。それも、男性と女性ではまた違ってきます。若い人とお年寄りでも違ってきます。お子さんを持っていらっしゃる方も当然違います。そういうものを幾つかきちんと具体的な形として、住民の皆さんに参加していただいたときに、目で見える形で防災訓練をしていただき、ぜひ自助の1つの推進ができるように。

そしてまたグッズであつたりいろんなものを、その協定の業者がもし提供できるのであれば、そういうところと連携をして、もらうのではなくて申し込んで購入していただくということも、非常にこれは大事になってくるかと思います。町で全部用意するっていうのはやっぱり限度がありますので、自分たちでできることはなるべく自分たちで準備をしておく。そういう、ちょっと一歩、今までとは違った防災訓練等も検討していただきたい、このように要望しますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今年度はちょっと防災訓練については現時点ではですね、実施についてはまだ決定はしておりませんが、来年度以降防災訓練について、今御提案があつたですね、自助の観点の備蓄品に関する情報提供とか、あと現在防災協定結んでるいろいろな企業との連携とか、そういったことも一応踏まえてですね、検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

町内業者のアイリスオーヤマさんでは、例えば避難所に行くと、体育館とか下のフロアのところで固いところに毛布を敷いて横にならなきゃいけないっていうの、これは非常に大変なこ

となんですが、1,500円ぐらいでエアベッドも売ってます。町と提携して少し安くして、皆さんに買っていただくっていうのも、それは当然1つの手段だと思いますし、その辺ちょっと工夫をしていただきたいと思います。

以上で、1点目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君の質問を許します。

○13番（川畑秀慈君） それでは2点目の、今年度の小中学校の授業計画についてお伺いを致します。

5月25日から小中学校の分散登校により授業がスタートいたしました。しかし、3月から約3か月間にわたり授業が行われていませんでした。そこで、今後の小中学校の授業計画について伺います。

1点目、保護者とは今後の課題に関して話し合いをしましたか。

2点目、授業の遅れをどのように補完していくのですか。

3点目、夏休み、運動会、冬休み、春休み等、その他の行事をどのように活用していくのですか。

4点目、このような中、教職員の働き方改革をどのように推進していくのですか。

5点目、今後感染拡大による外出規制があったときは、どのようにしますか。

以上、5点についてお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 今年度の小中学校の授業計画についての質問にお答えいたします。

1点目の、保護者とは今後の課題に関して話し合い、についてであります。

高野議員の質問にお答えしたとおりであります。課題については、児童生徒に配布し、文書や電話連絡等で保護者に協力を依頼しました。

2点目の、授業の遅れ、補完についてであります。

4月から5月までの臨時休業中の授業時数の確保に関しましては、夏季休業中の7月21日から31日までの7日間及び8月25日から31日までの5日間に、午前中短縮5時間授業を実施します。さらに、6月8日から7月17日まで及び9月1日から30日まで7時間授業を実施します。

3点目の夏休み、運動会、冬休み、春休み等その他の行事をどのように活用していくのかについてであります。

夏休みは2点目で答弁したとおりであります。運動会、体育祭については、児童生徒の学びの保障を最優先に考え、現時点では9月実施はできませんので中止とし、2学期以降の感染状

況等を踏まえながら、代替案としての学校行事等について考えていきます。冬休み、春休みについては、現時点では変更はありません。その他の2学期以降の各学校の行事につきましては、感染状況等を踏まえながら対応していきたいと考えております。

4点目の、このような中、教職員の働き方改革をどのように推進していくのですかについてであります。

臨時休業時に関しましては、学校運営に支障のない範囲内において在宅勤務及び特別休暇を認めることの通知を受けて、町内各学校で積極的に運用してきました。今後も、感染状況等を踏まえながら適切な対応をしてまいりたいと考えております。

5点目の今後、感染拡大による外出規制があったときはどのようにしますかについてであります。

県の方針や要請を基に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは再質問させていただきます。

1点目としまして、安心安全な学校運営における感染症予防の取り組みで、これからどのようなことを予定しているか、これをお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

午前中に永井議員の答弁の中で、県それから国等のガイドラインを受けながら町のガイドラインを作成しましたというようなことをお話をさせていただきました。それに準じて具体的にという御指摘だったので、項目ではありますが、このようなことを取り組んでいるということをちょっと、御説明させていただきたいと思います。

まず基本的な感染予防対策としまして、教職員自身が当然のごとく感染予防に取り組むということが大前提でございます。そして、検温カード等を活用した健康観察の徹底ということで、午前中の答弁にもありましたように、検温カードで当然体温管理はするんですけども、もし、してこなかった場合には、その非接触型の体温計で確認をするということです。物が今ちょっと全て整うかというところありますが、そういう対応を実施するということです。

それから、石けんやハンドソープでの丁寧な手洗いということで、登校後からですね、休み時間、細かに、この時間、この時間、この時間に、石けんやハンドソープの手洗いをを行うということでございます。それからマスクの着用ということで、基本的に常時マスクは着用すると。ただし、体育の授業等で熱中症予防の関係もある場合には、当然マスクを取って対応するということになります。そして教室内での換気ということで、最低2方向の換気は最低行くと。た

だエアコンをつけても同じような形で換気は行うということになります。

そして、座席の工夫ですね。教室のお話も午前中の中で、お話が出ましたですけども、可能な限り座席の間隔を置いて、ソーシャルディスタンスを確保できるようなことを工夫を努めると。そして休み時間についてということで、これから暑くなりますので、当然熱中症の対策も必要になりますので、水筒を持参して適宜に水分補給を行うと。そして消毒の衛生管理の実施ということで、児童生徒が下校してからですね、教室であったりトイレであったり、またドアノブであったり手すりであったりと、そういったところの消毒を行うと。

そして部活動ですけども、8日から部活動が再開をされるわけですけども、当然今まで児童生徒も体を動かしてこなかったっていう事情もございますから、まずけが防止につながるよう十分配慮しながら、競技によっては、当然接触を伴わなければいけない競技であったりとか、種目によって幾つかありますので、そういったものを配慮しながら取り組んでいくということです。

それから給食につきましては、児童生徒全員の食事前後の手洗いを徹底させて、会食にあっては机を向かい合わせないで給食を行う。

最後に、心のケアということで、いろんな不安とかございますので、そういったものには徹底的にストレス等アンケート等や個人面談などを実施してですね、児童生徒の心のケアに努めていくということでございます。

また、あと御家庭でお願いをしたいことということで、当然登校前の健康観察だったり検温について御家庭でも徹底していただくと、そういったことをお願いをしまして、徹底してですね、感染予防に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

児童生徒が登校してからですね、下校するまでを、1日の流れに沿って、感染対策を実施していくということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

ぜひ、その情報なんかも細かに保護者の皆さんとも共有しながら進めていただければ、また保護者の皆さんも安心して子供たちを学校にやれるんじゃないかと思しますので、その点ひとつよろしく願いいたします。

次に学校給食に関して、どのようにこれから運営していくのか、その点ちょっとお伺いします。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

6月の8日からですね、学校給食は再開ということで、今のところ進めてございます。ただ例えば感染の県内の状況などを見て、分散登校を延長しなければいけないような状況になった場合にはですね、給食センターのほうで最低2週間前からでないと食材の準備云々の対応はできませんので、その場合はロスが生じてでも致し方ないというようなことで、給食の準備は進めるというようなことで、再開の準備を進めてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、分かりました。

そのロスの食品、食材の部分は、何か活用の仕方はあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

実は4月にもこの状況がありまして、冷凍食品とかですね、早めに食材を仕入れなきゃいけないという食材がございました。かなりの数量が食材として残ってしまった部分もございまして、町内の老後施設だったりとか福祉施設のほうにお声がけをしまして、無償でですね、その分の活用を図ったような形でございます。仮にそのようなことが起きれば、また適宜にですね、なるべくそのロスをなくすような取り組みをして、無駄にならないようなことをやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、どのような事態になっても無駄がないように、ぜひそれは活用していただきたいと思います。学校給食がストップにならないで、ずっと行われるのが一番いいと思うんですけども。

次に保護者、PTAの方との協議は、今後どのようにしていく考えでいらっしゃいますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい。これまで再開に向けてということで、こちらからメールの御案内等々で絞られた形の中で動いてまいりました。当然学校が動き出しましたので、当然その学校ごとにはPTAという保護者の組織もございますし、町には連絡協議会という、そういう全体の組織もございます。ですので、そういった場の役員さんとの意見交換であったりとか、そういうものが再開をされれば、現場のほうでも対応ができるものというふうに考えてございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、分かりました。ありがとうございます。

ぜひ話し合いといいますか、やっぱりいろんな問題点をお互いに双方向でやり取りができる

ような体制を取っていただきたいと要望を致します。

今学校が再開し、スタートして、ちょっと時間差があるというか、そういう登校の仕方になりますが、1つ国で自粛をしたときに、8割接触感染を避けましょうというような話が出たと思うんですね。8割がいいのかどうなのか別にしても、物理で衝突の法則っていうのがありまして、今例えば動く人が100人いたとすると、その半分の50人にする。そうすると、二乗計算でいくと、半数の人が動かない、自粛をすると75%の接触は避けられるんですね。

ですから、自粛って言ったときにも目安として70から80と言ったときは、半数の人が動かなければ、それは実現できるっていうことなので、そういうこともちょっと頭に入れながら、なるべく接触することがないように、これからしばらく続くかと思いますので、お願いしたいと思います。

先ほど、感染症予防法の3条、4条、ちょっと読まさせていただきました。4条のほうは正しい知識を持ち予防に必要な注意を払うよう努めるともあって、この人権も損なわれることがないように。そういう部分で1つは学校において、子供たちの発育の程度によって内容は考えなきゃいけないと思うんですが、ぜひ感染症に対する正しい知識、感染症の患者の人たちやそこで従事をして仕事をしていらっしゃる方の、やっぱりこの人格をいかにして守んなきゃいけないかっていうようなことを、教育現場で具体的に教えていってほしいと思うんですね。

今回のこの感染症予防法の法律といいますと、憲法の13条を基に25条でそれが担保されて、それがこの法律として出来上がっています。ですから、こういうこともちゃんと踏まえた上で、中学生になればその辺のところは分かるかと思いますので、そういう具体的に全部、憲法っていうものからこういうものができて、実際今こういうことを自分たちは学んでるっていうことも、こういうことの、今の時期だからこそできる学習でもあるので、ぜひお願いしたいと。

これは先日、指導室長にもちょっとお話をしたんですが、三重県の教育委員会の人権に対する動画が非常に内容的にも分かりやすくいいと思って薦めたんですけども、その点は教育委員会のほうで確認されたでしょうか。そしてまた確認したのであれば、その感想をちょっとお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

三重県教育委員会が作成しました「新型コロナウイルスに負けない！～差別や偏見をなくするために～」というような10分程度の動画かと思います。私も視聴させていただきました。大変分かりやすくですね、病気に例えて3つの感染というような表現をされてまして、1つは感染そのものの考え方、それと不安という感染というのがあって、もう1つは差別という感染があるんだと。そういうようなトライアングルのような図式を用いながら説明があってですね、

大変参考になりました。ですので、こういったものを積極的にですね、教育委員会のほうでも取り入れられれば検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

そういうことも踏まえて、今このときだから、まず大事なのは子供たちの教育の現場で、そういう感染症に関しての人権問題であるとか、またこの感染症を正しく理解して知っていくということも大切になるかと思います。テレビ、新聞、マスコミ報道では、かなり不安をあおって、また正しい情報が伝わっているとは到底思えないことも結構ありますので、やはりそういう、良いものがあれば媒体を使っていただいて、共に学び合いを進めていただければと思います。

1つ、そこをお願いなのは、そういうものを見たときに、見て終わったのではなくて、ぜひ双方向でいろんな話し合いを。何を感じて、どうしていかなきゃいけないかっていうようなことも含めて、子供たちがみんなで問題意識を共有していただければと思います。発言をしなくても、人の意見を聞くことによって、非常に大きな学びになるかと思うので、その点も再度お願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩と致します。会議の再開は午後2時10分と致します。

午後 1時59分休憩

午後 2時10分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆様、こんにちは。初めに新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。また懸命な治療に対応に当たっていただきました医療従事者、そしてまた福祉関係者、学校関係者の皆様には、心から感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策と新たな生活環境に対応するための支援策についてお伺いたします。

新型コロナウイルスの感染は、官民が力を合わせた対応により、爆発的な感染拡大は抑えら

れ、緊急事態宣言がおよそ1か月半ぶりに全面解除となりましたが、観光、飲食、サービス、製造など幅広い分野で売上げが減少するなど厳しい経済状況に置かれております。今後は第2波、第3波を想定しての備えと、社会経済活動の両立は決して容易ではありませんが、国の緊急対策に歩調を合わせ、町民の安心安全と経済への影響を最小限に食い止めるべく、支援や対策を速やかに実行されることを求めます。

また命の危機が迫る中、学校では突然の臨時休業、そして分散登校。6月8日から通常登校になりますが、一連の流れを踏まえて学校の新しい生活様式ルールへの対応と、子供たちにも先生方にも大きな負担がかかっておられますが、ウイルスに負けない教育の取り組みをお願いしたいと思います。

そして、これから本格的な梅雨や台風シーズンを迎えることから、新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害に備えて、避難所の感染防止体制の強化と、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、5月27日には国の2020年度第2次補正予算が閣議決定され、地方自治体向けの大幅な増額も見込まれておりますが、地方創生臨時交付金を活用した取り組みと今後の拡充についてお伺いいたします。また収入の減少等により一時的、また生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、緊急小口資金、総合支援資金の貸付けや住宅確保給付金、今後出される生活支援策の周知、申請相談窓口の設置についてお伺いいたします。

2点目、大変疲弊しております町内に、「阿見エールめし」ののぼり旗もなびくようになり、テークアウトやデリバリーが大変好評で喜ばれておりますが、通常に戻るまでには時間を要することから、さらなる事業者への支援や飲食店への支援についてお伺いいたします。また新型コロナ禍の中、子供からお年寄りまで大盛況であるところの、要望もさせていただいているところの買物支援のための移動スーパーの増便を速やかに図れないか。

3点目、他の自治体で導入が進んでおります、本を15秒か30秒で殺菌消臭し、ほこりを除去することができるウイルス感染防止対策として、土浦・牛久・守谷市の図書館で説明を受けてまいりましたが、特に今要望が多い図書館への書籍消毒器の設置に、当町で推進できないか。

4点目、子育てや仕事を1人で担う低所得者のひとり親支援や、準要保護家庭への支援、感染症の重症化になりやすいとされております高齢者への支援、またステイホームの機運が続くことも想定される中、一人暮らしの高齢者が熱中症にかからないように、対策物品を届けられないか。ミネラル飲料、冷感タオル、温室度計等の配布の推進はできないのでしょうか。

5点目、保育所・保育園、放課後児童クラブ、学校での3密対策について。そしてマスクの配布、消毒液、非接触型体温計の整備など、徹底した感染防止の環境整備を図るべきではないか、お伺いいたします。

6点目、児童生徒の先の見えない生活に対する不安やストレスに対する心のケア、虐待のリスクが高い家庭の子供たちの状況把握や相談事業体制の整備を図るべきと考えますがいかがでしょうか。適切なスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の支援拡充を図っていくべきではないでしょうか、お伺いいたします。

7点目、命を守る最重要課題と致しまして、再度の感染拡大や自然災害の発生に対して、避難所での感染対策が懸念される中、迅速に対応するために必要な避難所用備蓄品の追加対応をしておくべきではないでしょうか。また避難所におけるソーシャルディスタンスの確保、3密を回避するために必要な資機材として、マスク、消毒液、体温計、間仕切りパーテーション等々、濃厚接触者の移動、避難対策に対応する防護服等のコロナ対応、また避難所閉鎖後の消毒作業等、避難所開設や運営マニュアル、地域防災計画の見直しを早急にすべきではないか。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 新型コロナウイルス感染症対策と新たな生活環境に対応するための支援策についての質問にお答えいたします。

1点目の、地方創生臨時交付金を活用した取り組みと貸付制度や申請相談の窓口についてであります。

地方創生臨時交付金につきましては、先ほどの永井議員の質問にお答えしたとおりでございます。

緊急小口資金・総合支援資金の貸付け、住宅確保給付金につきましては、ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連のお問い合わせ」に相談先を掲載しているほか、厚生労働省が作成している「生活を支えるための支援のご案内」のパンフレットを社会福祉課に設置し制度の周知を図っております。

個別の相談があったときには、ケースに応じた制度及び申請相談窓口の案内をしております。

申請相談窓口について、緊急小口資金は、阿見町社会福祉協議会及び阿見郵便局が申請相談窓口となっており、合わせて、これらの機関でホームページによる周知を行っております。

総合支援資金は、阿見町社会福祉協議会が申請相談窓口となっており、同様にホームページによる周知を行っております。

住宅確保給付金は、茨城県県南県民センターにおいて申請受付及び支給決定を行っておりますが、申請者の手続きの負担軽減を図る観点から、町で連携し、社会福祉課で申請書類一式の配布及び申請書の預かりを行っております。

今後、新たな支援策が追加された場合は、それも含めて御案内してまいります。

2点目の、事業者や飲食店への支援及び、移動スーパーの増便についてであります。

飲食店等への支援につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、茨城県が4月16日に発動した不要不急の外出自粛要請に伴い、町内の飲食店では来店客が大きく減少しました。営業時間の短縮と併せ、経営が逼迫している状況の中、あみ観光協会では、町商工会と協力して、テークアウトやデリバリーメニューに取り組む飲食店等を紹介して応援する「#阿見エールめし」事業を4月24日からスタートしております。

5月25日現在では町内35店舗が参加しており、今後新たな支援として、テークアウトやデリバリーに要した経費に対し、1事業者当たり上限5万円の支援金を給付する事業を進めてまいります。

また、県の緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標による外出自粛緩和後の活性化策として「阿見のお米でつくった振舞酒事業」を商工会への委託事業として実施してまいります。当事業は、地元産の食用米を原材料に振舞酒をつくり、町内の飲食店舗等に無料配布し、町内産の地酒を各店舗の誘客PR等に活用することで、商業活動の回復につなげてまいります。

さらに、事業者等への支援として、町内の中小企業者を対象に事業資金として自治金融をあっせんし、金融の円滑化を図るため、今年度を対象に利子補給を行う事業を進めてまいります。

以上の支援事業に加え、プレミアム付商品券事業については、地方創生臨時交付金を活用して、販売総額2億円・プレミアム率30%に事業を拡大して消費活動を喚起し、町内での経済効果を高めることで、多くの事業者への支援につなげていきたいと考えております。

次に移動スーパーの増便につきましては、令和2年2月10日より買物が不便な地域住民を支援するため、株式会社カスミと連携して、町内21行政区の40か所で移動スーパーを開始して大変に好評を得ております。

今回の新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言があった4月以降は、大変売上げも伸びており、買物不便地域の支援はもとより、外出を控える状況下で店舗への買物についても不安がある方などに非常に有効な手段であったものと考えます。

今後、他行政区からの要望も踏まえ、地方創生臨時交付金を活用し、車両1台を購入して、移動スーパーの増便を図ってまいります。

3点目につきましては、教育長より答弁いたします。

4点目の、ひとり親や準要保護世帯への支援、高齢者等についてであります。

まず初めに、ひとり親世帯への支援策については、地方創生臨時交付金を活用し、児童扶養手当受給世帯約480世帯へのプレミアム付商品券1万3,000円分を配布するとともに、さらに児童扶養手当受給者のひとり親世帯約400世帯への緊急支援給付金1万円を給付いたします。

次に高齢者への支援策については、永井議員の質問でもお答えしましたが、地方創生臨時交付金を活用し、75歳以上の単身高齢者約1,800人を対象とし、プレミアム付商品券1万3,000円分を無料配布いたします。

また、75歳以上で介護サービスを利用されていない高齢者の方4,858人へ、町の友好都市である中国柳州市から支援を頂いた紙マスクを、1人当たり3枚配布したほか、給食サービス事業が休止していることから、当該事業を利用している一人暮らしの高齢者141人へ、パック御飯の配布を行っております。

熱中症対策として、基本的には物品配布は考えておりませんが、緊急通報システムの設置の推進等により、見守りの強化を引き続き図っていきたいと考えております。

準要保護世帯への支援につきましては、教育長より答弁いたします。

5点目の、保育所・保育園、放課後児童クラブの3密対策についてであります。

まず、保育所・保育園につきましては、町内の全保育施設に対し、登園自粛要請を行い、約半数の自粛に御協力を頂いております。また、テーブルの間隔を空ける、午睡の際の布団の間隔を空ける等、できる限りの対策を取っております。今後も3密にならないよう配慮してまいります。

また、放課後児童クラブにつきましても、学校休校期間中に利用自粛をお願いしたことにより、自粛前の約3分の1程度の利用だったため、3密を避けて実施することができました。しかしながら、学校再開後は、多くの児童が放課後児童クラブを利用することが確実であることから、教育委員会と協議し、放課後に学校の特別教室や空き教室を利用しながら3密を避けて実施してまいります。

学校における環境整備及び6点目につきましては、教育長から答弁いたします。

最後に、7点目の避難所用備蓄品についてであります。

現在、町では避難所での衛生管理用備蓄品として、マスク1万1,250枚、ウエットタオル1,900個、手指消毒剤19リットル、体温計19個を町内19か所の防災倉庫に分散して備蓄しております。

また、間仕切りテントや非接触体温計等の現在不足する資機材については、今年度予算及び地方創生臨時交付金を活用して購入し、必要数を備蓄してまいります。しかし、町が備蓄できる資機材にも限りがあることから、今後、町民の皆様が避難所へ避難する際、生活必需品等を持参して避難していただくよう周知強化を図ってまいります。

また、避難所において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応や避難所閉鎖後の消毒作業等については、現在作成している新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき対応していきたいと考えております。

さらに、地域防災計画やその他の災害対応マニュアルについては、国や県からの通知を踏まえ、複合災害時にも対処できるように早急に見直しを進めてまいります。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 3点目の、図書館への書籍消毒器の設置についての質問にお答えいたします。

まず現状での返却書籍の取扱いですが、職員が目視で染み・歪み・破損等を確認しております。異常が認められた書籍は、カウンター横の本の修理室にて可能な限り修理・復元を試み、再び貸出図書として復元をしておりますが、破損状態が著しい図書は除籍して廃棄処分と致します。

次に、現在のコロナパンデミックの場合等のウイルス対策ですが、表紙カバーでは3日間残存する可能性もあるので、現在は手作業でLクリーナーを用い消毒を行うことで対応しております。議員御質問の書籍消毒器ですが、ページ間の殺菌消毒、消臭・抗菌、異物除去が可能な製品であり非常に有効である反面、1台約85万円程度の購入費用がかかります。現在、同様の製品開発が各社で進められている状況であり、導入を検討してまいります。

4点目の、準要保護世帯への支援についてであります。

当町では、経済的な理由で公立小中学校の教育費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、教育費の一部を援助する就学援助制度を設けております。援助内容は、学用品・通学用品費、校外活動・修学旅行費、給食費、新入学学用品費等となります。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う就学援助制度の対応は、小中学校の臨時休校に伴い申請等の提出期限の延期を行っております。

5点目の、学校における感染防止の環境整備についてであります。

現在、町立小中学校では、県が策定した茨城版コロナNext、いわゆるコロナ対策指針に基づき、分散登校を実施しています。町立小中学校では、県の学校再開ガイドラインに基づき、小まめな手洗い、手指消毒、マスク着用、共用施設・備品等の消毒、換気、検温、健康状態の確認等により感染症対策を行っているところです。今後、県の対策方針が緩和された場合には、町立小中学校の通常登校、通常授業、部活動、学校給食を再開する予定です。

通常登校等の再開に際しては、現在の感染症対策に加え、県の学校再開ガイドラインに基づき、学校行事の精選や実施時期・内容・方法の検討、部活動での練習内容の工夫、給食時に会話を控え対面を避けるなど、引き続き感染防止の徹底に取り組んでいきます。

また、4月に町備蓄マスクを児童・生徒1人当たり3枚、国から2枚布製マスクが町立小中学校に配布されたほか、学校再開に合わせて学童用マスク4,000枚及び普通サイズマスク3万

枚の配布準備を進めています。併せて手指消毒液 1 リットル入り 200 本，ドアノブ等消毒液 15 キログラム入り 10 個，及び非接触型体温計 17 個を町で購入し，町立小中学校に配布する予定です。

6 点目の，児童生徒への支援拡充についてであります。

臨時休業期間中の家庭連絡や課題の配布や回収の際に，家庭での状況について確認しました。虐待が疑われる案件については，担当課や学校と連携を密に対応しております。また，不安のある保護者や児童生徒には，学校，教育相談センター，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーが対応しております。

○議長（久保谷充君） 14 番難波千香子君。

○14 番（難波千香子君） ありがとうございます。

それでは随時再質問させていただきたいと思います。

まず 1 点目でございますけれども，国からの地方創生臨時交付金を活用しての今回の支援策でございますけれど，まず，まさにこのような非常事態のために財政調整基金からも，必要があれば使われるべきものだと当然考えますけれども，今後，基金からの財政資金も，非常に考えておられるのか。その 1 点だけお聞きしたいと思います。当然，はい，それは当然だとは思いますが。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

当然ですね，必要に応じて財政調整基金も取り崩すということになると思いますけれども，税収の面におきましてはですね，今年度の後半以降ですね，大幅な減収が見込まれておりますので，そういったことも勘案しながらですね，判断してまいりたいと思っております。

○議長（久保谷充君） 14 番難波千香子君。

○14 番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

本当に今こそ使うべきときになるのかもしれないので，よろしくお願いいたします。

それでは，まず緊急小口資金についてお聞きしたいんですけれども。まず緊急小口資金，そして総合支援資金，そして住宅確保給付金。阿見町では，申請実績は今現在どのくらい来てますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい，お答えします。

まず，社会福祉協議会で受け付けております緊急小口資金，それから総合福祉資金ですが，令和 2 年 3 月 25 日から 5 月 31 日の実績ですが，緊急小口資金につきましては 105 件，1,628 万 5,000 円。総合福祉資金につきましては 37 件，1,935 万円でございます。それから，郵便局のほ

うでは、5月28日からまだ始まったばかりですので、5月中の実績はございませんでした。それと、住宅確保給付金につきましては、こちら県の県南県民センターでの受付になりますが、5月31日までにつきましては、阿見町からの申請実績は13件ということでございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

今後定額給付金が入りますので、多少は鈍るかと思うんですけども、今後また増えるかと思しますので、丁寧なまた説明をお願いしたいと思うんですけども。

次に、条件なんですけれども、ぜひ、それぞれお教え願いたいと思います。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

緊急小口資金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による収入の減少で、緊急かつ一時的な生計維持の場合にのみ必要になってきます。貸付上限額については、状況によりまして10万以内と20万円以内があります。

それと、総合支援資金につきましては、収入の減収や失業による生活困窮で、日常生活の維持が困難な場合で、世帯人数によりまして15万円以内と20万円以内が分かります。

それと、住宅確保給付金につきましては、やむを得ない休業により、収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にあるもので、住居を失うおそれが生じているもので、離職や廃業後2年以内のものが対象になってきます。支給家賃の上限は、単身の場合は3万4,000円ですが、こちらについては人数によって段階的に分かれてくるということでございます。

個々によって状況は違いますので、相談される方については、詳しいことは窓口で相談する形になるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 最後のとりで、住宅確保給付金についてでございますけれども、今御説明の中で離職や廃業後2年以内のものということでございますけれども、たしか国の方針のほうで、今コロナのこういう形で、そういったことも排除されたかと思うんですけども、使いやすくなっているかと思うんですけども、いかがですか、その辺は。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 失礼しました。対象者については、離職・廃業から……。こちら国の資料ですが、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあるものという形になりますので、この「または」のほうで、コロナのほうが引かかるかと思います。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 阿見町における単身世帯の場合は3万4,000円ということで、これは県によってすごい差がありますけれども、こういったことも本当に助かると思いますので。この辺のことも、かなり相談がございまして、いろんなものが今遅れてるんですよね。国からの支援が何にも手元にないということで相談を受けることが多いんですけども、こういったことも何かのときには、もう本当に生きる、最後の借りられる場所かと思いますので、御丁寧な……。また、社協のほうで特に行くような形になると思いますけれども、よろしく願いいたします。

相談の人数は足りてるんでしょうか。大丈夫ですか。社協で、人員は。かなり、もうすごい混んでたって言いますけど、大丈夫でしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

社会福祉協議会のほうからはですね、大変だということは確かに聞いております。場合によっては事務局長自らが相談も出てる場合もございまして、人数が確かに足りてるかと言え、一時的に集中していますので、そのときには大変かと思いますが、最近は減ってきているという状況もありますので、人数的には大丈夫だということは聞いております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） はい、分かりました。丁寧な説明をお願いしたいと思います。

そして生保も件数が増えてると聞き及んでおりますけれども、阿見町はどういった状況でしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

一応生活保護の申請につきましては、今年の1月から4月の状況を昨年と比較しますと、両方とも22件という形で変わりませんので、生活保護申請自体につきましては、大きく変動していないというのが状況でございます。はい。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。ありがとうございます。本当に丁寧な、また相談窓口としても、また、ぜひよろしくお願いしたいと思うものでございますけれども。

次の質問ですけれども、2番目なんですけれども、「#阿見エールめし」でございます。この事業は評判がいいんですけれども、いつまでやっていただけるんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

こちらエール事業につきましては、7月の31日まで、この支援期限というのを考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 何か観光協会とでやっていただいていますけれども、すごく地域の方にも評判がいいんですけれども、7月31日で終わることなく続けられることはできないのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） すいません、訂正させていただきます。

一応、このエール飯のほうにつきましては当分の間ということで、申請に対して7月31日までということで訂正させていただきます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。みんなで応援していきたいと思います。

そしてまたプレミアムの先ほど商品券でございますけれども、決まってる範囲でよろしいんですけれども、今回1億8,988万5,000円の事業費を投入するわけでございますけれども、これはまた、多くの人に配布、また多くの人の潤うことが大事だと思うんですけれども、これはどのように考えておられますでしょうか。御説明お願いいたします。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

販売方法ということでよろしいですか。はい。

それにつきましては先ほど永井さんの質問に回答したとおり、これにつきまして町のほうが決定権、するわけではなくて、一応商工会の委員会のほうで決めることになっております。なるべく多くの方に買っていただくということで、そちらについては上限額、昨年までは1人当たり5万円という上限ありましたけれども、これを下げていただけないかというような要望を一応しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） はい、分かりました。これは町内しか買えないってね、当然なんですけれども、コンビニとかいろんなところでもっと買えたらもっと買うのにというお声がありますので、今お伝え申し上げます。

あと、次に行きたいと思います。増便する移動スーパーについてでございますけれども、これは全地区を対象にさせていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

移動スーパーにつきましては、今回全行政区の区長さんのほうに案内書を出しておりますので、全ての地区が対象となってきております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） はい、分かりました。

5月末の区長会は3密体制ということで、ちょっと行き渡ってないみたいなので、やっぱり紙面だと読む区長と読まない区長と、全然まだ周知してませんので、その辺また1回ではなくて、ぜひお願いしたいなと思います。

また、スケジュール、導入時期等は、今後どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい。区長さんへの周知は再度高齢福祉課のほうでいたしますので。

それと、今後のスケジュールでございますが、一応要望書のほうについては7月22日が提出期限となっております。そこからですね、カスミさんと改めて協議を行います。これは8月中に行う予定でございますが、カスミさんのほうでも、始めてから半年をもって1回全検討もするということですので、併せまして要望しながら検討してまいりたいと思っております。

その後、カスミさんのほうで内部調整を行って、そちらのほうで取締役会のほうとの承認が下りれば、そこから3か月をかけて、車の購入・改造等を行います。ですので8月、9月に承認をもらえれば、そこから3か月たって車の購入ですが、車の購入、できたとしてもそこからやはり人員の整理とかいろいろかかりますので、4か月ぐらいはかかるのかなと思っております。ですので、早くても年末か年明けになるのではないかとことは想定しておりますが、それはあくまでもカスミさんのほうの内部調整の時期次第になるかと思います。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） また丁寧な、また周知、希望者が多いと思いますので、またよろしく願いいたします。

また商工会のほうに戻るんですけれども、今回要望書が商工会からも出されておると、町のほうに出ているかと思うんですけれども、今回の経営継続困難事業者への緊急支援ということ

で、国の支援にも対象にならなかった、そういった持続化給付金の支援、売上げが50%以下、この辺のことについてちょっと御説明だけ。今後支援あるのか、あり得るのか。すいません、お願いいたします。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

持続給付金のことでよろしいですか。国の。

○14番（難波千香子君） 国は50%。かなりハードル高いんですけども。

○産業建設部長（村松利一君） はい。はい、分かりました。

すいません、お答えいたします。

こちらの国の持続化給付金ですが、感染症の拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の活動していただくために事業全般に広く使える給付金ということです。今議員のおっしゃったとおり、対象者としましては新型コロナウイルス感染症の影響により一月の売上げが、前年度同月比50%以上減少している事業者、2つ目として2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者、3番目としまして法人の場合には資本金額または出資総額が10億円未満、または常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者ということです。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） すみません。私はそれは十分承知をしておりますけれども、町独自の支援はないのか、できるのかということ。はい、質問しております。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） 失礼いたしました。

50%以下の事業者に対しての支援金としては、町のほうでは今のところ考えておりません。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

今後、第2波、第3波と、かなり厳しい、そういったことがある場合は、結構、またそういうこともぜひ、要望としては考えていただきたいと思う次第でございます。そういった声も非常にありますので、何かのこういってことでやっていただければ多くの事業者、多くの飲食店が救われると思いますので、その点は寛容な答えを、ぜひまた期待したいと思います。

そしてまた、次の質問なんですけど、書籍の消毒器、県内では今導入自治体、今後導入を考えていただけるということでございますけれども、どういった状況になってますでしょうか。お教え願いますか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

県内85館中ですね、既に導入済みが34か所、今年度導入予定が4か所というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ、またかなり高価なものと、そしてまた電子レンジのようなもので、昔から要望は非常に多かったんですけど、この時期で特にそういう館が増えておりますので。大きいものから小さいものから本の種類も入れられる、ありますので、よくまた他市町村を参考にさせていただいて、ぜひよろしくお願いいたします。

そして次なんですけれども、福祉のほうで、低所得者のひとり親世帯の国からの支援と致しまして1世帯5万円、また第2子以降は1人3万円の給付支援が来ますけれども、町独自の給付金支援方法と併せて、いつから、またどのような方法で、ひとり親世帯のところには行くのでしょうか、お教えてください。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） これは町側の……、国……、はい。一応、国のほうの第2次補正予算で決まりましたひとり親世帯への支援策ということで、仮称ですが、ひとり親世帯臨時特別給付金っていうのが、先週通知が来たところでございますが、こちらについては、支給対象者については、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象に水準が下がった者っていう形になってきておりまして、先ほど難波議員が言ったとおり、一応、児童扶養手当受給世帯につきましては、一世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円が追加されます。

また、それとは別枠として先ほど言った収入が減少した児童扶養手当受給世帯については、一世帯当たり5万円が追加されますので、児童扶養手当を受給して、なおかつ収入が多く下がった世帯につきましては10万円の収入がある形になります。一応、こちらにつきましてはスケジュールとしては、国のほうからは、対象者については可能な限り8月までに支給という形になっているようでございます。

ただ、この支給に関しましては、町の場合は福祉事務所がございませんので、県である県南県民センターから支給する形にはなりますが、案内文書等については町からの発行になるかと思えます。それと町のほうの支援対策のほうにつきまして、時期でございますが、児童扶養手当の対象世帯につきましてのプレミアム商品券については8月の現況届の提出時に御案内して、

そのまま配布することを考えております。

それと、ひとり親家庭への1万円の給付金につきましては、同時期に併せて行うことを予定しております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがたいと思います。ありがとうございます。はい。分かりました。

そして、さらにですけれども準要保護世帯の支援ということで、先ほど御説明もございますけれども、国のほうで第2次補正予算で成立した、阿見町はやらないという、見通しがあまりついてないということですから、インターネット環境がない全ての方を対象にタブレット、モバイルルーターを貸与することになっております。

そういった第2次補正予算が来るわけでございますけれども、生保の家庭には教育扶助で支給されるようになっておりますけれども、これも教科書の一環ということで、準要保護世帯には、まだそういった支援はないということですから、今後なんですけれども、阿見町はどのような、また体制でやっていただけるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） ネット環境、オンラインの授業の関係でということではよろしいですね。

今、町のほうでの対応の計画としましては、今年度にLAN工事を各学校のほうで進める状況を考えてございます。タブレットですが、年次ごとに分けて導入する計画を当初立ててたんですが、県・国のほうから助成のほうが大幅に今年度繰り下がつて出てくるような状況がございまして、今年度中にタブレット全てそろえられそうな状況がございまして、

ただ、環境が整わないと物が使えないという状況がありますので、まずもって環境を整える。そうしましてから順次附属品といいますか、いろいろ電子黒板であったりとか、教職員分の対応も行っていかなければいけませんので、そういったことを年次を分けて進めていくというような状況でございまして、

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 国のほうでは通信費も当然かかりますけれど、その辺はいかがですか、町としては。考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） 現段階では物の形が見えませんが、出来上がった段

階でそういったことも議論のうちの1つだと思うんですね。ただ、いろいろ私立学校の状況などのお話を伺いますと、月額で1万から1万5,000円ぐらいかかるらしいです。ですので、年間10万以上の通信料がかかるという実態がございますので、それが阿見町のほうで実現できるかどうかということも含めて今後検討していくことになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） すいません。要保護世帯は今何世帯ございますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい。2019年の状況でございますけども、人数で134名、認定世帯が98世帯というような状況でございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。手厚いまた支援をよろしくぜひお願いいたします。

次に福祉の面なんですけれども、児童クラブの定員数、また申込み数、現在、そしてまた…。お教えください。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

放課後児童クラブの利用状況ですが、全7校の合計になりますが、定員数は720名のところ、登録者数につきましては989名となっております。休校中の利用人数については258名でしたが、通常、平均利用人数につきましては692名という形で、定員人数には達していませんけども、今後、学校が本格的に通常登校に再開した場合につきましては、このままでいけば3密状況は避けられない状況でありますので、町の福祉部局からは、町の教育委員会並びに校長会のほうについて、学校の空き教室を利用させていただいて3密を防ぎたいという形で考えております。一応こちらについては、校長会のほうには要請してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしましたら、あさひ小学校と阿見小学校ということによろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 特に登録人数が多いところについては、やはりあさひ小、阿見小、それから第一小の、この3校でございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君）　こないだ視察とか見させていただいたんですけれども、何が足りないって、まずドアノブ等消毒液、そして保育所も一緒なんですけれども清掃用のゴム手袋がないということで。それであと消毒液ですかね、あと本当に町から頂いた5リットル、もうそれを丁寧に、まだあるというような状況で、その辺もしっかりやっぱり支えてあげていただきたいなと思うんですけれども、どうなのでしょう。最低限必要なものは。

○議長（久保谷充君）　湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい、お答えします。

一応要請があればですね、あるいはどういうものが足りないかということが要請があれば、町のほうでは必要な措置をしていきたいとは思っていますが、なかなか消毒液についても、65%濃度のアルコールにつきましてはまだありますけども、手指消毒用に使える70%以上のアルコールについてはなかなか在庫が少ない状況で、一応発注はしているところですが厳しい状況はあります。ですが、足りないものについては町としても必要なものはそろえていきたいと考えております。

　　以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君）　分かりました。

今の消毒液っていうことで、今後まだまだドアノブとかいろんなところをきれいに清掃することが、町民においても当然多いと思うんですけれども、そういったところで他市町村で、県内でも30超の自治体では次亜塩素酸水の生成装置の導入を、1万ぐらい前後から、そのくらいで買えるようなものがあるんですけれども、そういうのをやって大変喜ばれておりますけれども、何かそういったことは今後考えられませんか。

○議長（久保谷充君）　湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　お答えします。

一応ですね、町としてはそういう手指消毒、それからこういうところの机等の消毒については、ある程度、一定のエビデンスのほうが確認されたものについては導入計画を図っていきたいとは思っています。次亜塩素酸水については、まだまだそのエビデンスというものを確定しておりませんので、町としては、それを積極的に導入するっていうことは考えておりません。やはり、次亜塩素酸ナトリウムを使った消毒液の普及、それとやはりアルコール消毒を中心に考えているのが、今のところの現状でございます。

　　以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君）　分かりました。

様々な住民からはありますけれども、もう1つですね、マスクなんですけれども、皆さん、町長もおっしゃってましたけれども、手作りマスクですか、頂いたり、町にも頂いた。これから来るであろうマスクもありますけれども。そういったマスクもかなり足りない人と、足りる人、いろんな方がいらっしゃるんですけれども、提案で、ぜひ社協辺りに回収ボックスがあれば、何かのお手伝いをしたいというお声が届いてますけれども、こういったようなことは何か、どうなんでしょう。考えられますか。良いことだとは思うんですけれども。それ、個別でやることでしょかね。そういうお声が、はい、一応お届けさせていただきます。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい。一応、御提案のほうありがとうございます。一応今回のマスクについても、個人的な方から寄附をしたっていう申出もあったり、いろいろな手作りマスクの寄附とか、非常に町民の方から御厚意を頂いているところがあります。

こうした声があるんであれば、回収ボックスとは言わないまでも、担当課のほうに申し出ていただければ、随時ありがたく頂きたいと思いますので、その辺は周知のほうよろしく願いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。そういう声がございますので、そのときには高齢福祉課のほうでよろしいんでしょうかね。窓口に持っていく方も多いかと思いますが、その節はよろしく願いしたいと思います。

そして最後なんですけれども、先ほど教育委員会のほうで新しいルールの様式ということで御説明ございましたけれども、これは何か図面を書いてしっかりお子さんに分かるような、そういったものをちゃんと御用意されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） 午前中にもうちの指導室長のほうからお答えしたとおりですね、今日ですね、このガイドラインということで、保護者の皆様のほうにお配りをさせていただきます。先ほど私はざっとこう、箇条書レベルでお話しましたが、細かく整理したものを、今日保護者の皆様にお配りする予定でございます。

今日の皆さん方から御質問いただいた答弁のほぼほぼ答えがここに入りましたので、先にちょっと皆様方のほうにお渡しすることはできませんでした。今日午前午後として2回に分けて、保護者の方に伝わる予定でございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） はい、分かりました。そしたら、こういった全国でも出来上がってます。こういうのは、しっかり保護者にも行くというような、大丈夫ですね。こういう、小

さい方は字で分かりませんのでね、こういうことが行くということで。分かりました。よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

そしてですね、あと児童への支援ということで、虐待そしてまた不登校のお子さん、こういった方も今増えているのではないかなと思うんですけれども、そういった場合には、どのような対応をされておられますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

各学校でいろいろな相談がございます。そういった場合に、まず教職員のほうで丁寧に対応させていただいております。それから町にスクールカウンセラーというのがございますので、スクールカウンセラーのほうでも相談を対応したり、それから町のスクールカウンセラーということで、それぞれ県のスクールカウンセラー2名と町のスクールカウンセラー1名のほうで、相談の対応は実施させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） はい、分かりました。大変にお世話になりますけれども、人数は聞きませんが、無理やり学校に今は来なくてもいいよという、そういったことも言われておりますので、本当に専門の方に本当お任せしたいなと思います。

そしてあと1点なんですけれども、授業と致しまして、本当に子供たちにとっては大変な事態に今いるわけでございます。想像を絶する、こういった時期を経験しておりますけれども。その中で、子供たちに、このことは無駄ではないんだよと、そういった教育も大切なと思うんですね。今回これを通して何を教えるか、それが一番大切ではないかなと思うわけでございますけれども。

まず、こんな話があります。世界を見た場合、指導者によって、どのような状況になるかということが本当に手に取るように一目で分かるというのが、今のそういった状況だということなんですけれども。あとは感度。敏感な、そういった感度をつけようというお話も大切なのかなと思うんですね。

まず12月末に一部でささやかれたのが感度S。で、1月に中国で感染爆発したときに気がついた人が感度5、そして2月に全国で患者が増加、北海道で緊急事態宣言が出たときに感じた人が感度4、そして韓国・イタリア・スペイン・アメリカ、全世界拡大したときに感度を感じた人は感度2、そして志村けんさんが、芸能人・スポーツ選手が亡くなって気づいた人は感度1なんだよという、そういった問題に気づく問題解決力の出発点。

そういったことも、その問題の深刻さに気づかされていく皆さんのアンテナ、感度、そうい

ったものも、何か、そういうきっかけづくりで、ぜひ今回のことは偶然ではない勉強になるんだよという、そういうこともぜひお願いしたいなと要望させていただきます。

そしてあと1点、町長のほうに、新しい生活様式ということで。町民のほうから、新しい生活様式って言うけれども、現実にはどこまでやっていいのかということが分かりにくいという御要望がありますので、この場で町長は、ここまでやってほしいんだということがあれば、御説明を簡潔明瞭にお願いいたします。どこまでやったらというのが、分からないと言っておりますので。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） やっぱ新しい生活様式ということで、自粛をするときには自粛をしてもらうということでありまして、それぞれの倫理感を養ってもらいたいということであります。やはり、私この学校の再開についてもそうなんですけれども、やっぱりこれ一番大事なことは何かっていうと、学校を再開しながら経済も回していくという、これからもうこういった時代ですよ、これ長くずっとこのコロナ対策っていうのは続きますから。

そういった中で共存をしながら、どうやって感染をしないか、クラスターにならないかということで、それぞれが言ってはいけないこと、やってはいけないこと、こういうことをちゃんと皆さんが分かってくと。その中で学校教育の中ではですね、こういう時代から、こういう子供たちの中から、そういう時代から、やっぱりそういったものを植え付けていかなくちゃいけないということだと思います。

これは、やはり社会に出て大きくなってからも、そのことについてはいつまでも心に残って、こういうことやっちゃいけないんだなあということですね。そういったことは感染を広げる、それを止めるということでは、大変大きなことかなというふうに思ってます。

明日も、こういった質問があろうかと思っておりますけれども、私は学校の再開というのをね、物すごく重く見えています。あのときも、4月6日のときもね、大変悩みました。朝までメールを頂いてやり取りした議員さんもいますけれども。その中で学校というのは、やっぱり県とのね、やっぱり連携というものもございますから、私ども阿見町としては、県との連携を図りながら、知事との連携を図りながら、ずっとやってきましたけれども、学校を再開するということはやっぱり、子供が家にいるという、そうなってくると、親が働きに行けないだとか、そういったことについて今度介護の手が足りなくなるだとか、医療関係者もそうなんですけれども、そういったことでなかなか難しい問題が出てくるんですね。

その辺のところも含めましてね、やはりこれからは本当に経済も回しながら、それから感染を防ぎながら、そういったことで何ができるかということだと思います。ですから、本当に感染者が出たらすぐPCR検査をするだとか、今唾液の検査なんていうのも簡単にできるような

形に今出てますので、そういったことが阿見町でもできれば、感染を防げないか。それ、休校にしないで学校が運営できるんじゃないかなっていうふうなことも、思いながらいます。

ですから、これはまだ収束に至ってませんが、第2波、第3波というようなことでやってはいけないということをみんなで守っていくということで、これは周知をしていきたいなっていうふうに思ってます。

ありがたいことに4月の18日から、阿見町では第4人目の発生者は出ておりませんので、そういうことが徹底されてきてるのかなというふうに思います。しかし気を緩めたらね、どんどん広がってくるというふうに思っていますし、そういった中で、みんなで一致団結してですね、コロナ対策にいそむしかないなというふうに思っています。

この辺でよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 本当に一致団結して、阿見町も住民から、本当に守っていかないといけないなと思いました。ありがとうございます。

最後にちょっとお時間ありますので、防災の件だけ質問させていただいて、長丁場になりますけど。今後の災害対応について、早い段階においての避難発令は、今までと違ってどのようになりますか。あと今後の分離避難の体制、避難のタイミングですね、新型コロナの拡大時にどのような形になるのか、お聞かせください。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず避難情報の発令につきましては、発令基準に基づき、機を逸することなく、従来どおりですね、空振りをおそれず積極的に町民の皆さんに避難情報の発令をしていきたいと思っております。

それと、避難の体制ですね。今新型コロナウイルス等の感染症拡大の可能性が見込まれる状況ですので、こういった場合には、一度に開設する避難所の数をですね、従来よりも比べて拡大して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それで避難所の備蓄ですけれども、答弁もございましたけれども、マスク、ウェットタオル、手指消毒剤、あの数で足りるんでしょうか。ちょっとそのことと、はい。大丈夫でしょうか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） お答えいたします。

現在備蓄しておりますマスクやウエットタオル、消毒剤等はですね、十分現在の状況で足りるかにつきましては、災害の規模により、避難者数とか、避難所の開設日数が異なるため、必要数を特定することは大変難しいものと考えております。ですが、可能な限りですね、必要数を見積もりまして、これから備蓄していきたいと思っております。

さらにですね、不足する場合は、現在災害協定を結んでいる企業や、災害備蓄品を扱う企業等もございますので、そこら辺と流通備蓄を活用してまいりたいと考えております。また避難者の方にもですね、常日頃から避難する際の持ち出し品をですね、各自で備えていただけるよう、町としても周知を強化していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

避難所における蔓延時ですね、当然あるかと思うんですけども、最近地震も多いんですけども、居住スペースの拡大の想定はどこまで考えておられますか。

それとあと、3密を防ぐためには当然間仕切りテント、段ボールベッド、そしてまた健康をまず入り口で調べるといいますけれども、非接触体温計ということが今、不足しているということでございますけれども、その資機材の購入予定数というのは、もう大体このくらいというのは、やはり今からちゃんとやっておかないと、もう明日いつどうなるか分かりませんので、お教え願えますか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず避難時におけます居住スペースの拡大想定としましては、従来まではですね、避難者1人当たり約2平米としておりましたが、こういう感染症の問題もございますので、これからはですね、1人ごとの間隔を2平米以上十分に取るように、そのスペースの在り方について改めようと思っております。そういったことで、3密を避けるような対応をしたいと思っております。

それと、資機材の購入の予定としましては、現在間仕切りテントについては178個、それと今段ボールベッドを38個用意している、こちらを追加を購入したいと思っております。それと、エアベッド68個、それに非接触体温計につきましても、公民館・ふれあいセンター用に5個を購入予定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 以前ですけれども、不足する資機材の中に福祉避難所となるかと思うんですけども、総合保健福祉会館の一部のみの供給になっております自家発電は、この

資機材の中に含まれて、用意していただけるのでしょうか。この大切なときに、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

福祉避難所となります総合保健福祉会館には自家発電設備がございますが、現在ですね、この自家発電の内容は、非常灯や水道ポンプへの電力供給で、そういったもののみの供給に限られております。総合保健福祉会館内の指定避難所のうち、電源確保が十分と言えない避難場所につきましては、これからですね、施設管理者と協議しながら電源確保の検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ、それはよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、避難所の健康状態チェック体制、そして避難者が感染症を発症した場合の対応、これは既に今、事前に関係部局との対応はもうされておられますでしょうか。いかがでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

避難所ですね、健康状態のチェック体制、また感染症を発症した場合の対応等につきましては、先ほどから説明しております新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの中に盛り込みまして、公衆衛生対策として、適切な対応ができるよう進めていきたいと考えております。基本的な感染者等の対応につきましては、町の健康づくり課や竜ヶ崎保健所の指示を受けながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） あと避難所へ……。先ほどから最後と言って、また最後なんですけれども、避難所へ避難する際に持参していただきたい必需品ということで、先ほどから言っておりますけれども、これはぜひぜひ全世帯に周知、また啓発の強化。これが非常に大切かと思っておりますので、まずは必需品、そしてまた情報発信については、新しい生活様式についてと併せて、今までで違うんだよということも含めて、ツイッター、QRコード、ライン、あみメール、全世帯にもチラシ、防犯ハンドブックの再発行、いかがでしょうか、その辺。お伺いさせていただきます。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

避難所にですね、避難する際に持参していただきたいものですが、町としましては、感染症対策としまして、マスク、消毒液、体温計など、その他食料、飲料水などの持参をお願いして、周知させていただきたいと思います。

それと、情報発信につきましては、あみメール、ツイッター、町のホームページ、防災行政無線等の発信手段を活用しながら随時発信していきたいと思っております。また今後別のですね、新規の情報発信手段につきましても調査研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変ありがとうございました。質問は以上でございます。

○議長（久保谷充君） これで、14番難波千香子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時17分散会

第 3 号

[6 月 4 日]

令和2年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月4日（第3日）

○出席議員

1 番	久保谷	充	君
2 番	落 合	剛	君
3 番	栗 田	敏 昌	君
4 番	石 引	大 介	君
5 番	高 野	好 央	君
6 番	樋 口	達 哉	君
7 番	栗 原	宜 行	君
8 番	飯 野	良 治	君
9 番	野 口	雅 弘	君
10 番	永 井	義 一	君
11 番	海 野	隆	君
12 番	平 岡	博	君
13 番	川 畑	秀 慈	君
14 番	難 波	千香子	君
15 番	紙 井	和 美	君
16 番	柴 原	成 一	君
17 番	久保谷	実	君
18 番	吉 田	憲 市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉	繁	君
副 町	長	坪 田	匡 弘	君
教 育	長	湯 原	正 人	君
町 長 公 室 長		小 口	勝 美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人材課長	青山広美君
町民活動課長兼男女共同参画 推進室長兼町民活動センター 所長兼男女共同参画センター所長	中村政人君
防災危機管理課長	白石幸也君
危機管理監（防災危機管理 課副参事兼課長補佐）	永作弘和君
生活環境課長	小笠原浩二君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	野口重吉君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	佐川廣子君
道路課長	浅野修治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君
学校給食センター所長	木村勝君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和2年6月4日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和２年第２回定例会

一般質問２日目（令和２年６月４日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
１．紙井 和美	１．新型コロナウイルス対策について ２．窓口に出向くことなく、ＩＣＴ・ＳＮＳを活用した 住民サービスの充実について	町 長 教育長・町長
２．飯野 良治	１．阿見町政治倫理条例改定について ２．阿見町学校給食センターの取り組みと課題について	町長・教育長 教育長・町長
３．落合 剛	１．小中学校の休校について ２．新型コロナウイルス対策について	教 育 長 町 長
４．柴原 成一	１．阿見町の上水道施設整備計画について	町 長

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問の時間を30分といたしますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君、質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

新型コロナウイルスが猛威を振るって数か月、お亡くなりになられた方に心から御冥福をお祈りしますとともに、いまだ入院治療をされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の議会は、ソーシャルディスタンスを考慮して着席し、一般質問も、コロナ対策に関わる案件を短時間でということから、重複することもあるかもしれませんが、御了承ください。

それでは、1項目めの新型コロナウイルス対策に関し、以下の3点について質問をいたします。

新型コロナウイルスの蔓延により、子供たちは休校に、また、親は自宅待機による休業などで経済的負担に苦しむ家庭が増えています。中でもひとり親の家庭においては、食事もままならないと助けを求める声が寄せられております。

そこで、まずは子供たちの居場所と食を守るために、学童クラブへの補助と、お弁当づくりに悩む家庭の利用者に対して昼食の提供ができないか、お尋ねをいたします。

また、ひとり親家庭への打撃はとても大きく、経済的なものと精神的なものとで親子ともに

疲弊しているとの相談が次々に寄せられ、先の見えない不安を抱えていることが伺えます。ひとり親家庭の貧困について、厚生労働省2016年の調査では、生活の苦しい人の割合を示す相対的貧困率は、ひとり親世帯で50.8%に上ります。両親など大人が2人以上の世帯に比べて5倍以上と高く、中でも母子世帯はパートやアルバイトなどで働く人が多く、平均年収は200万円にとどまると出ています。OECD——経済協力開発機構の統計では、ひとり親家庭で親が働いている場合の貧困率は、日本は54.6%と、加盟国の中で最悪の数字となっております。ましてやコロナ禍で収入が激減、あるいは失職し、貧困はさらに進んでおります。

そこで、ひとり親家庭に対する経済的援助と食の支援について、町の考えと施策をお尋ねいたします。

次に、新型コロナウイルス対策の中での災害避難所の在り方について、お伺いをいたします。

新型コロナウイルスの収束に時間がかかり、今後、第2波、第3波が懸念されている中、次に早急に取り組まねばならないことは、感染症に加えた自然災害との複合リスクであります。

このところ頻繁に起こる地震や風水害に対し、その体制づくりと対策、そして一人ひとりの意識改革が喫緊の課題となってまいりました。今、自然災害に見舞われた場合、被災地は感染症と自然災害による複合災害を受けます。当然、医療の許容範囲を超える感染者の爆発的増加であるオーバーシュートの可能性が高くなります。そうなった場合、行政だけでは立ち行かなくなるため、それぞれが地域のハザードマップや地域防災計画などを参考にして、命を守るための対応と避難の在り方について、一人ひとりが自分のこととして捉えながら対策を練っていく必要があると思われます。

ウイルス感染の爆発的拡大を防ぐためには、被災者はもちろん自主防災組織、ボランティア、行政職員、医療福祉関係者などへの十分な配慮が求められます。感染リスクの高い高齢者や身体の不自由な方の支援も今以上に重要であります。

行政の対応としては、災害発生時には公的避難所が開設されますが、ウイルス感染のリスクが高い現在、従来とは避難の方法を変えなければなりません。避難所の数を増やし、学校では体育館だけでなく教室も使い、避難者間のスペースを確保し、ついたてを設置する、消毒液などの備品を整備するなどの対応が必要となってまいります。さらに、感染者、感染の疑いのある人がいる場合には建物を分けるなど、隔離のための対策も必要となってまいります。

必ずしも公的避難所である必要はなく、より安全な、近くの親戚や知人の家などを自主避難先としてあらかじめ決めておくことも必要であります。災害の種類や規模によって異なりますが、自宅で居住できそうな場合は自宅避難を行い、その場合、食料や水などを備蓄しておく必要があります。それについては、災害時の感染防止対策として、自主防災組織や行政区や自治会で相談をしておくことも一つ必要でないかと思えます。

地震に対しての複合災害への備えは、これまで以上に進めておく必要があります。身近なことでは、地震の揺れで家具が転倒しないように壁に固定する、防災用の備品を確認する、避難路、避難先を確認するなどであります。

気象災害に関しては、夏から秋にかけて大雨、猛暑、台風が全国的に多発します。さきの西日本豪雨や東日本の台風19号など、広域豪雨による甚大な被害に見舞われましたが、今年の夏から秋にかけても気象災害の発生に備えなければなりません。防災用の備品を確認する、河川の氾濫や土砂災害に対する避難路、避難先を確認するなど、可能なものから着実に進めていきたいと思います。

熱中症に関しては、気象庁から、この夏は平年より気温が高くなるという予報が出されており、梅雨明け後は熱中症対策が必要となっておりまいます。熱中症で基礎体力が衰えると、ウイルス感染者の重症化リスクが高まります。日頃の健康管理を整える啓発とともに、避難先での扇風機や空調設備の整備も早い時期に準備していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症と自然災害発生時の避難所運営について、お伺いをいたします。
○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
紙井議員の、新型コロナウイルス対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、学童への補助及び昼食の提供についてであります。

まず初めに、学童への補助ですが、町では、放課後児童クラブ保護者負担金として、利用回数に関係なく月額4,000円を頂いております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から放課後児童クラブの利用自粛をお願いしたことに伴い、利用が数回程度の児童が多かったため、補助ではなく負担金を一部返還する方向で検討を進めております。

次に、お弁当を持参する学童への昼食の提供ですが、学校の休校期間が約3か月間になったことに伴い、保護者の皆様にはお弁当作りの負担が増えたと思われます。今後、弁当宅配サービスや、他市町村の事例などを参考にしながら、少しでも保護者の皆様の負担軽減につながるようにしてまいります。

2点目の、ひとり親世帯への支援についてであります。

ひとり親世帯への支援については、難波議員の質問でもお答えしましたが、児童扶養手当受給世帯約480世帯へプレミアム付商品券1万3,000円分を配布するとともに、児童扶養手当受給者のひとり親世帯約400世帯への緊急支援給付金1万円を給付いたします。

また、ひとり親世帯への食事の支援につきましても、放課後児童クラブでの昼食の提供に併

せて検討をしてみたいです。

3点目の、避難所の在り方についてであります。

現在、今後の複合災害を見据えた避難所運営に備え、国や県等の通知を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの作成を新たに進めております。

マニュアルの内容は大きく2つに分かれており、1つ目は、避難所開設事前準備として、従来、避難者1人当たりの占有面積が2平方メートルとされていたところを、3密を避けるため6平方メートルに見直すことや、必要資機材の把握と準備、町民への広報、運営職員の安全確保等を示しております。

2つ目は、避難所開設後の対応として、避難所の感染症対策、避難者の健康管理、発熱者の対応、閉鎖時の消毒等が主な内容になると考えております。

避難所の在り方につきましては、開設する避難所を増設することや、学校の体育館だけではなく、教室を使用したり、間仕切り等を設置することにより、感染者または感染疑いのある人を部屋で分けること、また、消毒液等の備品整備を行う等の対応を進めてまいります。

また、新しい避難の考え方として、自宅にいて避難を逃れることができるのであれば、それも避難と捉え、自宅避難に備えて食料、水を備蓄することや、親戚や友人宅など近くの安全な場所を避難所として検討してもらうよう、町民に対して広報を行ってまいります。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 御答弁ありがとうございました。

今回は、食の支援と災害時に命を守ることに重点を置いて質問させていただいている内容でございます。

まず、食を守ることについての再質問をさせていただきます。

コロナの関係で、各地自治体では給食費の無償化が進んでおります。昨日の答弁で、その回答はお聞きしましたので、コロナ収束後も本格的に推進をしていただきたいと思いますと思っております。

さて、家庭や学童クラブで過ごす子供たちの健康を考えた、子供たちへの宅配サービスが全国で広がりを見せております。多くの自治体が、子供の食による健康支援に取り組んでおります。県内では、結城市が、市内の学校給食を請け負う業者が製造して、1食300円で希望者に販売をしております。龍ヶ崎市では、飲食店がコロッケ弁当の宅配をしております。

当町でも、コロナの影響で大きな打撃を受けた町内のお弁当業者の支援も兼ねて、ぜひとも実施をしていただきたいと思います。先ほどの前向きな答弁を頂きましたが、その時期や対象者など具体的なお考えがあれば、再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） それでは、お答えいたします。

現在、町のほうでは、放課後児童クラブを運営している事業者と、長期休暇などによっている時期に、宅配サービス等を利用したお弁当の提供ができないかということ、現在、具体的に協議しているところでございます。

現在、協議しているところの内容としましては、やはり新たな業務の発生ですので、新たな委託料の積み寄せ、それと、他市町村の事例によると、やはりお弁当業者、特に子供たちの弁当を定期的に配付できる事業者を見つけるのは非常に難しいということもあります。

そうした課題をクリアするために、ある程度の一定時間が必要になるかと思っておりますので、現在、そういう壁をクリアしながら、なるべく早期に進めたいと思って、進めているところでございます。ですので、ちょっと具体的な時期については、ちょっと現在提示することはできない状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

また、利用者につきましては、児童クラブの利用者というのが、現在、想定しているところでございまして、例えば、ひとり親世帯で児童クラブのほうに加入していない方についても、児童クラブ自体については減免規定とかいろいろ規定がございますので、そういうものを利用しながら、この児童クラブのほうに加入していただければ一番いいのかと思っております。

現在そういうことで考えている最中ということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） よく理解できました。一刻も早くそれができるように調査研究していただきたいというふうに思っています。

また、コロナ収束までには時間が要するかと思いますけれども、収束後もこれからの子供の支援を継続していくことが必要であります。当町にはまだございませんけれども、子供の食と居場所の提供で心の成長を図っていくということの子ども食堂、この必要性は、私は本当に随分前から感じているところであります。また、要望も出ているところであります。

国でも、フードバンクや子ども食堂の普及に力を入れるために、厚労省や農水省が予備費として補助金の支援を開始し始めました。今まで、実施したいという人は、人的要因や資金源などについて不安が大きかったので、なかなか実現できないでいたと思います。町が人を募って、国の補助金を活用しながら、融資や支援団体の力を結集して、子ども食堂の実施に取り組んでいってほしいという考えがありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

貧困やネグレクトなどが原因により、子供に満足に食事を与えられない、もしくはインスタント食品等の提供により偏った食事の提供によりまして栄養状態が悪い状態、もしくは非常に

栄養状態のバランスが悪い状態を防ぐために、子供たちにバランスと栄養価の高い食事の提供と、子供自身が自分がここにいてもいいんだと感じられる場所の提供をするために、子ども食堂は非常に有効な手段と感じております。町としても、その必要性は十分に感じているところでございます。

本来、こうした活動につきましては、NPO法人や町民自らが活動するっていうのが現在の実態かと思いますが、なかなかこの事業を個人の方やNPO法人が中心となって始めるにつきましては、リスクが非常に高い部分もございまして、町としても、保健福祉部局などの関係部局や、社会福祉協議会との関係部局と協議しながら、改めてこの実現に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

当町でも先日、家庭で余っている食品を持ち寄って、食事に困っている人に届けるフードバンク in 阿見という団体が立ち上がりまして、代表の方に詳しくお話をお聞きしました。そして、その熱い思いに、町でも支援すべきではないかなというふうに感じた次第でございます。

このように、何かしたいと思っている地域の有志や各団体、そして行政が連携して、貧困や家庭の事情でちゃんとした食事が取れない子供が、その後の人生に暗い影を落とすことがないように、地域全体で子供の未来を守り、育んでいければと願うところでございます。

今後も、この子ども食堂に関しては、継続して要望させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、避難所の在り方について、再質問をさせていただきます。

避難が必要になる地域では、自主防災組織や各行政区や民生委員さんが、公的避難所を利用する予定の方を把握して、その人数と情報をあらかじめ町に伝えておくことが、3密を避けるために重要となると思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 町では、体調不良時や災害時等の支援者等の登録を希望し、申請した一人暮らし高齢者等の配慮を要する方について、避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿は、毎年5月1日現在の住民基本台帳と照合し、名簿を更新した後に、各行政区の区長や自主防災組織、民生委員児童委員に配付し、情報を共有しております。

本年は、行政区長分については、先週、5月28、29日の区長会総会時にお渡しし、前年度分を9月までに社会福祉課に返却いただくよう文書で連絡したところです。自主防災組織代表には、これから配付予定です。民生委員児童委員は、5月定例会が開催できませんでしたので、

6月に配付し、前年度分を回収する予定です。

昨年度の台風及び大雨の際には、名簿を活用し、避難勧告発令時に、土砂災害警戒区域の行政区長と民生委員児童委員に連絡し、対象者の避難支援について御協力いただいたところでございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

また、指定避難所以外に、先ほども申し上げましたけれども、町内で避難所として使用できる施設はどちらでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） お答えいたします。

指定避難地以外にですね、町内で避難所として使用できる施設、今現在、想定しておりますのは、一定のスペースが確保できる施設が該当するものではないかと思っております。

具体的にはですね、町民体育館、総合運動公園の管理棟、あと県立医療大学の体育館、県立霞ヶ浦豊学校、茨城大学農学部体育館、そして各地区の行政区の公会堂。さらにですね、最近、車中泊ということもありますので、車中泊が可能と考える場所ですね、今、大きな広場があるところですね。さわやかセンターの駐車場、総合運動公園の駐車場、ふれあいの杜の駐車場、予科練平和記念館の駐車場が考えられます。

しかしですね、町民体育館は遺体安置所、茨城大学や県立医療大学の体育館は物資避難地として、地域防災計画に、想定していますために、臨時の避難所として使用できるかどうかは災害時の状況によって考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございました。

前回の台風15号、19号のときにも、避難所の職員の振り分けに苦慮したところでありますけれども、その今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

避難所の振り分けについてですけれども、現状ではですね、避難所につきましては、教育委員会の職員が、災害時避難班ということで避難所対応を行う職員となっております。しかし、現在こういう状況で、新型コロナウイルスを想定しました避難所対策としましては、通常の災害よりも多くの人員が必要になると考えています。そういったことから、教育委員会の職員を

主としながらも、災害初動時の業務に猶予があると想定されるほかの班からですね、職員を動員して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ、そのように体制を整えておいていただきたいと思います。

それと、先ほども申し上げましたが、自助、共助の大切さを町民の方により一層啓発するための取り組み、そして、いざ避難するときのための。そうであるならば、どのようなものをチェックリストの中に入れておけばいいのかということ、避難チェックリストっていうのを配布する考えはないでしょうか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

啓発するための取り組みとしましては、町では、平成27年度に防災ハンドブックを作成しまして、全戸配布しております。もう5年を経過しておりますから、新たな啓発の資料として、今、議員からお話が出ました避難チェックリストの作成について、前向きに検討したいと考えております。

そのチェックリストを作成するのですが、避難所へ避難する必要があるのか、避難する場合の避難所、持参する持ち物、避難先を伝える知人等の項目を盛り込む考えでおります。

配布につきましては、防災訓練やさわやかフェア、敬老会等のイベント等での配布や、また民生委員さん、児童委員さんの協力のもと、避難行動要支援者への配布も検討していきたいと思っております。

町が啓発を行う中で、町民の皆さんにも、災害時は自分の身は自分で守るということを十分理解していただいて、行動を取っていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） コロナがこういうふうに蔓延した中では、やはり今までのチェックリストの内容がまたかなり大きく増えてくると思うので、その辺、町民の方にも分かりやすいように作っていただければというふうに思っています。

今までの避難所運営マニュアルっていうのは、自然災害のみを捉えたものでありまして、このたびのコロナ禍と、あと自然災害が複合した際に、今までと大きく違った点を改めてお伺いします。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

現在、策定しております新型コロナウイルスを想定した避難所運営マニュアルですけれども、その中で特に次の４点を加えております。

まず第１点が、３密を避けるために、避難所内で人と人の間隔を広く取ること。２点目として、自宅の安全な場所にとどまることも避難と捉えること。３点目としまして、町の指定避難地だけではなく、自宅近くの避難可能な友人とか親戚宅の避難も検討すること。そして、今の部分とかぶりますけれども、親戚、知人宅の避難も十分大事なことということで、この４点を新たな追加として加えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 最後の質問ですけれども、新型コロナウイルスを想定した避難所の在り方について、防災担当として最も大切ではないかなと思われることを改めてお聞きします。

○議長（久保谷充君） 防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

防災担当としましては、ウイルス感染の拡大を恐れて避難所へ避難をちゅうちょすることのないように、まず、自分の身に危険を感じたら避難をすることが最優先という鉄則を、これは変わらないということを認識していただくことが最も大切だと思っております。

また、避難は、自分のためにするもの、いわゆる自助ですね、また、自分の身の回りに支援が必要な人がいたら手を差し伸べること、いわゆる共助ですね、そして、決して避難所運営は公助だけでは成り立たない、こういったことを改めて理解をしていただきたいというふうに思っております。

さらにですね、ウイルス感染に伴う避難所の在り方につきましては、一番注意したいことは、避難者が避難所におきまして感染しないための分離避難、ここに尽きると思います。避難所への避難者数も増加や開設期間の長期化が進みますと、町単独では避難所の運営自体、また人的、物的に厳しくなることは間違いありません。町単独でのマンパワーには当然限界があります。そのような場合には、災害時相互応援協定を締結している自治体とのつながりを活用して、お互いに支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございました。

本当に今までの体制とはまた違い、ある一定の距離を取りながら、しっかりと連携を取るっていうのも必要ですし、災害連携協定も、これまたさらに充実させていっていただきたいというふうに思います。

そして、これから先、どういうことが起こっても被害を最小限に食い止められるように、万全を尽くしながら、しっかりとみんなで取り組んでいきたいと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、2項目め、窓口に出向くことなく、ICT・SNSを活用した住民サービスの充実についての質問に移らせていただきます。

ICT——情報通信技術の発達によって、SNS——ソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆる社会的ネットワークをインターネット上で行うサービスの発信コストを劇的に下げました。そして、他人との関わりが苦手な人も、ハードルが非常に低くなり、気軽に気持ちを伝え、交流することができるようになりました。今まで苦手意識で先延ばしにしていた方たちも、コロナによる外出自粛によって、必要に迫られ、ぐっと身近なものになったのでしょうか。人との接触を避けなければならない今の時期だからこそ、気軽にネットでつながる情報共有は、孤立を避ける上でも大変に役立っているツールでございます。

そこで、かねてより質問していた以下の点についてお伺いをいたします。

1、休校などで自宅学習をする小中学生にタブレット端末を貸与し、オンライン授業やホームルームに活用してはどうか。

2、LINEアプリを使った児童生徒の相談体制についてはどうか。

3、ICTシステムで住民サービスの効率化を図るために、LINEアプリを使った行政の手続を案内してはどうか。

4、LINEアプリを使った道路破損等、環境に関する通報システムについてはどうか。

5、LINEアプリを使った妊婦に寄り添う支援体制と育児相談について。

6、LINEアプリを使ったDV相談について。

以上6点についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長湯原正人君、登壇願ひます。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） おはようございます。よろしく願ひします。

1点目の、小中学生へタブレット端末を貸与し、オンライン授業やホームルームへの活用についてであります。

オンライン授業が受けられるように、文部科学省や県教育委員会などのサイトの利用促進を行うとともに、町内小中学校で、希望者には県教育委員会が作成しているオンライン授業の動

画が視聴できるように、学校保有のタブレット端末を貸与しております。

双方向の授業等については、町役場及び町立小中学校の通信環境や、電話回線の本数、各家庭の接続環境、教職員への研修や実施に向けた準備等、多方面から検討し、実施しないことにいたしました。

2点目の、LINEアプリを使った児童生徒の相談体制についてであります。

県のLINEアプリを使った相談事業については、今年度の始業式や入学式の日「いばらき子どもSNS相談2020」を、町立小中学校の全家庭に文書にて周知しております。児童生徒、保護者の都合に合わせた相談体制としては、町や学校のホームページからの問合せシステムがあります。

3点目から6点目につきましては、町長から答弁いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 3点目の、LINEアプリを使った行政手続の案内についてであります。

当町では、町民への情報発信強化と利便性の向上などの観点から、茨城県及び県南市町村で共同利用しているいばらき電子申請・届出サービスやSNSなど、ICTを活用した町民サービスに取り組んでおります。

また、国では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律により、行政手続のオンライン化の構築を進めており、当町においても、既存ICTのさらなる活用や、当該法律に基づき、地方公共団体で適用できる新たなデジタル手続の導入について検討していく必要があると考えております。

SNSツールの一つであるLINEについては、その運営会社が自治体向けのサービスを積極的に展開していることから、県内でも8市町が公式アカウントに登録し、情報発信等を実施しております。

行政サービスの提供に当たっては、情報漏えいや個人情報保護への配慮等、情報セキュリティーを確保しながら、行政手続の案内も含め、LINEの運用について、先進自治体の導入事例を参考に検討していきたいと考えております。

4点目の、LINEアプリを使った道路破損等、環境に関する通報システムについてであります。

道路破損や空き地・空き家等の環境に関する通報にLINEアプリを使うことにより、住民にとっては、電話をしたり窓口に出向くことなく、手軽かつ時間帯を選ばずに通報できるメリットがあります。また、町にとっても迅速に位置情報と現場写真を得ることができ、状況を把握しやすくなるため、業務の効率化とコストの削減につながると考えております。

このように、両者にとって大きなメリットが期待できますので、関係部署と連携しながら検

討してまいります。

5点目の、LINEアプリを使った妊婦に寄り添う支援体制と育児相談についてであります。

妊産婦支援や育児相談は、お母さんやお子さんとの直接的なやり取りを大切にしております。LINEを運用している近隣市町村においても、1対1の相談対応ではなく、自治体の情報発信のツールとして活用されております。

当町では、あみメールやツイッター等の情報発信だけでなく、メールでのお問い合わせにも随時対応しております。子育て世代包括支援センターにおいても、地区担当保健師による定期的な支援のほか、昨年度からは、母子健康手帳交付時の全数面談や妊娠期の電話訪問を開始しております。

また、妊産婦においては、医療機関との連携の強化、子育て世代には、子ども家庭課や子育て支援センターと連携を図っており、今後も妊婦に寄り添った支援を充実してまいります。

6点目の、LINEアプリを使ったDV相談についてであります。

DV相談については、DVに至るまでの経過や現況を把握しながらの相談となりますので、通常、面談または電話により、1回30分ぐらいの時間を要しており、長いときは2時間に及ぶ場合があります。

また、相談に当たっては、相談者の身なりや表情の観察、詳細な聞き取り等により状況の把握に努めたいため、面談による相談が望ましい業務であります。

以上のようなことから、相談の予約等、事務的な連絡であれば、町ホームページへのメール送信で対応が可能であります。町における実際の相談に当たっては、面談もしくは電話による相談をお願いしたいと思っています。

なお、県の相談機関では、24時間受付の電話相談を行っていたり、国のDV相談＋（プラス）という施策では、24時間受付のメール相談や午後10時までのチャット相談を行っておりますので、広報あみや町ホームページ等で周知に努めてまいります。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございました。

今朝の茨城新聞にも、テレワークの重要性ということで、このコロナ対策の中でテレワークの有効な手段であるということが見直されているという記事がありました。コロナが収束した後も、テレワークと普通のワークを併せながらやっていくことが有効ではないかというふうなことが書いてありました。

先ほどの御答弁で、LINEを使ったサービスについてなんですけれども、昨年6月議会で、いじめ等の早期発見のための、LINEやSNSを活用した相談業務はできないかという質問と、あともう1点、道路や公園の不具合に対する住民からのLINE通報システムを構築でき

ないかという２点について、ただしております。

教育委員会では、いじめの早期発見についての選択肢を増やすということでは検討してまいりたいというふうに答弁をされています。

道路公園の分野では、答弁は、ＬＩＮＥは一般の方々をはじめ、企業や官公庁にまで利用者の幅を広げており、手軽かつ時間帯を選ばずに情報を送ることが可能。さらに、ＬＩＮＥの地方公共団体プランを活用すれば、基本的に無料で利用できるというコスト面においても非常に優れ、ＬＩＮＥの活用は最小限の費用で大きな効果を得られる可能性がある。先進地の活用状況やルールづくりを学んで、関係部署と連携して研究調査するというふうな答弁をされています。

道路公園課のほうにお聞きしたいんですけども、当初、早速、個人で先進自治体のＬＩＮＥに登録をしてくださいました。１年間の調査研究で分かったことを教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君） 道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） 昨年から、ＬＩＮＥ通報システムを活用している先進自治体の例を調査研究してまいりました。その結果を簡潔に申し上げますと、道路破損等などの現場の通報には、このＬＩＮＥを利用した通報はとても適しており、大変有効であることが分かりました。

例えば、先ほどの町長答弁の中に、業務の効率化につながるとございましたが、多くの情報を正確かつ迅速に集められるとなれば、よりスピーディーな対応ができるだけでなく、緊急性の高いものから優先的に対処することもできます。特に、様々な通報が一気に集中する災害のような場合は、その効果がとても大きいと考えられます。

また、そのほかにも、もしこのシステムを導入するとなれば、ＩＣＴに関する専門的な知識と現場での経験知識の両方が必要であり、単独の課だけでは難しく、関係部署で連携協力していくことが非常に大切であることが分かりました。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

そのようなことから、全庁挙げて、いろんな分野で、統括をしながら……、総務でしょうかね、そちらのほうでまずは進めて、どの課でやっていくのが一番有効なのかということ、しっかりと協議をしながら連携を取って、有効的に利用していただきたいというふうに思っています。

先ほどの答弁がありましたDV相談や、また、前回6月のいじめの相談、そして妊婦や子育て

での相談は、LINEで相談事を完結するものではありません。電話口や窓口に出向いていけるための第一歩を踏み出すためのきっかけとなる一つの手段というふうに捉えていただければというふうに思うんですね。LINEは顔が見えない、声も出さなくていい。ですから気軽にやっていくうちに、では、これから先は窓口でお話をしましょうってなると、かなりスムーズに足を運ぶことができるというふうに、御本人から聞いております。

それぞれLINEを使って、自分の好きな時間に相談をして、次の日、職員がしっかりとそれに対して答える。そういうシステムづくりも、人間が相手の場合は、逆に必要な場合があるんじゃないかなというふうに思っているところです。

固定観念にとらわれないで、そういったところも踏まえて、今までと違う、人と人とのやり取りをしっかりと認識していただければなというふうに思って、今回は幅広い意味での、そういったLINEのやり取りというのを outsizing させていただきました。

まずは始めやすい部署からスタートいたしまして、住民サービスの向上と、また、今、AIがやり取りができる、本当にそれが進んでいる時代でもあります。そういった、サービスの向上と職員の負担を軽減させるということにつなげていければなというふうに願ひまして、今回このような質問をさせていただきました。これからはまた引き続き、このような内容でお聞きすることがあるかと思ひますので、どうぞよろしくお願いしします。

以上で、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の質問を許します。登壇願ひします。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

質問に入る前に、議長、資料の配付をお願いします。

○議長（久保谷充君） はい。

〔資料配付〕

○8番（飯野良治君） 今、事務局のほうにお配りをしていただいた、今回の資料としてお配りをしていただきました。今回の質問のきっかけになった新聞のコピーを、本来、皆さんにお

配りしようと思ったんですけども、手続は水戸支局、そして議長、私も落ち度なくしたつもりなんですけども、今朝になって議長のほうから、手続をもっと深めてほしいというようなことで、朝日新聞の本社のほうにおかけしたところ、ちょっと時間がかかると、有料だったらいいんですけども、著作権の関係で、そういうことで、このコピーをお配りしました。

それでは、通告書に従い、町長、教育長に質問をいたします。時間が短縮されていますので、答弁は簡潔にお願いをいたします。

地方自治法では、地方公共団体は法人とすると規定をしています。議会も首長も職員も自治体の機関なのです。議員になるということは、法人の機関になるということだと考えます。議員の役割は、決定、監視、集約、提案の4つがあると理解をして、これからの4年間、職務の遂行に邁進をしていきたいと思っています。

さて、今日は、監視と提案を中心に質問をいたします。

阿見町政治倫理条例の改定が必要であると考えます。根拠は、2019年4月4日付の朝日新聞の報道からであります。

一般職員は、阿見町職員倫理規程において、利害関係者との接触に関し、住民の疑惑や不信を招くような行為を強く戒めています。しかし、特別職である町長、教育長、議長は、阿見町政治倫理条例の中でも、品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことと、抽象的な表現が主なものです。

職員の規定には利害関係者との接触の規定がメインであるならば、これを指導監督する立場の特別職が、この規定を設けないのはおかしいというふうに思います。今回の事例が、それを如実に示しています。

以下の項目を質問いたします。

- 1、特別公務員と一般公務員の違いは何か。
- 2、なぜ一般職員は禁止が明示してあるのに、特別職は規定していないのですか。
- 3、新聞報道の当事者である教育長の見解をお聞きします。
- 4、阿見町職員倫理条例の第5条にある利害関係者の規定は何か。
- 5、第5条の（3）、遊戯（スポーツを含む）には、ゴルフは入っているのか。
- 6、利害関係者には、入札——地方自治法第234条1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいうに関する事務、当該入札に参加するために必要な資格を有する事業所も含まれるのか。
- 7、当日、ゴルフコンペに参加した関係業者中に利害関係者はいたのですか。
- 8、町商工会と教育委員会の関係性を教えてください。コンペは平日に行われたものですか。
- 9、約7割の者がゴルフ禁止の規定の内容が妥当であるとしたアンケート結果は御存じです

か。国家公務員倫理審査会が実施したものです。

10、表彰式、パーティーへの出席はあったのか。また、記念品の贈与はありましたか。

11、倫理規程に違反をしたときの措置と、近年における阿見町での主な違反事案の概要についてお答えください。

12、教育長の遵守すべき職務に関わる倫理原則は何ですか。

以上、質問をいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。はじめに町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 飯野議員の、阿見町政治倫理条例改定についての質問にお答えいたします。

1点目の、特別公務員と一般公務員の違いについてです。

地方公務員法第3条の規定により、特別職は就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職や、地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職などが主なものであり、一般職は特別職以外の職とされています。

2点目の、なぜ一般職員は禁止が明示してあるのに、特別職は規定していないのかについてであります。

当町では、平成12年度に、町長、副町長、教育長及び町議会議員を対象とした政治倫理条例が制定されております。倫理規程は、その後、平成18年度に一般職の職員の行動規範を示すために策定したものであるため、特別職は含めてはおりません。

3点目につきましては、教育長から答弁いたします。

4点目の、職員倫理規程の5条にある利害関係者の規定についてです。

職員倫理規程第2条第2項において、当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人、または職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考える他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人と定義しております。

5点目の、第5条の（3）、遊戯にゴルフは入っているのかについてであります。

これにつきましては、入るものと考えております。

6点目の、利害関係者には入札に関する事業者も含まれるのかについてであります。4点目の御質問にお答えした定義に照らし判断することになります。

7点目から10点目につきましては、教育長から答弁いたします。

11点目の、倫理規程に違反をしたときの措置と主な違反事案の概要についてであります。

職員倫理規程第8条に、違反をしたときの措置について規定しております。禁止行為等の規

定に違反する行為があったと認められる場合においては、懲戒処分も含めた人事管理上必要な処分等を行うこととしております。

また、主な違反事案については、職員倫理規程違反で調査や処分に至った事案はありません。

12点目につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 3点目の、新聞報道の当事者である教育長の見解をお聞きしますについてであります。

議員御質問の新聞記事は承知しておりますが、「阿見町教育長、業者とゴルフ 教委の工事請負先、複数参加」との見出しにつきましては、あたかも私と業者が不適切な関係にあるかのように誤解させる見出しとなっているため、不信感を持ちました。

7点目の、当日ゴルフコンペに参加した関係者の中に利害関係者はいたのですかについてであります。

私にとっての利害関係者はおりませんでした。

8点目の、町商工会と教育委員会の関係性を教えてくださいについてであります。

町商工会と教育委員会は業務上の連携関係にあります。特に商工会青年部の活動には応援したい気持ちがあります。

9点目の、約7割の者がゴルフ禁止の規定の内容が妥当である、アンケートは御存じかについてであります。

国家公務員倫理審査会のホームページに、平成28年度に実施した公務員倫理に関するアンケートで、国家公務員が利害関係者と共にゴルフをすることが禁じられていることに「妥当である」と回答した割合が7割程度あったとの結果が公表されております。

また、その事例集の平成21年改訂版には、複数の事例への回答として、利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するような場合を除き、倫理規程の禁止行為には該当しないとされています。

10点目の、表彰式、パーティーへの出席はあったのですか。記念品はについてであります。

表彰式、パーティーには出席しましたが、記念品はありませんでした。

12点目の、教育長の遵守すべき職務に係る倫理規定は何ですかについてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、町政治倫理条例です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 1番目は、そのままそのとおりでございます。

2番目の、政治倫理条例が制定された背景は何だとお考えでしょうか。制定された背景です。

何もなければ制定されませんから。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

政治倫理条例でございますけれども、平成12年に議員提出議案として制定されているというようにございます。ですので、議員、議会のほうで議論されて制定されているというようにことで認識しております。

その後もですね、平成20年それから26年に、議員提出議案により、本則の内容を改正するような修正をしております。

ということでございます。

○議長（久保谷充君） 8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） 今、総務部長のほうからありましたけども、当然これは、自らが律するために、この倫理規程を設けたと。そのために、議員提出だというふうに理解をしています。

何もなければ、自分たちを自分で縛ることはないわけで、何かあったから倫理規定を設けなくちゃいけないという自覚になったと思うんですね。

で、また、平成20年、21年に改定があったっていうのは、何もなければ改定しなくてもいいんだけど、やっぱり改定せざるを得ないような事案があったということで、2回ほどなってます。

だから、政治倫理規程が、上からこうやりなさいということで設けられたんじゃないくて、議員自らがね、議員、これは特別職だから、首長、教育長も入ってますけども、それに向けた背景だと、私も考えます。

新聞報道をされたことを受けて、特別職についても、行動規範の具体的な策定、一般職が具体的に必要だと思われる策定が必要だと考えるが、どうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まずですね、まず、職員の倫理規程については、こちら一般職を対象としたものでございます。そして、政治倫理条例のほうは、町長、副町長、教育長、そして議員の皆様方を対象としたものです。で、政治倫理条例については、先ほど議員のほうからもありましたが、主に行動規範を規定したものです。そして、職員の倫理規程については、利害関係との接触等についての遵守すべき行動を書いているものだということでございます。

ですので、特別職については、政治倫理条例のほうで、行動規範として規定しておりますので、そちらで、それを遵守していただくというのが、この内容だと思っております。

○議長（久保谷充君） 8 番飯野良治君。

○8番（飯野良治君）　だとすれば、今の答弁に立たれたのは、私はちょっと筋違いかなと。町長あるいは教育長が今の問いに答えていただくことが、特別職のことを私も言ったわけで、一般職員はもう規定されてるんで、特別職は規定されてない。けども、こういうことがあったんで、具体的な規範の策定が必要じゃないかっていう感想、あるいは思いを聞いたわけなんですけども、もう一度。どちらでも結構です、町長。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　はい、お答えいたします。

12年のその始まりのときにですね、私、議員1期目だったものですから、これは自ら議員の規範を、それから、基本的に、自分たちが町民に対してですね、やはり指針を示すというようなことでつくられたかと思っています。その後の改定については、私、議員でありませんでしたから分かりませんが、要するにですね、これ、職員にこの質問を求められても困ると思うんです。基本的に、これは議会のほうの議員提案で出てきたものですから、もしこれがまずいというようなことであればですね、それは議会の中で話し合っただけで改定すべきだと私は思います。ですから、その辺のところはちょっと職員に質問をしても困る。

それから、私についてはですね、これやはり皆さんで、このゴルフが、職員の中でもですよ、同じ組で回ったということであれば、それは仕方がない。これは、これに起因するかもしれませんが、全然違うところで回って、商工会の大きなコンペの中で参加をしてやってるものですから、そういったことが、これに違反するかどうかということは、これはやはり皆さんで、もう一度話し合っただけで改定すべきだというふうに私は思います。

○議長（久保谷充君）　8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君）　今の問いには、私も納得でございます。自らが、やっぱり議員自らがね、律するように、議会で、当然審議されて、必要性があれば策定をするというほうに行くのが、だということだと思います。

千葉県の事例を、ちょっと私も見たんですけども、こう書いてあります。特別職のうち教育長及び公営企業管理者は、長として業務全体を管理し、部課職員を指揮監督する立場にあるという点で、部長等と扱うべきと考え、条例の対象とあります。

条例改定のときにはですね、今の町長の答弁も含めて、議員も同じ思いだと思うんで、よろしく願いをいたします。

○議長（久保谷充君）　8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君）　3点目についてお伺いします。

新聞記事に不信感を持ったとお答えしていますが、町民は、さらにね、この答えて不信感を持ったと思うんですね。

国では、利害関係者と遊技、ゴルフをすることは、費用を負担した場合でも疑惑や不信を招くおそれがあるとして、一律に禁止されている。このことを教育長は御存じですか。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） まず、最初は資料の、ちょっと間違いを指摘させていただきます。

真ん中辺に、コンペを主催した商工会や関係業者によると、2月18日と書いてありますけれども、これは2月13日の間違いです。訂正をお願いします。

それから、今の件ですけれども、特別、自分は必要ないというふうに思ってるわけですけど、なぜ、飯野さんがそういうふうにこだわるのか、ちょっと私も分からないようなところがあります。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私はね、個人的なことで質問をしているのではないわけです。特別職、いわゆる一般職員の方を指導監督する立場にある人がね、職員の倫理規程には規定されている。それを、倫理規程に特別職はないからやってもいいんじゃないかということではね、やはり、指導監督することにはならないんじゃないかというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 特別職というのは、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、本当に特別職なんですね。この2月13日の商工会青年部主催のチャリティーゴルフコンペは、私は商工会員ではありませんから、資格はないのかもしれませんが、阿見町の特別職ということで、青年部の役員さんが、ぜひ出てほしいというようなことで来たわけです。で、倫理条例にも触れないというのも分かってましたので、快く、私は、商工会議所の活動、青年部の活動を応援したいと思って、参加を承諾いたしました。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） あのですね、利害関係者と言われる人たちがここに参加をされてたということが、非常にね、新聞の中で報道をされています。利害関係者とは何ですか、教育長。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 先ほど町長の答弁にあったとおりです。

○8番（飯野良治君） 教育長のほうからお話しいただきたいんですけど。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 職員倫理規程の5条にある利害関係者の規定については、当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人、または職員の地位等の関係的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人ということです。

○議長（久保谷充君） 8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） 今の説明はね、ただ読んでるだけで何かよく分かんないんですけども、私はこう理解してますね。ここでは、利害関係者とは何かっていうことをちゃんと理解していないと、これからの論議ができないということで、重要だと思ってますね。

特定の事務の相手方となる業者等または個人ですね、業者等または個人。この中には、許認可から7つの項目が契約まで、7番目の契約まであって、事業者とはですね、営利法人だけでなく、法人だけでなく、事業を行う個人も該当し、役員、従業員なども事業者とみなされるということで、これは利害関係者とみなされるんですね。役員と従業員もゴルフコンペに参加したとなると、利害関係者ということになると思うんです。

どうですか、今の私の理解、間違っていないですか、教育長。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） よろしいんじゃないかと思います。

○議長（久保谷充君） 8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） いいということであれば、この新聞報道にあるゴルフコンペの中には、100名ほど参加があった大きなゴルフコンペということになってるんで、相当数な利害関係者がおられたというふうに推察できます。ここに書いてあります参加者リストや、入札調書に当たる町の入札書き取り書によると、町教育委員会発注の朝日中学校増築工事、落札額3億500万、町町民体育館耐震工事、同1億円など、3年間で少なくとも4億円を超える町教育委員会の仕事を受注した業者が参加。ほかにも請け負った業者が複数出席していた。

これはね、誤解を受けないわけではないと思うんですね。先ほど何かちょっと不信感を持ったって言いますが、これは不信感を持つのは、教育長ではなくて、やっぱり地方自治の出資者である、株主である——町は法人なんですから、株主は町民の人なんですね。町民の人が、特別、取締役の人がね、利害関係者、権限のある人が利害関係者と一緒にプレーをしてたということになると、安倍首相じゃないけども、そういうふうにマスコミばかりではなくて、一般の町民もね、不信感を持つわけですよ。

だからこそ、そういうことの疑惑や、あれが行われないように、自分がそういう職にあるときはですね、職を解かれれば、これはもう自由に好きなゴルフをやっていただくのもいいです。それはもうやるべきだと思いますよ、健康上からも。でもやっぱり、そういう職にあるときはね、声をかけられても、やっぱり私はこういう発注者としての職だということで、やっぱりお断りするのが普通だと思うんですけど、その辺どうでしょう、教育長。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 飯野議員と私のゴルフに関する考えも違うようですね。あと、この

日は、飯野議員はこのコンペには参加してなかったかと思います。で、私が、例えば、その今、数字を上げられた会社の人とか、それ以外の人たちと一緒に回ったっていうのであれば話は別ですけど、私は教え子3人、阿見中の教え子と竹来中の教え子と4人で回ったわけです。そういうことで、ちょっと考え過ぎじゃないかと思いますね。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私は、具体的な新聞記事とか倫理規程を基に質問をしているわけで、私の個人的な教育長に対する偏見とかね。そういうことで質問をしてるわけじゃないんですよ。私個人のことを何回も言われましたけど、ゴルフに関してのね、その考え方まで言われちゃうと、私もゴルフは大好きですけど、下手なんで、あまり反論もしないですけども、本当にね、これ大事なことだと思うんですよ。

利害関係者とは、もう一度お尋ねします、役員、従業員、この人たちは参加してなかったんですか、くどういようですけど。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 分かりませんでした。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分からないということは、それは4人でプレーして、ほかの人は分からないということなんだけど、その後に、やっぱり立食パーティーか何か分かんないですけども、表彰式、それがあって、そこで不特定多数の人とお話をする機会はあるわけですから、そういうときに、「ああ、教育長」って来る人たちも多かったと推察されるんですけど、そういう、その交流はあったんですか、なかったんですか。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） もう大分前の話なもんですから。でも、ほとんどなかったと思います。あと、パーティーは、回った4人で、座席がもう指定されていたので、その4人とは会話をいろいろするわけですけど、そのほかの人たちも同じ条件です。ですから、いろいろ出歩いて……。社交場とは違うわけです。そういうことで、ほかの人と全然会わなかったというのはないと思いますけど、私も賞品をもらって途中で帰ってきましたので。

○8番（飯野良治君） 賞品もらった。

○教育長（湯原正人君） もらいました。はい。

○8番（飯野良治君） さっきはもらわないと言ってたんだけど。

○教育長（湯原正人君） あれは記念品ですね。飯野議員の質問は、記念品はありましたかという質問だったんで、記念品はなかったもんですから、もらいませんでしたけど、賞品は、い

や、15位だったもんですから、15位の賞品をもらってきました。

○議長（久保谷充君） 飯野議員ね、これね、この質問事項は、阿見町倫理条例の改定についての話なので、今これね、教育長の個人攻撃みたいな形になっておりますので、違う質問をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 議長の指摘、誠にそのとおりだというふうに受け止めて、質問の趣旨を変えたいと思います。

時間ももう半分来てしまったんで、この件に関してはまとめていきたいと思うんですけども、一番最後の一番大事なところですね、そのことについて、教育長は、何だったんだっけ。教育長の遵守すべき職務に関わる倫理規定は何ですかという問いに対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、町政治倫理条例です。これを遵守して教育長の役目を果たすということを申されました。私は、これはね、ちょっと遵守規定をそのまま何か棒読みしたというだけで、気持ちがあまり感じられませんでした。

で、これね、いろいろ調べたんですけど、和歌山県の政治倫理規程には、こうあるんですね。教育長は、権限と職務の大きさを深く自覚し、県民の疑惑や不信を招くようなことがないよう、常に高い倫理感を保持するとともに、公正かつ公平な教育行政の運営に努めなければならないと。私はこうだと、具体的には思ってるんですね。これをね、言ってほしかったんですけど、非常に残念だなというふうに思います。

不祥事が起こるたびにね、行政内部による、なかなか内部で自浄するつつうのは期待できないんですね。それが今までの事案でいろいろ判明していることが度々あったんです。その都度、特別公務員による倫理規程の動きが、ある意味、改定された歴史があったんですけども、今回のこういう事案があったということは、また起こる可能性もあるわけだし、改定する考えはあるのかどうかね、これは議会でやりたいというふうに思いますんで、それを聞いて、言って、終わりにしたいと思います、第1問。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先ほど来、ずっと聞いておりまして、冒頭に私の気持ちは申し上げましたけれども、今回のこの新聞記事においてですね、飯野議員は、今回のこの事案については、どこが、どの法律に抵触するのか教えていただきたい。どこが、どの法律に抵触するのかを教えてくださいと、参考までに伺いたいと思います。

○8番（飯野良治君） これは時間は入ってるんですか。

○議長（久保谷充君） ちょっとすいません。町長。反問権なんで、今のやつ。私のほうで、今の、はい、取り上げるかどうかの話なんで、はい。

あのですね、今、町長のほうから反問権がありましたが、町長が、どの部分で抵触しているかよく分からないということなので、これを飯野良治議員に説明をしていただきたいというふうに思います。

飯野良治君。

○８番（飯野良治君） 先ほど言った、時間に入るかどうか、反問権。

○議長（久保谷充君） 入ります。

○８番（飯野良治君） 入るの。

○議長（久保谷充君） はい。

○８番（飯野良治君） それじゃあ、短くお答えします。

具体的に、一般職はゴルフをしてはいけないという禁止条項が入ってるんですけども、特別職は入ってないと。そういう抽象的な面で、今回は、指導監督する立場にある人が、そういうものに参加するということは疑惑を招くというおそれがあるんで、法的なものではないです。倫理条例というのは法じゃないですからね、町長。だから、そういう倫理観を持って、教育長の職務に遂行してもらいたいということです。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） どこに法律に触れるかっていうのを答えていただくと同時にですね、やはり、こういう質問をしてるわけですから、この法律にこんなことで抵触してますよっていうことは申し上げてくれないといけませんよね。そういうアバウトな話ではなくて。それで、抵触するんだから、じゃあ、議会のほうでもう一度考え直しましょうかっていうような話になるんじゃないでしょうか。

私これ、どこが悪いんだか分かりませんよ。だって商工会で主催しているコンペですから、業者さんいっぱいいるに決まってますもん。その中で、このね、趣旨もね、商工会の青年部でチャリティーゴルフをやったんですよ。これはもう前年も、北海道胆振東部の地震に対してのチャリティーをやったり、そういう団体だったから。私もね、誘われてました。そのときは衛生組合の議会があったので行けませんでしたけれども、本来だったら行ってたと思います。

ですから、飯野議員がおっしゃるようになりますね、これがもし抵触するおそれがあったり、それから疑惑を招くようなおそれがあるのであれば、それはちゃんとした法律にのっとって、こうだからということで議会のほうでも示していただいて、議員の皆さんと、私たちも含めて、もう一度これを練り直すのが普通じゃないでしょうか。私はそう思いますけど。

○議長（久保谷充君） ８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君） 今の町長の質問は、非常に私もね、これはちょっと問題だなというふうに思います。というのは、利害関係者という規定が明確になっている倫理、その倫理条項の

中にあって、そういう人たちと一緒にプレーをするということが、いわゆる主人公である町民の疑惑を招くおそれがあると。それは利害関係で、発注者と受注者ですから。だから、そういうところには身を置かないほうがいいんじゃないかということを私は言ってるんで、それは法律になってるわけじゃないでしょうよ、倫理だもの。うん。

議長、物知りおじさんが何か言ってるけど、ちょっとやめたほうがいいよ。ちゃんと注意したほうがいいよ、そういうの、ね。

まあ、そういうことなんです。この問題でやってると、あとの2番目のあれがあるんで。後でゆっくりこの議論はしたいというふうに思いますんで、1番目のあれは終わります。

○教育長（湯原正人君） 私も反問権使わせて下さい。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） すいません。この問題に関しては、さっきから個人攻撃ではないと言いながら、この翌日、2月14日の日に、茨城県の教育委員会に、自分の名前で、阿見町の教育長は平日に仕事もやらないでゴルフやってると。そんなことでいいのかみたいな連絡をしたわけです。ただ、県の教育委員会というのは、私たちの任命権者ではないですから。私が町長さんに指名されて、皆さんに同意を頂いているということなんで、一番私が、何ていうの、あれに関わるのは、進退に関わるのは町長さんと議員さんたちなんですね。

ですから、県の教育委員会は話は聞いたと思いますけれども、翌日、教育委員会のほうにこういう電話が飯野良治さんという方からありましたという連絡だけは頂きました。私はそのとき半信半疑でしたよね。何で飯野さんがそんなこと、ゴルフのコンペにも出てなかったのに、何で次の日に言ってきたのかなと思いました。

その後、ずっと何もなかったわけです。で、2か月ぐらい過ぎて、3月の下旬に、突然、朝日新聞社の青瀬記者から、この件について取材をしたいというようなことで申込みがありましたので、翌日10分間ぐらいだというから取材を受けました。

彼は、最初に、倫理条例に違反するということは考えませんでしたかというようなことを含めて、いろんなこと、新聞記事も載ってますけれども、いろいろ聞きました。

ただ、そのときに私が思ったのは、この青瀬という記者は、本当にかわいそうだと思います。なぜか。いやもう部屋に入ってきて10分ぐらいの取材なのに、汗びっしょりかいてる。3月の下旬ですよ。汗びっしょりかいて取材をしてたわけですよ。私はそれを見て、これは相当なプレッシャーなんだなということは感じました。そのプレッシャーがどういう訳だかは分かりません。

そこで、反問権ですけれども……。

もう一つありました。この新聞記事が出て、翌日、町民の方から2通、2本、抗議の電話が

ありました。その1本は、荒川本郷の鈴木さんという、住所まで言ったんで、調べてみましたけども、いませんでした。電話を受けた人は、これは飯野良治さんに間違いないというふうに言っていました。ただそれは分かりません。

で、中身、内容を、どういうことを言ってたと聞いたらば、まあ、言ってる内容からして、まあ、私も間違いないだろうというふうに判断しましたけれども、これは想像です。

ということで、なぜこんなに私を攻撃するのか。理解ができないんですよ。私が……。

○議長（久保谷充君） 教育長。

○教育長（湯原正人君） 反問権ね。

○議長（久保谷充君） 反問権なので、反問の内容についてお願いします。

○教育長（湯原正人君） さっきから、利害関係者あるいは、よくない人とゴルフをやるのはいけないというようなことで、私を質問したわけですけども、飯野さん自身もゴルフはやるわけですよね。それで、こういう利害関係者とか、業者とかそういう人と、議員さんとしてゴルフをやったことはありませんか。

○議長（久保谷充君） それではですね、今、教育長のほうから、飯野君が、今まで、そういう業者とやったことがあるかというふうな形なので、それについて答弁をお願いします。

○8番（飯野良治君） それにはこう答えます。ちょっと前なら覚えちゃいるが、ということです。

ほら、議長。物知りおじさんに、ちょっと注意してあげてください。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） それでは、思い出すように、大分前の話ですから。ただ、これ飯野さんが議員であったから、これが問題になるわけでして。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ちょっと時間がなくなっちゃうんで、一応これで区切りをつけます。個人的な、この前の話をなぜしなかったんですか、じゃあ、今になってして。

だから、私は、4年間、一町民としてね、議会を眺めていて、この問題が新聞沙汰になったと。で、私は、このことについて、もし議員になったときには、ぜひこれは質問しなくちゃいけないと、そういう思いを持ってました。だから、第1回の定例会の、この一般質問に、この問題を持ってきただけで、あとはね、これから、教育長、大いに今日やった論議の中で、自分では間違いないということだったら、これから出てくださいよ、大いに。出ますか。

○教育長（湯原正人君） 第23回の町民ゴルフ大会の出席については、思い出せませんか。そうですね。いや、飯野さんに関しては、私はほかにもたくさん、たくさんでもないけど、あと三、四例は、これは倫理条例違反だろうというのは思っています。いや、もちろん言いません

よ、そんな。今日はこれ1つで十分ですね。

ただ、このときには、私は、もう阿見町の議会は、もう本当にていたらくしたなというふう
に思いました。何で覚えているかというと、飯野さんの組のほかにも、議員さんが業者と回っ
てのがありました。挙げ句の果てに、町長さんまで指名業者と回ってました。これは阿見町は
どうなってんだと、議員さんはどうなってんだと。で、そのとき、議員さんとほかの議員さん
もいました。その人は、別にそういう業者と一緒に回ってませんでした。いや、お昼のとき
に、私たまたま擦れ違ったんですね。飯野さん、うれしそうに食事してましたよ。まだ思い出
せないですかね。はい。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君、最初の質問に答えてください。町民ゴルフのときに、
一緒に回ったことについてを、どうかお願いします。

○8番（飯野良治君） 記憶にございません。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） じゃあ、もう一言言わせてもらいます。

飯野さんは、自分でやっていることは棚に上げて、人を攻撃するということが非常に多いで
すね。それはやっぱり議員として慎むべきだろうというふうにもアドバイスさせていただきます
す。

○議長（久保谷充君） はい、終わり。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 残りの時間が少なくなりましたがけれども、2問目の質問に入りたいと
思います。

阿見町学校給食センターの取り組みと課題について。

新任研修で、給食センターでの研修を受けました。説明後に給食を頂きました。肉ジャガが
メインの献立で、大変おいしく、お代わりをしました。炊きたての御飯もおいしく、この状態
で子供たちのところに届くシステムに関係者の御努力を感じました。

その給食は、残食として大量に廃棄されている現実を聞きました。その対策について伺いま
す。

1、食品ロスの現状。国の食品ロスは何トンですか。年間1人当たりの食品ロス量は何キロ
ですか。阿見町の給食の食品ロスは1日量何キロですか。市町村及び特別地方公共団体が一般
廃棄物の処理に要する経費は幾らですか。阿見町の場合は処理経費は幾らですか。

2番目です。給食センターでの取り組み。学校での取り組み、特に食に関する指導はどうし
ているのですか。学校給食の食べ残し食品に対する事業はどうしていますか。命を支える食の
大切さをどう子供たちに伝えていきますか。

3, 給食センターの運営費 2 億 9,215 万 5,000 円, 77% の中の需用費, 食材購入費, 賄い材料費は 1 日当たり幾らか。また, 稼働日数は何日か。

4, 町ぐるみの食品ロス削減条例を策定する考えはありませんか。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに, 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 1 点目の, 食品ロスの現状についてであります。

1 つ目の, 国の食品ロスは何トンですかについては, 農林水産省及び環境省の推計で, 平成 29 年度は約 612 万トンとなっております。

2 つ目の, 年間 1 人当たりの食品ロス量は何キロですかについては, 1 点目と同じ平成 29 年度の推計として, 国民 1 人当たり年間約 48 キログラムとなっております。

3 つ目の, 阿見町の給食の食品ロスの日量は何キロですかについては, 日によって違いはありますが, 令和元年度の集計平均値で約 570 キログラムであります。

4 つ目の, 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は幾らですかについては, 国の統一されている統計資料がございました。

5 つ目の, 阿見町の処理経費は幾らですかについては, 運搬費と合わせて合計約 380 万 6,000 円になります。

2 点目の, 給食センターでの取り組みについてであります。

1 つ目の, 学校での取り組み, 特に食に関する指導はどのようにしているのかについては, 学校給食を生きた教材として, 栄養教諭 2 名を中心に町内小中学校を巡回して, 様々な食に関する指導を実施しております。

2 つ目の, 学校給食の食べ残し削減に対する事業はどうしていますかについては, 毎日の配食量と残食量を計量して, 適切な配食量が把握できるように記録しております。

3 つ目の, 命を支える食の大切さを子供たちにどう伝えていますかについては, 児童生徒が健康に育つための食の大切さを, 学校給食を通して伝えております。内容といたしましては, 栄養教諭を中心に, 学級活動や, 給食の時間に食事ができるまでの過程を知り, 感謝の気持ちを持って食べる指導や, 地場産物を通して地域の食料の生産, 流通, 消費について理解を深め, 地域の農産に関心を持ち, 日常の食事と関連づけて考えることができる指導を行っております。

3 点目の, 給食センターの運営費の中の需用費, 食材購入費は 1 日当たり幾らか。また稼働日数は何日かについてであります。

令和元年度の実績といたしまして, 1 日当たりの食材購入費は 102 万 309 円で, 稼働日数は 175 日であります。平成 30 年度の実績といたしましては, 1 日当たりの食材購入費は 98 万 7,839 円で, 稼働日数は 192 日であります。

4 点目の, 町ぐるみの食品ロス削減条例の策定の考えはあるのかについては, 学校給食セン

ターとしまして、給食における食品ロスを削減するための取り組みを具体的に進めたいと考えております。

町全体の条例の策定の考え方につきましては、町長から答弁いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 4点目の、食品ロス削減条例についてであります。

国では、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている状況を踏まえ、食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律を昨年10月1日から施行しております。この法律では、都道府県及び市町村は、基本方針を踏まえ、当該区域内における食品ロス削減の推進に関する食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされております。

現在、町では、広報紙やホームページで、食品ロス削減に関する啓発を行っているところですが、今後は、食品ロス削減条例ではなく、食品ロス削減推進計画の策定に向け、調査研究してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 最初の1の部分は、数字を確認してね、日本でいかに食品ロスが大きいのかという認識を、私も持ちましたし、皆さんに持っていただきたいということで、数字の確認をいたしました。

平成29年度の612万トンの食品ロスっていうのは、国連がですね、食料援助をしている量が320万トンということで、援助量の2倍というロスがあるわけですね。これを日本は6割を輸入して、612万トンも廃棄していると。これは世界から見たら非常に犯罪的な行為だと。6割。日本でできるものを作らないでやってると、こういう数字ですね。

で、食品ロスの内訳はですね、事業系が357万トン、家庭が289万トンということで、食品ロスの半分は家庭のやつですね。1人当たりの食品量は48キロということで、約50キロということです。

それと、資料がなかったと言われましたけど、地方公共団体の処理経費は約2兆円と言われてます。これは資料にあります。

それで、あと、2番目の給食センターでの取り組みについてなんですけども、食に関する指導についてはですね、一度は生産の現場を体験させていただくということが一番大切だと。実践としてね、茗溪学園の子供たちが阿見に来て、20年くらい続いている農業体験があるんですけども、これをやっぱりやることによって、子供たちが農作業の大変さを知って、こんなふうにして作物はできるのかということを学んで、それ以後の社会で生きていく上で非常に役に立つというお話も頂いています。

どうですか、阿見のほうで体験農業をしている実践例はありますか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

学校での様々な取組の中で、特に体験というような視点だけのお答えでよろしいでしょうか。はい。夏休みの体験学習ということで、中学2年生、職場体験というような、そういうカテゴリーの中ですね、朝日中では、飯野議員のところでお世話になったりとか、そういう実際の体験がございます。そのほか、いろいろな講演会ですとか、各学校においての指導は行っておりますが、体験については、そのような実態がございます。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君、あと1分ぐらいしかないのです。

○8番（飯野良治君） 食べ残しに対する事業ということで、子供たちにね、どういった形で伝えているのかっていうことを、ちょっと聞きたかったんですけども、ほかの動物たちと違ってですね、人間は頭で食物を頂いて、嫌いなものでも食べて、そして生き長らえているということなんで、食の現場の授業と、頭でね。理解をしてもらう両輪が大切だということなんで。

最後に、資料をお配りしたいんで、よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君） 飯野議員、時間なくな……。

○8番（飯野良治君） 今の資料は、FAOの大使になった中村勝宏シェフが、この間のコロナのことで、やり取りができなかったんで、都市と地域のね、タコノコを送ったら電話をいただいて、もし阿見でね、できることがあったら、行って、講演でもね、料理でも作ってやってやろうというお答えをいただきました。そのときには、ぜひですね、町長にも、このことを考慮いただいて、中村勝宏シェフに、活用をね、よろしくお願いしますという要望をして、終わりたいと思います。すいません。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで8番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時とします。

午後 0時04分休憩

午後 1時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番落合剛君の一般質問を行います。

2番落合剛君の質問を許します。登壇願います。

〔2番落合剛君登壇〕

○2番（落合剛君） 皆さん、こんにちは。

質問に入る前に、一言御挨拶をさせていただきます。

去る3月の阿見町議会議員選挙におきまして、弱冠25歳の若さで阿見町政の壇上に送り出していただきました重責を改めて認識し、私のライフワークである子育て支援や福祉の充実に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

選挙において公認を受けた私の国民民主党は、穏健保守からリベラルまでを包摂する改革中道政党という理念を掲げ、正直で偏らない現実的な政治を目指す政党でございます。中道とは、自分とは異なった考え方の存在を認め、議論の末に結論を導き出す政治手法と認識しております。この阿見町政においても、先輩議員、同僚議員の皆様はもちろんのこと、執行部とも、町民のための議論を深められればと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入ります。

町民の生活を一変させた新型コロナウイルスにおける町内の小中学校の休校についてお尋ねします。

まず、休校に対しての判断の遅延についてお尋ねいたします。

質問1、近隣自治体が早々に休校を決定している中で、阿見町では、始業式当日の4月6日に休校の通知を行いました、その通知が行われる前後で、どのようなクレームがあり、合計何件に上っておりますでしょうか。

質問2、今回の判断の遅れはどのような経緯で起こったのか、また、反対意見はなかったのか。こちらについてお尋ねいたします。

続いて、今後の対応基準についてお尋ねいたします。

今後、第2波、第3波が起こった際に、子供たちに対する対応について、再び休校の措置を取るなど何か考えているのか。また、町として休校にする基準など設けているのか。

続いて、休校による子供たちの学力格差と学力低下の対策についてお尋ねします。

質問4、子供たちの学力格差、低下を抑えるために、学習課題の配付を行っているが、今後、第2波、第3波が起こった際に、今回のような課題配付に加え、阿見町独自でオンライン授業等を行ってみてはどうか。

また、各家庭にオンラインで授業を行えるインフラの設備にどれぐらいの費用がかかるのか。

また、オンライン事業等を受けられる環境が整っていない御家庭に対して、ポケットWi-Fiやタブレット端末等のリース契約や寄附を募るなどをしてみてはどうか。

以上で1つ目の質問項目を終わりますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 落合議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の、近隣自治体が早々に休校を決定している中、阿見町は4月6日に休校通知を行ったが、クレームは合計何件に上ったかについてであります。

4月3日から6日にかけて、電話や電子メールにおいて、御意見や率直な思いが、合わせて100件程度寄せられました。

2点目の、休校通知の遅れはどのような経緯で起こり、反対意見等はなかったのかについてであります。

阿見町としては、茨城県の方針に基づき、町の4月3日の第12回対策本部会議にて、1学期開始を4月6日と決定しました。その後、4月6日の朝に出された県の方針の内容が変わったことから、同会議にて休校を決めました。

3点目の、今後、第2波、第3波が起こり、再び休校の措置を取ったり、休校にする基準などは設けているかについてであります。

休校措置に関する基準は設けていませんが、県と連携を強化し、県の要請、判断に基づき、町内や近隣の市町村の状況を見ながら、町教育委員会で検討後、町の対策会議にて総合的に判断してまいります。

4点目の、今後、第2波、第3波が起こった際、オンライン授業を行ったり、ポケットWi-Fiやタブレット端末のリースや寄附を募る考えはあるか。また、オンライン授業を行えるインフラ設備にどのくらい費用がかかるかについてであります。

オンライン授業については、町立小中学校の児童生徒が持つ教科書に沿った授業動画が県教育委員会のウェブサイトで公開されていますので、視聴の推奨、希望する家庭へのタブレット端末と動画データの貸出を今後も行っていきたいと考えております。

Wi-Fiリースに関しましては、その費用について検討を進めてまいります。

また、オンライン授業を行えるインフラ設備については、段階的に整備を進めていく予定です。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1点目の再質問なのですが、結構100件に上ると、かなり多い印象を受けましたが、そちらの御意見というものが、応援する連絡なのか、はたまたクレームになるものなのか、その100件の連絡の内訳の答弁を求めます。

宝物である御自身の子供の生命の安心安全のために保護者の方が起こした行動と理解しますが、こちらに関しては、町長含めどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

おおむね100件のお電話とメールということで、教育委員会のほうにいろんな問合せがございました。そのおおむねの内容としては、やはり苦情のほうの内容がほぼほぼ9割以上あったということを記憶してございます。

特にですね、中身でいきますと、近隣自治体との関係を指摘した内容が一つございました。それと、学校が再開してですね、児童生徒がもしコロナに感染した場合には誰が責任を取るのかと、そういうふうな主張、御指摘がほぼほぼ多うございました。中には、かなり強い口調でのやり取りは、私も何件かお話をさせていただきましたが、やはり御自分の主張をずっと語られて、なかなか取り入る隙がないというような状況は、この数日間の中にはあったように記憶してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） ありがとうございます。かなり多かったというところで、はい。

それでは、2点目のほうの再質問をさせていただきます。

今回、県の方針決定ということで、周辺自治体が、先ほどお話ししてたとおり、早々と休校の決定をしている中で、やはり周辺自治体よりも遅れて、阿見町の判断が遅れたことの説明には多分なっていないのかなと思うんですけれども、その点についての答弁を求めます。

やはり子供たちの命の安全安心と学力というところで、どちらのほうが重いのかという。そちらが納得できるような説明責任をお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

教育長の答弁にもありましたように、阿見町としましては、このコロナ感染が発症した状況からですね、県との連携を密にしまして、県の方針を基本として、庁内の対策会議の中で町の方針を決定した経緯がございます。

そういったことで、この答弁にもありましたように、4月の6日まで、県としても再開をするという方針でありました。そういった状況がありましたので、私ども阿見町としましては、どこまでも県の方針、判断に沿って、6日の再開ということを目指してまいったわけでございます。ただ、その県の方針がありながら、沿線の中で、いち早く休校措置を決めたという状況は事実でございます。阿見町としましては、どこまでも県の方針に沿って準備を進めてきたということで、遅延というふうな考え方ではないというふうに判断してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 2 番落合剛君。

○2 番（落合剛君） 今回は県の方針に従ったというところで、遅れたということではないというところでよろしいです……。判断で、そういった判断で皆さんはよろしいということですね。はい、分かりました。

それでは、3 点目のほうの再質問をさせていただきます。

近隣の市町村、休校に対する措置だったりとかってということに対してはですね、近隣の市町村の状況を見ながらといいますと、今回の判断した県の判断とかとっていうのとは、少しちょっと矛盾しているのではないかと。

また、県や市の、周辺の市町村の状況を追従するだけではなく、この阿見町独自の基準で、子供たちの安心安全を守り抜くことが大事なのではないかと、その守り抜く姿勢に欠けているのではないかというのを、厳しい町民の声を届けなくてはなりません。また、こちらの明確な判断基準等を準備しておかないと、町民の皆様と、町長であつたり、行政の考え方の乖離によって、住民の方がまた不安感、そういったものを増幅させてしまうのではないかと思いますので、どうかそちらの基準をお示しいただきはしませんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

昨日の答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、各保護者、それから議員の皆様方にも、学校を再開に向けた新型コロナウイルス感染症への対応ということで、県の方針、文科省の方針を受けて、阿見町としてマニュアルを作成いたしましたので、それに基づいて、今後に対応してまいりたいと考えております。

○議長（久保谷充君） 2 番落合剛君。

○2 番（落合剛君） ありがとうございます。

今回の1 回の件で既に前例があるので、今後、第2 波とか第3 波が起こった際にですね、ほかの自治体等に後れを取らないように準備をしていただきまして、後手後手の対応にならないようにしなければならないと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） すいません、ちょっと今、聞き取れなかったもので、もう一度、すいませんがお願いできればと思います。大変失礼しました。

○2 番（落合剛君） ぜひ……。質問……。質問してないです。すいません、質問してないです。はい。じゃ、すいません、仕切り直しを。

○議長（久保谷充君） 次は。

○2 番（落合剛君） はい。

○議長（久保谷充君） 2 番落合剛君。

○2 番（落合剛君） 再質問に対する答弁ありがとうございます。今回、ぜひ町民のために、今お話ししたことを前向きに取り組んでいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、2 つ目の質問項目である新型コロナウイルス対策についてお尋ねいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス対策の現状についてお尋ねいたします。

質問 1，阿見町独自で現在行っている施策についてお尋ねいたします。どうぞ、ので、説明をお願いいたします。続いて、現在行っている施策における課題について、お尋ねいたします。

質問 2，現在実施している施策で十分ではない施策等で、今後、改善が必要なものはないのか。続いて、ほかの自治体における先進事例についてお尋ねします。

質問 3，近隣の自治体の先進事例を阿見町で取り入れる施策など、予定はないのでしょうか。続いて、障害者や子供たちの社会的弱者への対応についてお尋ねいたします。

質問 4，すいません、質問 3 でしたね。タクシーや運転代行業者とのデリバリーの事業の共同体について、もしそういったことがあるのであれば、お答えしていただきたいと思います。

すいません、4 点目がこちらですね、すいません、障害者の家庭、保護者、施設、団体等から、新型コロナウイルスに対する要望などは来ているのか。また、そういった方々に対して手厚い支援などを行うべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上で 2 つ目の質問を終わりますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 落合議員の、新型コロナウイルス対策についての質問にお答えいたします。

1 点目の町独自の施策で改善が必要なもの及び 2 点目の先進事例を取り入れる予定につきましては、関連しておりますので一括してお答えします。

町独自の施策としましては、感染症予防対策として、町の備蓄マスクや多くの方々から御寄贈をいただいたマスクを、小中学生や妊娠中の方、御自宅にお住まいの介護サービスを利用していない 75 歳以上の方、町内の診療所、介護事業所、障害者支援事業所、保育施設等に配布をさせていただきました。現在も各方面からマスクや消毒液等、温かい御支援をいただいております。霞ヶ浦高校及び附属中学校の生徒さんからもすばらしい手作りマスクを頂きました。この場をお借りして、皆様からのお心遣いに深く感謝を申し上げます。

また、町内の大学等に在籍し、一人暮らしをしている学生及び現在休止している給食サービスを利用している一人暮らしの高齢者に対し、パック御飯を配付いたしました。

地方創生臨時交付金については、今定例会の補正予算にて対応させていただきます。

現在、近隣自治体におきましても、地域の実情に応じ、様々な対策や事業に取り組んでおり、当町といたしましても、引き続き、町民の皆様にとって必要な政策をスピード感を持って実施してまいります。

3点目の、タクシーや運転代行事業者とのデリバリー事業共同体についてであります。

町では、あみ観光協会が主体となり、町商工会の協力により、「#阿見エールめし」を4月24日より実施し、テークアウトやデリバリーメニューを扱う町内の飲食店等を紹介する応援事業を実施しております。

また、「#阿見エールめし」の追加措置として、今回の地方創生臨時交付金を活用した宅配食デリバリー事業について、町商工会を通じて関係事業者と調整いたしましたが、実施には至っておりません。

4点目の、社会的弱者の方々への手厚い支援についてであります。

障害をお持ちの御本人や御家族、団体からの相談はありませんでしたが、町内の障害者支援事業所からは消毒液やマスクの不足について相談がありました。このことについて電話等で聞き取りを行い、県からの消毒液を1事業所、マスクを7事業所に配付したほか、町から23事業所に合計3,000枚を配付いたしました。

社会的弱者と言われる方のうち、障害をお持ちの方への支援としては、従来から福祉サービス等の案内をさせていただいております。

そのほか、精神障害者の受給者証の更新手続については、国の要件緩和に基づき、認定期間を延長できる旨を案内しております。また、来庁いただき添付書類の確認等をすべきところを、郵送受付を取り入れ、外出機会を減らすことができるよう対処いたしました。

今後も工夫を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1点目、2点目の質問に対する再質問ですが、ぜひ、ほかの自治体等で行っている先進事例等で、阿見町民の福祉向上につながるものは、ぜひ積極的に採用していただきたいと考えております。

昨日、永井議員がお話ししていた土浦市の6月、7月の給食費の無償化でしたり、守谷市のほうでは水道料金の基本料金を半年免除していたり。似たようなのが、今、阿見町では今後行われる御予定ですが、龍ヶ崎市ではひとり親家庭に3万円の給付金を給付するという事例がご

ざいます。

財源の問題等ございますが、今は平常時ではなく非常時だと思っております。こちらは町債を起こしてでも、返済してでも、町民の生活を支援する必要があると考えておりますが、そのらのことに対しては、町長の考えをお聞かせください。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 臨時交付金につきましてはですね、各課から、先日もお話ししたとおり、いろいろなアイデアが出されました。これまでのずっと継続している事業、それから新たにやる事業、こういうことで、先ほど言われてた各市町村でも、それぞれの思いがあります。当町にもあります。そういった思いの中でできたこと、できなかったことも含めてですね、積み上げたものが今回提示させていただいたものなんです。

ですから、これからですね、一般質問等でも、昨日もございましたけれども、中には、これやってみたいというものもございました。しかしながら、財源にも限界がございますので、2次補正というときに、もう一度考えてみたいというふうに思っております。

ただし、ほかがやっているから町でもいいということではありませんので、その辺のところは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） ありがとうございます。

○議長（久保谷充君） 公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） 財源の話もありましたので、ちょっとお話しさせていただきますと、今、落合議員、借金をしてでも事業すべきではないかということでお話がありましたけれども、地方公共団体は、地方財政法第5条の規定により、地方債を財源にできる事業が、公共公用の施設の建設、それから事業用地の購入などに限定されております。ですので、国のように財源不足を補う赤字国債のような起債をすることはできないことになっています。

それで、今回の新型コロナ対策事業の財源については、今、町長からもありましたが、まず国からの交付金、これを活用することが前提になります。その上で、臨時交付金の交付限度額以上に事業費を必要とする場合には、今後の税収の見通しや財政調整基金の取崩しの可否を含めて、中長期的な財政見通しを勘案して判断してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） ありがとうございます。ぜひ、そちらも加味した上で、前向きに考えていただければと思います。

再質問に対する答弁ありがとうございました。

最後に、行政は言われたことだけに対応していけばいいのではなく、特に社会的弱者の方へは、潜在的な課題を行政から把握しに行く、いわゆるマーケティング目線が令和の時代の行政には必要と考えております。私も全力で障害者や子供たちなどの社会的弱者の声を届けてまいりますので、ぜひ行政の皆様も一緒に頑張っていきたいと申し上げまして、こちらで私の一般質問を終了いたします。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで2番落合剛君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時35分といたします。

午後 1時26分休憩

午後 1時35分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔16番柴原成一君登壇〕

○16番（柴原成一君） 阿見町の上水道施設整備計画について質問をいたします。

今週1日から7日までの間が水道週間となっております。1日の新聞にありました。

議員にはいろいろな要望が参ります。私は、最初、議員になって受けた要望の一つは上水道の整備でした。早く水道を引いてくれ。それで、担当課を訪問し、いつ頃になるよという結果を住民の方に説明いたしました。説明しましたら、それほど長くかかるのか。もう生きてないよという年配の方の発言もありました。

1日の茨城新聞に、平成31年3月31日現在の県内の水道普及率が掲載されておりました。通告書には、ちょっと古いんで、1日の茨城新聞の結果についてお話しします。県平均普及率は94.7%、阿見町は86.1%とありました。美浦村でさえ95.6%。で、阿見町は、茨城県で下から4番目です。

最初の質問です。今後、どのような計画を持って水道を普及させていきますか。

2つ目、今年3月作成の「阿見町 人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」第2期総合戦略において、インフラの戦略的な維持管理、更新等の推進とありますが、具体的にはどういうことを言ってるのでしょうか。

3つ目、平成23年に作成された上水道敷設全体計画と今の計画の変更箇所はどこでしょうか。

4つ目、各行政区から敷設要望があると思うのですが、何行政区からの要望がありますか。

5つ目、公営企業会計を取り入れています。農村部、いわゆる市街化調整区域は一戸一戸が離れていますが、敷設についてどのように考えていますか。

6 丁目、今後の配水計画について説明をお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 柴原議員の、阿見町の上水道施設整備計画について、質問にお答えいたします。

1 点目の、今後の普及計画についてであります。

町の水道普及率は、平成30年3月末時点において85.9%です。同時期の全国の水道普及率98%、県の水道普及率94.6%に比べると、御指摘のとおり、低位な水準にあります。そのため、新たに水道を利用する家庭に加入分担金の一部軽減を行うことや、給水装置を新設するための工事費の一部貸付制度を実施するとともに、加入促進のダイレクトメールの送付、ホームページや広報紙による周知活動を行っております。

また、併せて、未整備地区について、年次計画に基づき配水管の整備を進め、水道の普及促進に努めてまいります。

2 点目の第2期総合戦略におけるインフラの戦略的な維持管理・更新等の推進についてであります。

配水施設事業の維持管理・更新につきましては、故障が発生してから修繕・復旧を行う事後保全型ではなく、事前に予測して予防する予防保全型が基本となっております。そのため、予防保全型による維持管理を行うに当たり、施設の耐用年数や定期点検及び日常点検による状態の把握、管路につきましては漏水頻度等を考慮した更新計画を策定し、既存施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減や管理経費の平準化を図り事業を推進していくものです。

3 点目の、平成23年に作成された上水道の敷設全体計画と今の計画の変更箇所についてであります。

現在の水道施設整備基本計画では、当初、開発による企業立地等の水利用の増加や、未普及地区の解消のため配水管新設事業を主体とした事業を進めてまいりました。しかし、将来人口の推移等による水需要の動向や、施設の耐用年数の経過で更新が必要な管路が増加することから、事業計画の見直しが必要となり、現在その計画の変更作業を進めているところであります。

その具体的な変更点といたしましては、追原及び上郷配水場、福田浄水場の設備更新時期の見直し、また、都市計画道路寺子・飯倉線の整備を踏まえた配水整備路線の見直し、さらに、老朽管更新路線の設定見直しを行っております。それらに伴い、配水管新設事業期間を令和6年度から令和10年度に延長し、水道施設整備基本計画の全体計画期間の目標年度を令和7年度から令和16年度へ9年間の延長とする予定です。

4点目の、各行政区からの敷設要望についてであります。

現在、三区上、三区下、飯倉二区、福田の4地区から要望が出ております。

5点目の、農村部における敷設についてであります。

町では、第6次総合計画の安全安心のまちづくりにおいて、潤いのある生活環境づくりを目指しております。そのため、水道事業の公益性を考え、可能な限り住民が等しく水道による給水サービスを受けられるよう、水道事業計画では給水区域を阿見町全域としております。

以上です。

○議長（久保谷充君） ちょっと、6点目。

○町長（千葉繁君） すいません。失礼しました。

6点目の、今後の配水計画について説明を願いますについてであります。

今年度より、三区上、三区下、飯倉二区、上小池、福田の5地区につきましては、本管整備と併せ、地区内の枝線整備を行ってまいります。また、その他の農村部につきましても、年次計画や給水要望調査等により、需要がある箇所から順次整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ありがとうございます。

加入促進の最初の質問で、答弁で、加入促進のためのダイレクトメールの送付、ホームページや広報紙により周知活動を行っておりますとの答弁ですけれども、それはそれでいいと思うんですけども、井戸水の危険性を住民の方が理解しているかどうか。危険性を住民の方に広報したほうが普及率は上がるんじゃないかというふうに思います。

その1日の新聞にもありましたけど、県の30年度の報告によりますと、井戸水の水質検査では、37%が一般細菌や、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の値が不適合となるなど、飲用に適さないという結果が出ているそうです。今は飲用に適していても、いつ不適合になるか分かりません。

この硝酸態窒素っていうのは、農薬や肥料成分が地中にどんどんどんどんしみ込んで、いわゆる年間1メートルぐらいいはしみ込んでいくんじゃないかと思います。農薬肥料、化学肥料を使ってもう50年ぐらいたちますから、もう50メートル下まで、そういうものは蓄積しているというふうに思います。この硝酸態窒素や亜硝酸態窒素を乳児が飲むと、命の危険まであるそうです。

井戸水の危険性を、もっと広報しても、PRしてもいいんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

井戸水の広報について、私のほうから説明させていただきます。

まず、阿見町では、今現在ですね、上水道の未整備地区の行政区にですね、各行政区から2世帯ずつ選定させていただいて、毎年、飲用井戸の水質検査を実施させていただいております。ちなみに、令和元年度、昨年度は29行政区、55世帯で実施となりました。

この実施した結果につきましては、この検査をさせていただいた世帯に通知をしており、不適合となった項目がある場合には、保健所に相談するようにお勧めしております。

今後はですね、この井戸水に関する広報につきましては、ホームページ等で定期的な水質検査を実施することなどを、飲用井戸の安全確保について周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 各行政区2世帯を抽出して検査をしてるということですね。その結果は毎年上がってるかと思うんですが、どういう結果になってますかね。

○議長（久保谷充君） 生活環境課長小笠原浩二君。

○生活環境課長（小笠原浩二君） はい、それではお答えいたします。

こちらのほう、令和元年度に検査した結果なんですが、一番多かったものが一般細菌で、55件中6件になっております。そのほかに、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、そのほかに色素っていうのが55件中3件ありました。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ありがとうございます。

当然、検査結果を伝えられた家庭では、井戸水は飲んでないと推定しますけれども。

それでですね、危ない、危険、今から不適合になるかもしれない。で、思いついたんですけど、現在カスミストアでは、水はただで配布してるんですね。で、今、移動販売車が町で、今度から2台動かすということですけど、水道の普及してない行政区を回る移動販売車で、町の水を売るということはできないものかというような、ひらめいたんです。これについて、いかがでしょうか。できますでしょうかね。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

水道法で定められている水道事業とは、一般事業に応じて水道により水を供給する事業と言います。そして、水道とは、導管及びその他工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体を言いますので、水道以外の手段である車両やタンク等によって、水を直接、需要者に供給したり、瓶詰め等の水を供給したりするのは、水道事業ではないということにな

ります。

したがって、未普及地区への、そのような形での水道水販売は、水道事業ではないということに一応なっております。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 水道事業ではないということですので、何かほかの方法はないかなというふうに思います。何か考えていただきたいと思います。

次にですね、年次計画に基づき、配水管の整備を進めておりますけども、現在は第何次計画になっておりますか。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

水道施設整備基本計画の中で、進捗状況の確認のため、1期5年を一くくりとして計画しております。今年度からは第4期計画、令和2年から令和6年に入っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 答弁の中で、既存施設の長寿命化を図るっていう答弁がありましたけれども、そうすると、新しい配水管整備が遅れるということにはなりませんか。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

水道施設整備基本計画において、限られた財源の中で、水道施設の更新と配水管の新設事業の配分バランスは経営上難しい問題であります。これまでの事業計画では、耐用年数を超えた管路がないことから、水道管更新により配水管新設事業を重点的に行う計画でありました。しかし、緊急な維持修繕工事がありますと、新設事業費の流用による調整となり、計画どおりの未整備地区の整備が進まない状況にありました。

そのため、今回の水道施設整備基本計画では、具体的な管路の更新計画を盛り込み、予防保全型による維持管理費の縮減や平準化を図り、現状に即した事業にしていきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 先ほどの答弁であった予防保全型っていうことで、壊れてから直すのではなくて前もって直すという、つくっておくというのが予防保全型っていうことなんでしょう。それと新設の配水管の埋設とバランスよくやっていくということなんでしょう。

それはしょうがないですね。農村部までいって、農村部は市街化調整区域っていうのは、市街化を抑制する地域ですから、しょうがないのかなと思います。人口の張りついてる市街化区

域ですと、収支もいいわけですから、それはそれで仕方ないかとは思いますが、何しろ命の危険に絡むことですので、早急に整備のほうを進めていただきたいと思います。

それから、答弁の中で、配水管新設事業期間を、令和6年から令和10年に延長。で、整備基本計画の全体計画期間の目標年度を、令和7年から令和16年度へ9年間の延長との答弁がありましたけど、意味がよく分かりません。もう一回ちょっと、具体的にどういうことなのか、お願いいたします。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

水道施設整備基本計画は、計画期間を10年から15年程度の中長期計画としておりまして、配水管路新設事業、配水管布設替え事業、そして浄水施設等の施設維持管理事業の3つの事業について事業計画を策定しております。配水管新設事業の期間を令和6年から令和10年度に延長とは、配水管新設事業がおおむね完了する期間について、令和10年度まで延長するということです。

また、水道施設整備基本計画の全体計画の期間の目標年度を、令和7年度から令和16年度へ9年間延長につきましては、水道施設整備基本計画の期間を令和2年度から15年間の計画とするために、令和16年度を今計画の最終年度ということにしたものであります。

今後につきましては、将来の人口減や節水意識の向上等に伴う水需要の減少や、工事費の高騰、さらに他事業との関連等による社会情勢の変化に合わせ、おおむね5年を目安に計画を見直していく予定であります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） そうしますと、今の答弁ですと、配水管新設事業は、令和10年度には全部配水管布設ができるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君） 村松産業建設部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、そのとおりです。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 8年後には町全体に水道が引かれるという理解をいたしました。計画どおりっていただきたいと思います。

それから、4地区からの要望があったという答弁ですけど、私の聞いている限り、最初言った「水道引いてよ」ってやつは、その4地区に含まれてないんですね。で、昨日もちょっとある行政区、通算区長を四、五年やった方と聞いたら、「水道入ってる」って「入ってない」、
「要望してる」と「してない」、
「水道欲しくないの」「いやあ、欲しいですね」というのは、

要望を出しとかなきゃいけないんだということを各区長さんが知らないんじゃないかと思うんですよ。

これはちょっと、最初の質問からそれますけど、各区長さん方の区長の役割として、区からの要望はどんどん上げてくださいよという、何つうんですか、お知らせをしないと、何も、じっとしてて、やってくれるわけないんで、その要望を出してくださいということを区長さん方にPRしていただきたいんですが、ちょっと通告してないんで、答えられればお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 上下水道課長井上稔君。

○上下水道課長（井上稔君） はい、お答えいたします。

確かに、うちのほうから、水が必要であれば区のほうでまとめて要望を出してくださいっていうPRはしてません。

うちのほうは、今、答弁にありましたとおり、事業計画、年次計画をつくりまして、一応整備計画というのは順次、阿見町全部に行くように計画をしております。その中で、どうしても井戸が枯れてきたとか、水質が悪いとか、そういう要望があったときには、区のほうでまとめていただければということでお話をさせていただいてますので、基本的にうちのほうから阿見町全部の農村部に対して、要望くださいっていう形ではなくて、あくまでもうちの計画で進めていく中で要望を聞くという形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ありがとうございます。

私が聞いていく上で、ほかにも水道を引いてほしいっていう行政区があります。実際あるんで、しっかりとその取りこぼしなく整備を進めていただきたくお願いいたします。

井戸水は危険です。早急に整備をお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（久保谷充君） これで16番柴原成一君の質問を終わります。

先ほど、教育長湯原正人君から、本日の飯野良治君の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、発言の取消しの申出がありました。

内容は、飯野良治議員の一般質問における反問権の中で、個人情報に触れる内容の発言がありましたので、その部分を取り消したいというものであります。

お諮りいたします。

ただいまの教育長湯原正人君からの申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

教育長湯原正人君からの発言の取消しの申出を許可することに賛成の諸君は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、教育長湯原正人君からの発言の取消しの申出は許可することに決定いたしました。

休会の件

○議長（久保谷充君） 次に日程第2，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月5日から6月15日までを休会に致したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後 2時01分散会

第 4 号

[6 月 16 日]

令和2年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和2年6月16日（第4日）

○出席議員

1 番	久保谷	充	君
2 番	落 合	剛	君
3 番	栗 田	敏 昌	君
4 番	石 引	大 介	君
5 番	高 野	好 央	君
6 番	樋 口	達 哉	君
7 番	栗 原	宜 行	君
8 番	飯 野	良 治	君
9 番	野 口	雅 弘	君
10 番	永 井	義 一	君
11 番	海 野	隆	君
12 番	平 岡	博	君
13 番	川 畑	秀 慈	君
14 番	難 波	千香子	君
15 番	紙 井	和 美	君
16 番	柴 原	成 一	君
17 番	久保谷	実	君
18 番	吉 田	憲 市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉	繁	君
副 町	長	坪 田	匡 弘	君
教 育	長	湯 原	正 人	君
町 長 公 室	長	小 口	勝 美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
生活環境課長	小笠原浩二君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	野口重吉君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和２年第２回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和２年６月１６日 午前１０時開議

- | | | |
|--------|----------------------------------|---|
| 日程第１ | 議案第４７号 | 阿見町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第２ | 議案第４８号 | 令和２年度阿見町一般会計補正予算（第３号） |
| | 議案第４９号 | 令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| | 議案第５０号 | 令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| | 議案第５１号 | 令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） |
| | 議案第５２号 | 令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について |
| | 議案第５３号 | 令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について |
| 日程第３ | 議案第５４号 | 霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約について |
| 日程第４ | 議案第５５号 | 竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について |
| 日程第５ | 議案第５６号 | 舟島小学校設備改修工事請負契約について |
| 日程第６ | 議案第５７号 | 財産の取得について（消防団第４分団消防ポンプ自動車購入） |
| 日程第７ | 議案第５８号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第８ | 議案第５９号 | あっせんの申立てについて |
| 日程第９ | 請願第１号 | 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願 |
| 追加日程第１ | 意見書案第１号 | 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
（案） |
| 日程第１０ | 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について | |

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第４７号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 初めに、日程第１，議案第47号，阿見町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、去る６月２日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました但、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） 皆様、おはようございます。それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経緯と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和２年６月５日、午前10時0分に開会し、午前11時23分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ20名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は4名でした。

議案第47号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、生活保護者の申請で証明を減免する理由はとの質疑に対し、手数料については従来どおり減免となっていますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第47号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決することに決しました。

議案第48号	令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第49号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第50号	令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第51号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第52号	令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第53号	令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、議案第48号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第49号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第50号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第53号、令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上6件を一括議題といたします。

本案6件については、去る6月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。が、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第48号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、財政管理費備品購入費の103万1,000円の内容について質疑があり、備品で、カウンターに設置するアクリルL判、幅90センチ、1個1万2,000円を41枚、M判、幅60センチ、1個1万1,500円を17枚に消費税、非接触型の体温計1個1万6,800円、ハンディ

一サーマルカメラ 1 個21万7,800円ですとの答弁がありました。

次に、防災管理費の備品購入費の内容についての質疑があり、新型コロナウイルス感染対策に基づく国の地方創生臨時交付金を活用した避難所の生活環境改善事業としての消耗品及び備品で2人用屋内テント、7,500円が150個で123万7,500円、非接触型体温計 1 万2,000円が5個で6万6,000円、合計、切り上げて130万4,000円ですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第48号、阿見町一般会計補正予算（第3号）について、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年6月5日、午後1時59分に開会し、午後3時6分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ18名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は4名でした。

議案第48号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち、民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、生活環境づくり支援事業の委託料について質疑があり、移動販売車を1台新たに増車する費用との答弁がありました。次に、高齢者福祉事務費の内容について質疑があり、75歳以上の高齢者1,800人に対して、プレミアム付商品券を配布する事業との答弁でした。

次に、プレミアム付商品券を現金給付にする考えについて質疑があり、現金支給の予定はありませんとの答弁がありました。

次に、学校施設整備事業工事請負費の増額理由について質疑があり、阿見中学校で暴風雨による公園や造園の破損、倒壊があり、その補修工事と同校の段差改修のバリアフリー工事ですとの答弁がありました。

その他質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち、民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結

し、採決に入り、議案第49号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第51号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、産業建設常任委員会委員長、平岡博君登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） こんにちは。それでは、命により、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果と経過について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年6月8日、午前9時59分に開会し、午前10時42分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず初めに、議案第48号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、商工振興事業のプレミアム付商品券委託料、負担金等の内容について質疑があり、委託料については事務費として地方創生臨時交付金事業の854万8,000円が計上されており、全額町からの委託業務となるため、商工会及び各店舗の事務費は生じません。負担金については商品券のプレミアム分で、一般販売2億円に対し30%で6,000万円、高齢者に配布する1,800万円の30%で540万円、児童扶養手当受給者に配布する480万円に対しての30%で144万円、合計6,684万円です。補助金の減額については、当初予算で阿見町商工会にプレミアム商品券の補助金として計上していた1,000万円の減額と、自治金融の利子補給93万2,000円の増額を相殺して906万8,000円の減額となっていますとの答弁がありました。

次に、農地費の下水道事業会計繰出金（農業集落排水）減額の内訳と農業集落排水の現状と今後の考え方についての質疑があり、341万7,000円の減額については人件費の減です。農業集落排水の今後の考え方については下水道という大きなくくりで、公共下水道、農業集落排水と

そこを含めての広域化、共同化について検討しています。農業集落排水については、県の指導の下、公共下水道への統合もしくは近隣市町村との広域化など最善の方法を検討しているところですのでとの答弁がありました。

次に、公園維持管理費の植栽管理委託の600万円について、植栽管理の現状、委託業者は何社あるのかとの質疑があり、南平台の植栽管理委託をシルバー人材センターに委託予定していたが、新型コロナウイルスの関係で今年度は業務を実施することが厳しくなっていたが、民間業者のほうに切り替えることに伴って計上しています。発注者は、町内業者が9社と町外業者が2社の合計11社ですとの答弁がありました。

次に、あみコミュニケーションセンター運営事業の増額と現状の状況についての質疑があり、増額については人件費単価の増額によるものです。アウトレットの休業に伴い、5月25日の再開までのおおむね3週間は役場商工観光課の業務を支援する等でテレワーク等を活用しながら勤務していましたとの答弁がありました。

次に、観光振興事業の町内産米使用振舞酒作成業務委託料の内容について質疑があり、委託料330万円については、阿見町産の食料米を使った振舞酒4合瓶1,800本を作製します。これを商工会会員の約70の飲食店に各2ケースを無料配付し、振る舞いをしながら地域の振興に役立てていただくものです。その他は、いろいろな関係者にPRのために配付します。販売の予定はなく、集客の要素や地域ブランドの酒としてPRしていただくことをメインに考えています。ただ酒を造るのではなく、農業と商工の連携を取りながら地域に根づいた特産品づくりを、今回の交付金を活用して日本酒づくりをするものですとの答弁がありました。

次に、町観光協会補助金の内容についての質疑があり、補助金356万2,000円については、エール飯事業への補助で、新型コロナの影響で低迷をしている店舗を支援するとの目的で、1店舗当たり5万円の70店舗を想定して計上しています。なお、好評で43店舗まで進んでいますとの答弁がありました。

次に、都市計画道路寺子・飯倉線事業の建築土木工事費4,250万円の内容について質疑があり、国の交付金が今年度2億3,984万円と、昨年度の事業ベース8,755万8,000円に比べ、約1億5,000万円の大幅な増額配分を受けたことにより、工事についても来年度以降のものを前倒しするような見直しをかけ、約100メートル分の整備を考えていますとの答弁がありました。

次に、同事業の土地購入費5,174万円の内容について質疑があり、約4,600平方メートルの用地買収を今年度追加で計上したもので、今年度計画どおりの買収が進むと、今年度ではほぼ買収が完了する予定です。土地購入費の全体費用として約2億6,000万円で、令和6年の供用開始を目途に事業を進めていますとの答弁がありました。

次に、道路橋梁維持補修事業の工事請負費4,490万円の減額の内容について質疑があり、令

和元年度末に国の緊急補正予算によって町への交付金の配分が決定したため、急遽、令和２年度に予定をしていた事業を令和元年度に前倒しし、令和元年度の補正予算に計上していたため減額しました。内容としては、交通安全プログラムと未就学児の移動経路における安全対策で合同一斉点検をした結果、20か所の交差点に安全対策が必要になりました。そのうち16か所は県道なので県のほうにお願いして、町の管理の14か所、そのうち2か所は令和元年度の予算で対応して、残りの12か所も今年度全て安全対策を実施しますとの答弁がありました。

次に、都市排水路管理費の調査委託料の内容について質疑があり、地下に埋設されている雨水排水管を調査する委託料で、中郷東地内の埋設管が損傷している可能性が発覚したため、調査費用を計上していますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第48号、令和２年度阿見町一般会計補正予算（第３号）うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第52号、令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第52号、令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第53号、令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第53号、令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号から議案第53号までの7件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第53号までの6

件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第54号 霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、議案第54号、霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月2日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続き、議案第54号、霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、工事概要書の工事内容で、管理棟改修、工場棟改修、煙突棟改修は、それぞれどのような工事をするのかという質疑に対して、屋上防水工事は高圧洗浄した後に塩化ビニール系シートを設置、また、外壁改修工事は高圧洗浄の後、クラック修正、ペンキの上塗りになりますとの答弁がありました。

次に、高圧洗浄後、想定以上にクラックが見つかった場合、補正の増額はあるのかという質疑に対し、今回は高い場所があり、足場をかけないと確認できない場所があるため、変更が生じるようであれば、また皆さんに集まっていただいて議会で審査していただくようなこともあるかと思いますとの答弁がありました。

次に、今回の管理棟、工場棟、煙突棟、電気設備棟の予算金額はどのくらい見積もっているのかとの質疑があり、予算額は3億1,718万5,000円との答弁がありました。

次に、今回の改修工事で耐用年数はどれくらい延びるのかという質疑に、防水及び塗装の耐用年数は15年が目安になりますとの答弁がありました。

次に、今回建物の改修に当たり、中にある焼却炉も今後改修が必要になり、どちらかが使えなくなると改修が無駄になるのではないかという質疑に、焼却炉も毎年計画的に修繕されており、今後15年から20年使えるため、少しずつ改修していくとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第54号、霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

委員会の決定に対し、各議員の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） 議案第54号、霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負について、反対討論をいたします。

6月2日の議案提案のとき、私は質疑を行いました。ここで明らかになったことは、1者入札・1者応募に関わる是非の点であります。執行部から、1者でも競争入札は成立する、根拠は国の事例集を手本として実施しているというお答えがありました。しかし、国の税金の使い方を監視する会計検査院が次のような見解を述べています。会計検査院における1者入札・1者応募に関わる改善方策についてであります。読み上げます。

1者入札・1者応募となった契約の原因分析及びその改善方法として報告がされています。

1者入札・1者応募となった契約は、その原因が必ずしも明確ではないものや業者側の要因によると考えられるものもありますが、発注者からの原因分析を行い、その原因として考えられるものとその改善方策を次のとおりまとめました。

1、業務内容が明確でなかったり高度であったりしていることなどにより参加者が限定されていると考えられるもの。この中の①ですね、発注仕様書の策定。発注仕様書の策定に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容や業務量の必要な情報を具体的に記載すること。2番、業務内容の見直し。業務内容を精査し、経済性を考慮した上で、場合によっては高度な業務とそれ以外を分割発注するなどの方策を検討し発注すること。

2番、業務開始までの準備期間が十分確保されていないと考えられるもの。専門的な業務従事者の確保などが必要な業務については、その準備期間を十分確保することが可能となるよう、入札公告、入札日等の設定を行うこと。

（3）契約実績などの参加資格要件を結果として高く設定していたと考えられるもの。参加資格要件の設定に当たっては、業務内容を勘案し、過度の制約とならないよう最小限のものとなるよう留意すること。

以下ありますけども、私は1者による競争入札はどんな理由をつけても価格の高どまりになる可能性が高い。地方財政学を基本とする自治体は非営利、公益的に公権力を行使する立場から、最小限の経費で最大限の効果を上げなければなりません。

この原則に反する名前だけの競争入札で行われた議案第54号には反対を致します。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私はですね、総務常任委員長の報告に対して賛成の立場、議案第54号、霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約案件について、賛成の立場から討論を致します。

本契約案件は、霞クリーンセンターの長寿命化を命題とするもので、必要不可欠のものです。先ほどの反対討論者がですね、霞クリーンセンターを現実に見たことがあるかどうかは分かりませんが、私は先日もこの議案が上程される前に霞クリーンセンターにですね、お伺いして、その状況をつぶさに拝見しております。提案理由のように、壁面のクラック、雨漏り、ひどいものでした。これはもう早急にですね、快適な霞クリーンセンターを維持するために必要不可欠なもので、町としては直ちにこの改修工事を実施すべきものだと思います。これ以上の工事の遅延は許されないと思います。

先ほど、1者入札ということで反対討論がありました。しかし、この1者入札ということだけで反対し否決するということになれば、再設計をし、さらに工事についても大幅に遅れる。当然、再設計することによって費用もかかっていくということになります。

そもそもですね、1者入札に関わる改善については、応札者を増やし実質的な競争性を確保するため、国土交通省が応募要件の緩和や契約条件見直し、準備期間の確保、情報提供の拡充などについて改善策を進めているのは事実です。また、茨城県でも平成22年4月1日以降、土木部が入札公告をする発注工事については、入札参加者が1者のみの場合、当該入札を取りやめる取扱いとなっているのも事実です。しかし、その経過には、入札監視委員会及び監視員の指摘もあり、競争性を確保する観点から運用を変えたと言われております。

しかし、国や県等と異なり、施工業者が限られる市町村では改善策も限られるという制約があります。阿見町では、これまでの入札で1者応札がありましたが、有効としてまいりました。茨城県内の市町村でも同様な条件で、1者応札でも成立させるというところもあるし、中止するというところもあります。近隣自治体では、土浦市、つくば市、龍ケ崎市、守谷市は1者応札でも成立をさせておりますが、牛久市や稲敷市は不成立としております。

今回の契約案件は、一般競争入札で実施されております。一般競争入札では、入札意欲のある者が誰でも自由に入札に参加できることから、地方自治法でも入札参加者が1者であっても、その入札は有効であるとされております。しかし、1者の入札では談合等があったのではないかとかがわせることがあり、競争性が十分に確保できないのではないかと懸念があることも理解はできます。しかし、最近では電子入札の採用もあり、誰が入札に参加するかは理論上は事前に知ることが不可能となり、談合についての懸念も根拠があるわけではありません。

会計法令で定められている入札の目的は、入札公告などの公開手続を経て、誰でもが入札へ公平に参加できる競争の機会を確保することにあります。会計法第99条には、競争に付しても

入札者がいない場合、または再度の入札をしても落札者がいない場合は随意契約によることができるとされており、競争の機会を確保する手続の結果であれば随意契約もできるという条文になっております。

阿見町契約規則でも入札に関する詳細な規則を定めており、今回の入札では事後公表による予定価格、最低制限価格を設定するなど、法律上、条例上の違反はないということができます。反対議員の言う入札制度、入札システムについての議論は今後改めて行うということが適当でございます。今回、談合情報等の具体的な情報があつたわけでもなく、法令上、条例上、違反のない契約案件について反対否決することは到底できるものではありません。

長寿命化という命題を受けた、この本議案に対して、私は賛成をいたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第54号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第54号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案どおり可決することに決しました。

議案第55号 竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第55号、竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月2日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第55

号、竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、落札率について質疑があり、落札率は96.75%との答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論では、1者応札について県では、競争原理が働かない可能性があるということで中止や延期をし、設計の見直しまでやって入札を実施する丁寧な対応を取っている。町民から預かった貴重な財源を使うためにはこのやり方では賛成できないとの反対討論がありました。

そのほか討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第55号、竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約については、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私は、民生教育委員会でこの審議に加わりました。そして、その中で、今委員長が報告されたように反対討論も行いました。この反対討論の趣旨は工事の必要性は当然あってしかるべきなんですけども、その点については異議はありません。ただ、入札の方法について私が指摘したのは、最初の全協のときに入札書取書が付されていなかったと。霞クリーンセンターのときは付されていたのに、同じ町でも付されている課と付されていないものがあって統一されていないからおかしいんじゃないかという問いをしたら、副町長のほうから、今度そういうことで書取書は教育委員会としてもやりますという答弁を頂きましたけども、先ほどの事例と同じで、1者ありきの名前だけの競争で、事実上の指名競争だと思います。

町民の財源を使うことに当たっての姿勢が見えないというところから、反対をいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私も民生教育常任委員会の委員としてこの会議に参加して、今回です、賛成討論を行います。

私もいろいろ、委員会の後に調べましたが、1者応札で競争性が確保できないということが、入札制度の競争性が確保できない懸念があるということも事実だと思います。この談合の懸念がある場合は別として、応札する側で考えると、結果的には1者しか応札しなかった入札であって、その応札者は応札段階で想定していた競争者は複数いたはずで、1者応札

とは、そういった潜在的に在る事業者が結果的に応札しなかったことに生じる現象だと私は考えております。

また、仕事を発注する側においてはですね、一般競争入札でも誰でも入札に参加できる機会を確保します。結果として1者のみの応札であったとしても、ただの結果論であって、入札への参加機会はですね、入札公告を掲示した時点で確保されるものと考え、問題なく、もし参加しようと思えば参加できる、そういった中で競争性が十分確保されているかと思います。結果として、1者だけの入札であったとしても、予定価格以下であればですね、入札は有効だと考えております。

よって、これに賛成いたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私もですね、民生教育常任委員長報告に対して賛成の立場、議案第55号、竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について、賛成の立場から討論します。

先ほども述べましたけれども、私もこの竹来中学校については、改選前でしたが、常任委員会、当時民生教育常任委員会に所属しておりましたので視察をいたしました。反対討論者はね、視察をしているかどうか分かりませんが、現状は大変ひどいもので、先ほどもクリーンセンターで申し上げましたけれども、壁面のクラック、軒下の雨漏りなどがあちこちに生じておりました。生徒たちに安全で快適な学習環境、教育環境を提供するというのは町の責任ですから、これ直ちに実施するべきだというふうに思います。

通常の学校の大規模改修はですね、夏休み期間中に集中的に実施するということになっています。ただ、現在ですね、新型コロナウイルス感染症による影響などもありですね、学校はやっと正常化に向けて動き出したばかりで、今後、休校期間の学習の遅れを取り戻すために夏休みを短縮しなければならないという状況ですので、授業を続けながら工事を行うということになると思います。これ以上、工事の遅れを招来するようなですね、設計のやり直し、入札を再び実施するというような時間的余裕はないと言えらると思います。

1者入札についてのですね、見解については、先ほど賛成討論で10番の永井議員が申し上げました。先ほども私は霞クリーンセンターのところでも申し上げましたけれども、本議案もですね、具体的な談合情報があるわけでもなし、そうすると、法令上、条例上、全く違反のない契約案件について、反対、否決をすると、長年この改修工事を待ち望んでいるですね、竹来中学校の生徒、保護者、教職員及び地域住民の期待を裏切るもので、この議案を否決したり反対することは到底できないと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第55号は原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案どおり可決することに決しました。

議案第56号 舟島小学校設備改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第56号、舟島小学校設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月2日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第56号、舟島小学校設備改修工事請負契約について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、工事期間内の授業について質疑があり、工期的にはかなり厳しい状況ですが、授業に支障がないように工期を組みながら工事を施工したいと思いますとの答弁がありました。

次に、エアコン更新工事について質疑があり、平成9年ぐらいに設置した機器でかなり老朽化していますので全面改修工事になるとの答弁がありました。

次に、入札者のうち阿見の業者数について質疑があり、管工事の特定事業を持っている工事業者になりますが、1者が阿見町の業者ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、舟島小学

校設備改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決することに決しました。

議案第57号 財産の取得について（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第57号、財産の取得について（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本案については、去る6月2日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続き、議案第57号、財産の取得について（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入）について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、交換する消防車の履歴はとの質疑に対し、令和2年5月時点で、走行距離が5,079キロで20年間運行しましたとの答弁がありました。

次に、古い消防車は緊急車両として機能的に問題ないかとの質疑に対し、車両本体、エンジンはまだ使える状態ですが、ポンプ、様々なパースが劣化して、緊急車両として継続的に使うのは難しいとの答弁がありました。

次に、納車時期はいつになるのかとの質疑に対し、年度内中には納車できるよう手配しているとの答弁がありました。

次に、新しい消防車の操作指導はどうするのかとの質疑に対し、納車の際行われる命名式に合わせて業者から指導を仰ぐとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第57号、財産の取得について（消防団第4分団消防ポンプ自動車購入）に対し、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分をお願いします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（久保谷充君） 次に日程第7、議案第58号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案については、去る6月2日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続き、議案第58号、損害賠償の額を定めることについて、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、倒壊した防犯灯用鋼管ポールは設置後何年経過しているのかとの質疑に対し、平成24年頃に行政区が建てましたとの答弁がありました。

次に、平成24年頃建てた防犯灯用鋼管ポールは町全体で何灯あるのかという質疑があり、387灯ありますとの答弁がありました。

次に、現在阿見町にある387灯のポールは点検しているのかとの質疑に対し、今まで点検した事例はないため今後は点検したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、今後は同種事案防止の観点から予防保全型で対応できるのかとの質疑に対し、今後は予防保全型の対応を行いますとの答弁がありました。

次に、倒壊した防犯灯用鋼管ポールは平成24年に行政区が建てたものだが区で直すのかという質疑に対し、平成26年から全ての防犯灯は阿見町が管理しているため阿見町が直しますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第58号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決することに決しました。

議案第59号 あっせんの申立てについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第8、議案第59号、あっせんの申立てについてを議題といたします。

本案については、去る6月2日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続き、議案第59号、あっせんの申立てについて、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、これまでの11回にわたる損害賠償の状況ではどのような請求をしてきたのかとの質疑に対し、主に人件費ですとの答弁がありました。

次に、人件費以外には何があるのかとの質疑に対し、放射線等測定費、放射線測定時の公用車燃料費、給食食材の検体購入費などがありますとの答弁がありました。

次に、これまで東京電力が請求に応じなかったことでADRへの申立てをするわけですが、もう少し早く行ってもよかったのではないのかとの質疑に対し、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、美浦村、利根町、阿見町で構成する6市町村放射能対策協議会でADRに対する申立てを協議してまいりましたとの答弁がありました。

次に、新聞では6市町村が4市町村になったのではないのかという質疑に、龍ヶ崎市と利根町が今回見合わせ、9月に申立てるということですとの答弁がありました。

次に、申立ては、会長市である牛久市から送付するようですが阿見町長が行く可能性はありますかとの質疑に対し、事務局である牛久市の環境政策課の職員とADRの担当者が面談や電話でやり取りすることになりますとの答弁がありました。

次に、令和3年3月から順次時効を迎えますがどのように対応するのかとの質疑に対し、今後、6市町村協議会で決めてまいりますとの答弁がありました。

次に、今後も6市町村協議会で歩調を合わせていくのかとの質疑に対し、できる限り6市町村で協議していきますが、申立てをしない意向であれば阿見町単独でも行ってまいりますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第59号、あっせんの申立てについては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」
の提出を求める請願

○議長（久保谷充君） 次に、日程第9、請願第1号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本案については、去る6月2日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第1号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、御報告申し上げます。

紹介議員の説明に対し質疑を許しましたところ、法律が変わり全面可視化で取調べ等は撮影されていると思うが、全面開示されていないのかとの質疑に対し、冤罪の問題は可視化されるかなり前から問題になっていますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論を許したところ、再審請求審における証拠開示の制度を設けることについては、平成23年から26年に法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」で議論され、再審請求審の証拠開示は一般的なルールを設けること自体困難で、手続構造の異なる再審請求審で通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないという問題点が指摘されています。よって、慎重に検討を進めることが必要であり、平成29年3月から、最高裁判所、法務省、日弁連——日本弁護士連合会や警察庁担当者で構成する刑事手続に関する協議会で現在も協議、意見交換等されているのが実情です。不服申立て禁止についても、検察官が再審開始決定に対して抗告し得ることは公益の代表者としての当然であり、再審請求審の決定が適正

かつ公平に行われることが担保されています。検察官の抗告権排除は、違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性の見地からこれを是正する余地を失う問題点があります。本請願内容は司法制度の全体の在り方に関連するものであって、阿見町の権限外で、国の問題であるため反対しますという反対討論がありました。

その他、討論なく、採決に入り、請願第1号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願については、賛成少数で、不採択となりました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 私は、この意見書を提出するための請願に対して、賛成の立場から討論を致します。

この問題は今始まった問題じゃなくてですね、身近な事件では利根町の布川事件がありました。この再審というのはですね、開かずの扉とも言われてですね、大変そのハードルが高くて、冤罪被害者を救済するですね、唯一の道であることながら、なかなか再審決定に至るまでには何十年もの時間がかかってしまうと。袴田事件においては47年、もう人生終わりですよ。その中で無罪を獲得していくという話なので。

再審とはね、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的にする制度であってですね、個人の尊重を最高の価値と掲げている日本国憲法13条の下では、無実の者は処罰されることは絶対にいけないよということを書いています。冤罪者を速やかに救済されなきゃならない。そのためには、再審手続においても再審請求者の主体性を尊重し適正な手続保障は必要であります。憲法31条の趣旨ですね。

現行の再審法、これは刑事訴訟法第4編19条しか存在しません。もちろん証拠を提出、開示するということに対しては、全て裁判所の裁量で行われております。少ないですね、再審請求を勝ち取るためには非常に高いハードルを越えなきゃいけない、年数がかかるということでございます。再審開始決定を得た多くの事件は、再審請求手続、準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響力を持っているということでもあります。

ところが、その証拠はですね、開示されないんですから、裁判所、検察官がですね、握って

るということで、なかなかその救済のですね、再審の申立てをしても通らないというのが現状であります。

先ほどですね、委員長のほうからも報告がありましたけど、通常審においては証拠開示についてはですね、2004年、平成16年の刑事訴訟法改正において一部明文化されました。平成28年の刑事訴訟法改正においては、これが拡充されたと。しかし、再審手続においてはですね、証拠開示はですね、全く触れられてはないと。この法律ができて以来ですね、70年間の間、何も変わっていないということでございます。

もう1つ、長い間ですね、努力して再審決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てというのができるんですね。そうしますと、再審確定がですね、延期されたり取り消されたりして、そしてまた、冤罪者がですね、長い間苦しい思いをしなきゃいけないと。最終的には無罪を獲得すると、そのときにはですね、既に、袴田事件においてはですね、もう83歳になっちゃった。四十数年間も刑務所にいたよという、そういう事例はですね、皆さんも御存じのとおりだと思います。

そこで、このですね、冤罪を救済する1つの方法として、再審請求手続を受けるですね、通常審と同じようにですね、証拠の開示、全面的な証拠の開示制度、これを制度化していただきたい。もう1つ、再審開始決定に対する検察官のですね、確定に対して検察官の不服申立て、これを禁止していただきたいと。この2つのですね、請願に対して、私は賛成をいたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私もですね、総務常任委員長報告に対して反対、請願に対して賛成の立場から討論をいたします。

茨城県ではですね、先ほども吉田議員が触れておりましたけれども、1967年に発生した強盗殺人事件、布川事件で冤罪がありました。再審の末にですね、無罪が言い渡されましたけれども、犯人として近隣に住む青年2人を逮捕、起訴し、無期懲役が確定しました。証拠は、被告人の自白と現場の目撃証言のみで、当初から冤罪の可能性が指摘されており、42年を経過した2009年、再審が開始され、2011年に水戸地方裁判所土浦支部にて無罪判決が下されました。

この事件の冤罪被害者ですけども、2人は共に竜ヶ崎一高の出身、そのうちの1人桜井昌司さんの講演をですね、何度か私は聞く機会がありましたけれども、今回の請願事項2つほど、証拠の全面開示と、それから検察の不服申立てですね、の禁止、これを訴えておりました。体験者が語っておいりましたので、相当私も頭に残っておいりました。

そもそも、その請願権はですね、憲法に保障された国民の権利で、代表制民主主義を採用する日本において国民が直接意見表明できる極めて重要な機会となっております。先ほど、委員

会の中での反対討論の中では、国のことに関わる問題については地方議会は意見表明できないなどというふうですね、討論があったかのように報告されておりましたけれども、そもそもですね、地方公共団体の議会はですね、地方自治法99条の規定に基づいて、国会に対して、あるいは関係機関に対してですね、意見書を提出することができると明記されております。請願の対象はもちろん、一切の国務、公務、公ですね、公務に関する事項に及ぶと解釈されており、多くは関係機関への意見書を提出するよう求めるものとなっております。

例えば、茨城県における請願に基づく意見書の提出は、令和元年第3回議会では、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に関わる意見書採択を求める請願を採択するとともに、国に対して意見書を提出しております。また、阿見町議会でもですね、これまで国の政策に関わる様々な意見書を国の機関に対して提出をしてまいりました。その中には、政府の立場と相入れない政策に関する意見書、あるいは議論中のもの、そういう意見書も含まれておりました。地方議会として、地域の声を反映するものとなっております。一々、例を挙げたくはないんですが、平成23年第4回議会では、先ほど申し上げました教育予算の拡充を求める請願、これも意見書を提出しました。それから、平成24年第1回議会には、T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める請願、これも採択をして、T P Pへの参加中止を求める意見書を国に提出しております。このようにですね、地方議会でも地域の住民の声をきちんと国に反映するということで、様々な意見書を提出しております。

こうした背景の下でですね、今回、請願された、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願は、再審に関わる一部の人だけではなくて、国民全員に関わる事案であることから、請願を採択し、国の機関に対して意見書を提出すべきであると考え、総務常任委員長報告に対して反対、請願に対して賛成を致します。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私、紹介議員なんですけども、この請願に対して反対討論もないということですね、紹介議員として賛成討論に参加させていただきます。

先ほど、総務常任委員会のね、委員長からの報告の中でですね、新時代の刑事司法制度特別部会、この話が出ました。これ、私もちょっといろいろ調べているんですけども、この中の15回目の会議でですね、再審請求における証拠開示制度を設けるべきではないかという意見が確かに出ております。

また、19回目の会議でですね、時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想というのが出されております。その中で、再審無罪事例が相次いでいるが、その再審請求段階における証拠開示が十分でなかったとの指摘がなされている。通常審、これ、普通の審判ですね、通常審にお

いては大幅に証拠開示がなされる範囲が拡大されているが、再審請求がなされた場合、証拠開示のルールが明確でないとの指摘もされています。

現状、再審請求での証拠開示のルールというのはなく裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられているのが現状です。通常審であってもですね、再審であっても、この法の下での平等は堅持されるべきで、再審における検察側の手持ち証拠の開示は、これ、必要不可欠なことではないでしょうか。

また、検察側の不服申立て、上訴の禁止についてなんですが、これ、一旦下級審において再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察官の不服申立てで即時抗告や最高裁への特別抗告、これが許されれば、再審開始まで長い年月がかかってしまいます。先ほど吉田議員もおっしゃいましたけれども、高齢の方々に対しては、これは非常に二重の苦痛に当たるものだと思います。この中でこの冤罪被害者のね、速やかな救済っていうのを期待できなくなってしまうというのが実態としてあるかと思います。アメリカやイギリス、フランス、ドイツ、カナダ、韓国、台湾などでは、この再審制度において検察官の不服申立ては認めておりません。そういったことが今、世界の中であります。

また、先ほどですね、委員長報告の中で、今、海野議員も言われましたが、国のほうの問題でね、当町、阿見町にはそぐわないということがありますが、このような請願はですね、市町村の議会から上に上げていく。それが国を動かす力になるんじゃないかと思っております。

今回の請願に関してですね、請願者を招いての委員会での議論、これをやっていただきかったんですけども、それができなかったのは非常に残念に思っております。今回、委員会でですね、反対をされた方もですね、ぜひともこの請願に賛成していただき、阿見町としてですね、しっかり決議を上げていきたいということで思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私も、紹介議員の1人として賛成討論に参加したいというふうに思います。

私は今、民事なんですけども、東京高裁で係争中であります。裁判というのを経験した者じゃないと分からないところがね、あると思うんですけども、非常に限られた空間の中で、相手があって、お互いに弁論をするという中で、裁判長がそれを聞いて判断をするわけですね。非常にね、証拠開示が制限されたり、不利なものを出さなかったりする、検察側のね、証拠隠滅があった場合には、裁判長の判断が偏っちゃうっていうか、鈍っちゃうこともね、これは当然ね、実際の裁判の中では出てくるんですね。

だからこそ、やっぱり無実のものがね、有罪になってしまったりするケースがね、出てくるっていうのは、私もね、裁判のような中で、席に座ってみて初めてね、ああいう中で審議されて、有罪か無罪か、民事の場合にはそういうあれはないんですけども、刑事事件の場合には本当にね、その人の一生を左右するような判決が下った場合にはね、無罪だったら本当にどうなんでしょうという感じはしますよね。

だから、皆さんも、自分のこと、自分の家族がそういう立場に立たされたときにね、この再審改正がね、本当に速やかに行われて、冤罪がね、晴らされるようにという思いを胸に抱いてもらって、今回のことについて判断を仰ぎたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、不採択であります。

本案を原案どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 原案どおり採択することに御異議ございませんかということ。

〔「委員長報告じゃなくて、原案ね」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） うん、原案。原案どおりに採択することに賛成か、反対かということだよ、はい。

〔「原案だったら」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） だから賛成、反対もある。

〔「原案に対してですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） はい。それではですね、本案を、原案どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。

よって、請願第1号は原案どおり採択することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時55分といたします。

午前 11 時 42 分休憩

午前 11 時 55 分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、10番、永井義一君ほか2名から、意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）が提出されました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）を日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。

意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）

○議長（久保谷充君） これより、追加日程第1、意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

10番永井義一君、登壇願います。

〔10番永井義一君登壇〕

○10番（永井義一君） それでは、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）、朗読をもって説明に代えさせていただきます。2ページ目をお開けください。

再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。

罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件に再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。そして、最近では湖東記念病院人工呼吸器殺人事件で12年間服役した西山美香さんが、今年3月31日に再審無罪判決を勝ち取り、マスコミでも大きく報道されました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪になる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護士側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。

ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務さえないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん、90歳を超えました、アヤさんは、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでも既に50年以上も前に、再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について刑事訴訟法の再審

規定（再審法）の改正を行うことを要請いたします。

記

1，再審における検察手持ち証拠の全面開示。

2，再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月16日，茨城県阿見町議会。

提出先，内閣総理大臣，法務大臣。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております意見書案第1号については，会議規則第39条第2項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって，意見書案第1号は原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって，可決された意見書の配付をいたします。「案」の文字の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念申し上げます。

これをもちまして、令和2年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 0時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 平 岡 博

署 名 員 川 畑 秀 慈

参 考 資 料

令和 2 年第 2 回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第47号 議案第48号 議案第54号 議案第57号 議案第58号 議案第59号 請願第 1 号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について 令和 2 年度阿見町一般会計補正予算（第 3 号） 内 総務常任委員会所管事項 霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事請負契約について 財産の取得について（消防団第 4 分団消防ポンプ自動車購入） 損害賠償の額を定めることについて あっせんの申立てについて 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願
民 生 教 育 常 任 委 員 会	議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第55号 議案第56号	令和 2 年度阿見町一般会計補正予算（第 3 号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和 2 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 令和 2 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 令和 2 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 竹来中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について 舟島小学校設備改修工事請負契約について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第48号 議案第52号 議案第53号	令和 2 年度阿見町一般会計補正予算（第 3 号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和 2 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 1 号）について 令和 2 年度阿見町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和2年3月～令和2年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
世 話 人 会	3月30日	第2委員会室	・臨時会（初議会）の日程等について ・仮議席，議席の指定方法について ・議長及び副議長選挙の方法について ・会議録署名議員等の指名方法について ・議会選出の町監査委員の選出方法について ・常任委員会委員の選出方法について ・議会運営委員会委員の選出方法について ・一部事務組合議会議員の選出方法について ・全員協議会の議員席の指定方法について ・費用弁償の支給について ・議会だより編集委員会委員の選出方法について ・議会報告運営委員会委員の選出方法について ・議会中継推進委員会委員の選出方法について ・その他
議会運営委員会	5月1日	第2委員会室	・第2回臨時会会期日程等について ・その他

議会運営委員会	5月26日	第2委員会室	・第2回定例会会期日程等について ・その他
議会だより 編集委員会	3月27日	第2委員会室	・議会だより第164号の発行について ・その他
	4月14日	第2委員会室	・議会だより第164号の発行について ・その他
議会報告 運営委員会	5月12日	全員協議会室	・2年間の活動予定について ・今期の活動内容について ・その他
議会ICT 推進委員会	4月24日	第2委員会室	・タブレット端末の仕様について ・タブレット端末の運用について ・その他
全員協議会	4月6日	全員協議会室	・臨時会（初議会）の日程について ・仮議席，議席の指定方法について ・議長及び副議長選挙の方法について ・会議録署名議員等の指名方法について ・議会選出の町監査委員の選出方法について ・常任委員会委員の選出方法について ・議会運営委員会委員の選出方法について ・一部事務組合議会議員の選出方法について ・全員協議会の議員席の指定方法について ・費用弁償の支給について ・その他

全 員 協 議 会	4 月 6 日	全員協議会室	・危機管理監の採用について ・新型コロナウイルス感染症に対する町の対応について ・あて職について ・議会だより編集委員会委員の選出について ・議会報告運営委員会委員の選出について ・議会 I C T 推進委員会委員の選出について ・その他
	4 月 21 日	全員協議会室	・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言について
	5 月 12 日	全員協議会室	・特別定額給付金等の取組み状況について ・その他
	5 月 12 日	全員協議会室	・令和 2 年第 2 回定例会について ・その他
	5 月 25 日	全員協議会室	・選挙におけるポスター掲示場の設置等について ・財産の取得について（消防団第 4 分団消防ポンプ自動車購入） ・あっせんの申立てについて（東京電力への損害賠償請求について） ・霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事について

全 員 協 議 会	5 月 25 日	全員協議会室	・阿見町第 4 次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～の策定について ・阿見町障害者地域生活支援拠点事業者の選考結果について ・第 2 期阿見町子ども・子育て支援事業計画の策定について ・保育所整備計画について ・竹来中学校外壁・屋上防水改修工事について ・舟島小学校設備改修工事について ・廃校施設の利活用について ・その他
民 生 教 育 常 任 委 員 会	5 月 21 日	全員協議会室	・吉原小学校跡地利活用検討委員会前委員長からの申し出について ・吉原小学校跡地利活用に対する要望について ・吉原小学校跡地利活用の検討結果と進捗状況について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
稲敷地方広域市町村圏事務組合	5 月 28 日	全員協議会 ・ 監査委員の選任について		久保谷実 紙井和美 永井義一
	5 月 28 日	臨時会 ・ 高機能消防指令センター設備の取得について ・ 水槽付消防ポンプ自動車の取得について ・ 高規格救急自動車の取得について ・ 令和 2 年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 2 号） ・ 専決処分の報告について（和解に関することについて） ・ 専決処分の報告について（和解に関することについて） ・ 専決処分の報告について（令和 2 年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）） ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案承認 原案承認 原案承認 林昌子議員	久保谷実 紙井和美 永井義一

請 願 文 書 表

令和 2 年第 2 回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
1	令和 2 年 5 月 25 日	1. 件 名 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願 2. 主 旨 ①再審における検察手持ち証拠の全面開示，②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を貴議会において採択され，国へ提出していただきたくお願いいたします。 再審は，無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。 罪を犯していない人が，犯罪者として法による制裁を受ける。これは，冤罪です。冤罪は人生を破壊し，人格を否定すると同時に，法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら，後をたちません。 2010年，足利事件に始まり，布川事件，東電OL事件から，2016年，東住吉事件に至るまで，無期という重罰事件に再審無罪が続きました。また2014年には，袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。そして，最近では湖東記念病院人口呼吸器殺人事件で12年間服役した西山美香さんが，今年3月31日に再審無罪判決を勝ち取り，マスコミでも大きく報道されました。 しかし，これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では，つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。 その大きな壁の一つは，検察が捜査で集めた証拠を隠匿し，証拠を開示しないことです。再審請求では，無実を主張する請求人と弁護側から，新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。 ところが，証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく，当事者主義の名の下に，それらは開示する義務はないとされ，しばしば無罪証拠が隠されたまま，有罪が確定する事例が後を絶ちません。 無罪となった再審事件で，「新証拠」の多くが，実は当	茨日本 城国民 県救 水戸援 市会 見川 5 茨 ・城 127 県 ・本 281 部 会 長 田 村 武 夫	永井 義一・ 飯野 良治・ 落合 剛	

1	初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。 通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下の平等原則さえも踏みにじられています。 次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えました）は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。 公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。 このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無^む辜^この救済のための焦眉の課題です。 現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。 また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。 無^む辜^この者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を行うことを要請いたします。 （請願事項） 1 再審における検察手持ち証拠の全面開示。 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。	
---	--	--